

# 京都市地域防災計画

KYOTO

原子力災害対策編

平成 26 年 11 月 10 日

京都市防災会議



# 京都市地域防災計画

昭和38年3月14日制定	平成3年7月1日修正
昭和39年8月3日修正	平成4年6月25日修正
昭和40年8月13日修正	平成5年6月29日修正
昭和41年7月23日修正	(震災対策編策定)
昭和42年9月9日修正	平成6年6月24日修正
昭和43年6月20日修正	平成7年6月13日修正
昭和44年6月19日修正	平成10年2月6日修正
昭和45年6月18日修正	(震災対策編、一般災害対策編、資料編に分冊)
昭和46年7月28日修正	平成10年6月18日修正
昭和47年6月13日修正	平成11年6月30日修正
昭和48年6月11日修正	平成12年6月28日修正
昭和49年6月10日修正	平成13年6月25日修正
昭和50年6月19日修正	平成14年6月26日修正
昭和51年6月14日修正	平成15年6月26日修正
昭和52年6月17日修正	平成16年7月29日修正
昭和53年6月13日修正	(震災対策編、一般災害対策編、事故対策編、資料編に分冊)
昭和54年6月12日修正	平成17年7月15日修正
昭和55年6月17日修正	平成18年7月11日修正
昭和56年6月16日修正	平成19年7月27日修正
昭和57年6月18日修正	平成20年8月12日修正
昭和58年6月16日修正	平成21年7月28日修正
昭和59年6月14日修正	平成22年7月26日修正
昭和60年6月19日修正	平成23年12月14日修正
昭和61年6月17日修正	平成25年3月18日修正
昭和62年6月15日修正	(原子力災害対策編策定)
昭和63年7月13日修正	平成26年3月20日修正
平成元年6月28日修正	平成26年11月10日修正
平成2年6月29日修正	

京都市防災会議



# 京都市地域防災計画 原子力災害対策編

## 目 次

<b>第1章 総 則</b> .....	1
<b>第1節 計画の目的</b> .....	3
<b>第2節 計画の性格</b> .....	3
2.1 原子力災害対策の基本となる計画	
2.2 京都市における他の災害対策との関係	
2.3 計画の修正	
<b>第3節 計画の周知徹底</b> .....	4
<b>第4節 計画の作成又は修正に際し準拠するべき指針</b> .....	4
<b>第5節 計画の基礎とするべき災害の想定</b> .....	5
5.1 放射性物質の放出形態	
5.2 被ばくの経路	
<b>第6節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む地域の範囲</b> .....	6
6.1 予防的防護措置を準備する区域 (P A Z :Precautionary Action Zone)	
6.2 緊急時防護措置を準備する区域 (U P Z :Urgent Protective Action Planning Zone)	
<b>第7節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置の実施</b> .....	7
7.1 原子力施設等の状態に応じた防護措置の実施	
7.2 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施	
<b>第8節 防災関係機関の事務又は業務の大綱</b> .....	13
<b>第2章 原子力災害事前対策</b> .....	15
<b>第1節 原子力事業者の防災業務計画に関する意見提出及び防災要員の現況等の届出の受領</b> .....	17
1.1 防災業務計画への意見提出	
1.2 原子力防災要員の現況等の届出の受領	
<b>第2節 立入検査と報告の徴収</b> .....	17
2.1 立入検査の実施結果の受領	
<b>第3節 原子力防災専門官との連携</b> .....	18
3.1 原子力防災専門官との連携	
<b>第4節 迅速かつ円滑な災害応急体制の整備</b> .....	18
4.1 迅速かつ円滑な災害応急体制の整備	
<b>第5節 情報の収集・連絡体制等の整備</b> .....	19
5.1 情報の収集・連絡体制の整備	
5.2 情報の分析整理	
5.3 通信手段・経路の多様化等	
<b>第6節 緊急事態応急体制の整備</b> .....	23
6.1 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備	
6.2 災害対策本部の設置・運営方法の整備	
6.3 対策拠点施設における原子力災害合同対策協議会等の体制の整備	

6.4	長期化に備えた動員体制等の整備	
6.5	防災関係機関相互の連携体制の強化	
6.6	消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊の派遣要請体制の整備	
6.7	自衛隊との連携体制の整備	
6.8	広域的な応援協力体制の拡充・強化	
6.9	モニタリング体制等の整備	
6.10	専門家の派遣要請手続きの整備	
6.11	放射性物質による環境汚染への対処のための体制整備	
6.12	複合災害に備えた体制の整備	
6.13	人材及び防災資機材の確保等に係る連携	
<b>第7節</b>	<b>避難収容活動体制の整備</b>	30
7.1	U P Z 内における避難計画の作成	
7.2	避難所等の整備	
7.3	避難行動要支援者等に関する措置	
7.4	不特定多数の者が利用する施設における避難計画の作成	
7.5	病院等医療機関、社会福祉施設、学校等施設における避難計画の作成	
7.6	住民等の避難状況の確認体制の整備	
7.7	居住地以外の市町村に避難する被災者に関する情報を共有する仕組みの運用	
7.8	警戒区域を設定する場合の計画の策定	
7.9	避難所等・避難方法等の周知	
7.10	家庭動物の飼養場所の確保	
<b>第8節</b>	<b>緊急輸送活動体制の整備</b>	35
8.1	専門家の現地移送への協力	
8.2	緊急輸送道路の関連設備の整備	
<b>第9節</b>	<b>救助・救急及び防護資機材等の整備</b>	36
9.1	救助・救急活動用資機材の整備	
9.2	救助・救急機能の強化	
9.3	緊急被ばく医療活動体制等の整備	
9.4	安定ヨウ素剤の予防服用体制の備蓄	
9.5	防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備	
9.6	物資の調達、供給活動体制の整備	
<b>第10節</b>	<b>住民等への的確な情報伝達体制の整備</b>	38
10.1	住民等への的確な情報伝達体制の整備	
<b>第11節</b>	<b>行政機関の業務継続計画の策定</b>	39
11.1	行政機関の業務継続計画の策定	
<b>第12節</b>	<b>原子力防災に関する市民等に対する知識の普及と啓発及び情報発信</b>	39
12.1	原子力防災に関する知識の普及と啓発	
<b>第13節</b>	<b>防災業務関係者的人材育成</b>	40
13.1	防災業務関係者に対する研修及び人材育成	
<b>第14節</b>	<b>防災訓練等の実施</b>	41

14.1	訓練計画の策定	
14.2	訓練の実施	
14.3	実践的な訓練の工夫及び事後評価	
<b>第15節</b>	<b>核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応</b>	<b>43</b>
15.1	核燃料物質等の運搬中の事故への対応	
<b>第16節</b>	<b>災害復旧への備え</b>	<b>44</b>
16.1	災害復旧に備えた除染に関する資料の収集・整備等	
<b>第3章 緊急事態対策</b>		<b>45</b>
<b>第1節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保</b>		<b>47</b>
1.1	施設敷地緊急事態発生等の情報等を確認し、関係する防災関係機関等へ連絡する	
1.2	施設敷地緊急事態等発生後の応急対策活動情報、被害情報等を連絡する	
1.3	一般回線が使用できない場合に対処する	
1.4	放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動を行う	
<b>第2節 活動体制の確立</b>		<b>52</b>
2.1	警戒態勢を確立する	
2.2	緊急事態対策に備える	
2.3	緊急事態対策の実施（原子力緊急事態宣言が発出された場合の対策等）	
<b>第3節 住民等に対する事故発生及び避難指示等の連絡</b>		<b>70</b>
3.1	住民等に対して事故発生及び避難指示等を連絡する	
<b>第4節 屋内退避、避難収容等の防護活動</b>		<b>73</b>
4.1	避難所等を開設する	
4.2	避難の際に住民等に対するスクリーニングを実施する	
4.3	広域一時滞在に対応する	
4.4	安定ヨウ素剤の予防服用措置を講じる	
4.5	要配慮者等に配慮する	
4.6	学校等施設は生徒等を安全に避難させる	
4.7	不特定多数の者が利用する施設は利用者を避難させる	
4.8	警戒区域の設定、避難の勧告・指示の実効を上げるための措置を講じる	
4.9	飲食物、生活必需品等を調達し供給する	
<b>第5節 緊急輸送活動</b>		<b>79</b>
5.1	救助・救急活動、避難者及び物資等の緊急輸送活動を実施する	
5.2	緊急輸送のための交通を確保する	
<b>第6節 救助・救急及び医療活動</b>		<b>81</b>
6.1	救助及び救急活動に必要な措置を講じる	
6.2	緊急時における住民等の健康管理、スクリーニング、除染等を実施する	
6.3	京都府が行う緊急被ばく医療に協力する	
<b>第7節 市民等への迅速かつ的確な情報伝達活動</b>		<b>83</b>
7.1	市民等への迅速かつ的確な情報伝達を実施する	
7.2	市民等のニーズ、要配慮者に配慮した情報伝達を実施する	

7.3	市民等からの問い合わせに対応する体制を整備する	
<b>第8節</b>	<b>飲食物の出荷制限, 摂取制限等</b>	86
8.1	緊急時における飲食物の出荷制限, 摂取制限等を実施する	
8.2	琵琶湖等の水道水源の放射性物質による汚染に対応する	
<b>第9節</b>	<b>治安の確保及び火災の予防</b>	89
9.1	治安の確保及び火災予防に努める	
<b>第10節</b>	<b>行政機関の業務継続に係る措置</b>	89
10.1	行政機関の庁舎を退避し業務を継続する	
<b>第11節</b>	<b>自発的支援の受入れ等</b>	90
11.1	ボランティアの受入体制の確保に努める	
11.2	義援物資, 義援金を受け入れ, 配付, 配分を行う	
<b>第4章 原子力災害中長期対策</b>		91
<b>第1節</b>	<b>放射性物質による環境汚染への対処</b>	93
1.1	放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を実施する	
<b>第2節</b>	<b>心身の健康相談体制の整備</b>	93
2.1	心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し実施する	
<b>第3節</b>	<b>風評被害等の影響の軽減</b>	94
3.1	市内産農産物のモニタリングを実施する	
3.2	観光客・修学旅行生の減少を防ぐため情報提供を行う	
3.3	販売促進・観光誘致活動を実施する	
3.4	放射線被ばくについての人権侵害の防止, 人権意識の啓発に取り組む	
<b>第4節</b>	<b>被災者等の生活再建等の支援</b>	96
4.1	被災者等の生活再建を支援する	
4.2	被災者の自立を支援する	
4.3	災害復興基金の設立等を検討する	
<b>第5節</b>	<b>被災中小企業等に対する支援</b>	97
5.1	被災中小企業等を支援する	
<b>第6節</b>	<b>緊急事態解除宣言後の対応</b>	97
6.1	原子力災害中長期対策や被災者の生活支援を実施する	
<b>第7節</b>	<b>各種制限措置の解除</b>	98
7.1	各種制限措置の解除を行う	
<b>第8節</b>	<b>原子力災害中長期対策実施区域の設定</b>	98
8.1	原子力災害中長期対策実施区域を設定する	
<b>第9節</b>	<b>被災地域住民に係る記録等の作成</b>	99
9.1	被災地域住民の記録を作成する	
9.2	災害対策措置状況等の記録を作成する	

原子力災害対策編に係る用語解説	101
原子力災害対策編に係る関係細部計画	113
京都市環境放射線モニタリング計画	115
京都市水道対策計画	121
原子力災害避難計画	125



## はじめに

平成23年3月11日、東京電力株式会社福島第一原子力発電所（以下「福島第一原発」という。）は、東北地方太平洋沖地震と共に伴う津波の襲来によって発災した。その結果、大量の放射性物質が放出され、発電所から半径20km圏内の地域は、警戒区域として立入りが原則禁止され、半径20km圏外の一部の地域も、計画的避難区域に設定されるなど、避難区域の指定は福島県内の12市町村に及んだ。このため、14万人を超える住民が避難し、現在多くの住民が避難生活を余儀なくされている。また、広範な地域に拡散した放射性物質は、子どもを含めた多くの人々に健康への影響に対する不安を与え、農畜水産物の生産者等に甚大な被害をもたらすとともに、消費者の不安も招くなど、国民生活に、極めて広範かつ深刻な影響を及ぼしている。

京都市は、福島第一原発の深刻な事態を教訓とし、万一の原子力災害から、147万人の市民の生命、身体及び財産を守るため、国の法整備等を待つことなく「京都市原子力発電所事故対応暫定計画」を平成24年3月に策定し、対応してきたが、同年9月18日の原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）の改正、及び同年10月31日の国の原子力災害対策指針の策定並びに翌25年2月27日の指針改定を受けて、平成25年3月18日、京都市地域防災計画に、新たに「原子力災害対策編」を策定し、運用しているところである。

なお、国の指針については、原子力規制委員会のもと、最新の科学的知見により見直され、平成25年6月5日、同年9月5日に改定されている。

本計画についても改定指針に準拠し改正しており、今後も見直し検討を行っていく。



# 第1章 総 則

本章では、計画の目的及び性格について明らかにし、原子力災害対策を講じるうえで準拠するべき国の原子力災害対策指針を明確にするとともに、福島第一原発における事態を十分に踏まえた過酷事故を想定したうえで、本市として原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲を指定し、防災関係機関の役割分担を明確にする。



## 第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号、以下「災対法」という。）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に基づき、原子力事業者の原子炉の運転等（原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年法律第147号）第2条第1項に規定する原子炉の運転等をいう。）及び事業所外運搬（以下「運搬」という。）により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることにより発生する原子力災害の事前対策並びに発生時の緊急事態応急対策及び中長期対策について、京都市並びに京都府、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置等の総合的かつ計画的な原子力防災業務に係る必要な事項を定めることにより、原子力災害から市民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

## 第2節 計画の性格

### 2.1 原子力災害対策の基本となる計画

この計画は、京都市の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画原子力災害対策編及び京都府の地域防災計画（原子力発電所防災対策計画編）に基づいて作成したものであって、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画と抵触するがないように、緊密に連携を図った上で作成されたものである。

京都市及び防災関係機関は、想定される全ての事態に対して対応できるよう対策を講じることとし、たとえ不測の事態が発生した場合であっても、対処し得るよう柔軟な体制を整備する。

### 2.2 京都市における他の災害対策との関係

この計画は、「京都市地域防災計画」の「原子力災害対策編」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については「京都市地域防災計画(一般災害対策編、震災対策編、事故対策編)」に準拠する。

### 2.3 計画の修正

この計画は、災対法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、修正の必要があると認める場合にはこれを変更する。

## 第3節 計画の周知徹底

各防災関係機関に対し、計画の周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては市民への周知を図る。また、各防災関係機関においては、この計画の習熟に努めるとともに、必要に応じて細部の活動計画等を作成する。

## 第4節 計画の作成又は修正に際し準拠するべき指針

この計画の作成又は修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」（平成25年9月5日改定）に準拠する。

**(参考) 原子力災害対策特別措置法【抜粋】**

第1章の二 原子力災害対策指針

第6条の二 原子力規制委員会は、災害対策基本法第2条第8号に規定する防災基本計画に適合して、原子力事業者、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の者による原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策（次項において「原子力災害対策」という。）の円滑な実施を確保するための指針（以下「原子力災害対策指針」という。）を定めなければならない。

2 原子力災害対策指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 原子力災害対策として実施すべき措置に関する基本的な事項
- 二 原子力災害対策の実施体制に関する事項
- 三 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の設定に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、原子力災害対策の円滑な実施の確保に関する重要事項

3 (略)

**(参考) 今後、原子力規制委員会で検討を行うべき課題（原子力災害対策指針）**

※以下の事項は、今後、原子力規制委員会で検討され、その内容を原子力災害対策指針に記載していくこととされている。

① 原子力災害事前対策の在り方

- ・ IAEA（国際原子力機関）が公表する導出過程に基づく包括的判断基準からのOIL（運用上の介入レベル）の算出、OILの初期設定値の変更の在り方や放射線以外の人体への影響も踏まえた総合的な判断に基づくOILの設定の在り方
- ・ プルームの影響を考慮したPPA（プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域）の導入

② 緊急時モニタリングの在り方

- ・ 中期モニタリング及び復旧期モニタリングの在り方、防護措置の実施方策に対応した緊急時モニタリングの在り方

③ 緊急被ばく医療の在り方

- ・ プルーム通過時に対する防護措置としての安定ヨウ素剤の投与の判断基準の整備、屋内退避等の防護措置との併用の在り方等

④ 地域住民との情報共有等の在り方

- ・ 透明性を確保し適切な防災対策の計画及び実施を実現するため、住民の理解や信頼を醸成するための情報を定期的に共有する場の設定等

## 第5節 計画の基礎とするべき災害の想定

原子力災害対策を重点的に実施すべき地域における原子力施設からの放射性物質の放出形態は、原子力災害対策指針により、過酷事故を想定し、以下のとおりとする。

### 5.1 放射性物質の放出形態

原子炉施設等では、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が施設外の周辺環境に放出される。その際、大気への放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス、揮発性の放射性物質である放射性ヨウ素のほか、放射性セシウムなど常温で固体の放射性物質を含む大気中に浮遊する微粒子等がある。

放出されたこれらの放射性物質は、ブルーム(気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団)となり、移動距離が長くなる場合は、拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨雪がある場合の地表への沈着、土壤や瓦礫等に付着した放射性物質の飛散や流出に特別な留意が必要である。

実際、平成23年3月に発生した福島第一原発事故においては、格納容器の一部の封じ込め機能の喪失、溶融炉心から発生した水素の爆発による原子炉建屋の損傷等の結果、放射性希ガス、放射性ヨウ素、放射性セシウム等の放射性物質が大量に大気環境に放出された。また、炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流出した。したがって、事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、複合的であることに十分留意する必要がある。

### 5.2 被ばくの経路

被ばくの経路には、大きく「外部被ばく」と「内部被ばく」の2種類がある。これらは複合的に起こり得ることから、原子力災害対策の実施にあたっては双方を考慮する必要がある。

#### 5.2.1 外部被ばく

外部被ばくとは、体外から放射線を受ける被ばくのことである。

#### 5.2.2 内部被ばく

内部被ばくとは、吸入、経口摂取等により放射性物質を体内に取り込み、その放射性物質が生体内に分布し、体内的組織や臓器が放射線を受ける被ばくのことである。

(参考) 関西電力(株) 大飯原子力発電所の出力規模

号機	原子炉	定格出力	運転開始
1号機	加圧水型軽水炉 (PWR)	117.5万kW	昭和54年3月
2号機		117.5万kW	昭和54年12月
3号機		118万kW	平成3年12月
4号機		118万kW	平成5年2月

## 第6節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む地域の範囲

情報伝達体制の整備、避難計画の策定等、京都市における原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲は、原子力災害対策指針において示されている目安を踏まえ、施設の特性、行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況や国の放射性物質拡散シミュレーション結果を勘案し、次のように定める。

### 6.1 予防的防護措置を準備する区域（P A Z :Precautionary Action Zone）

原子力施設から概ね半径 5 km を目安とされているが、京都市域には該当区域はない。

### 6.2 緊急時防護措置を準備する区域（U P Z :Urgent Protective Action Planning Zone）

原子力災害対策指針の規定に準拠するとともに、国の放射性物質拡散シミュレーション結果を考慮し、住民の安全を最大限確保するため、関西電力株式会社大飯発電所（以下「大飯発電所」という。）から半径 32.5 km 圏域を含む地域を U P Z とする。

表 1.6.1 緊急時防護措置を準備する区域（U P Z）

資料：住民基本台帳（平成 26 年 1 月 1 日）

行政区名	地 域	世 带 数 (世帯)	人 口 (人)	大飯発電所から半径 32.5km 圏内の居住者
左京区	久 多	62	100	8 世帯 13 人
	広河原	41	110	11 世帯 18 人
右京区	京北上弓削町上川行政区	56	120	居住者なし
計		159	330	19 世帯 31 人

図 1.6.1 緊急時防護措置を準備する区域（U P Z）



## 第7節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置の実施

### 7.1 原子力施設等の状態に応じた防護措置の実施

P A Z 以遠においても、国の指示により、原子力施設で発生した事態の規模や時間的推移に応じて、段階的に避難措置等の防護措置を実施することとなる。

京都市は、原子力災害対策指針等に基づく緊急事態区分等に応じて避難等の防護措置を準備し、実施することになるが、原則、U P Z においては、全面緊急事態となった場合には、予防的な防護措置（屋内退避）を実施する。

原子力発電所等における事態の区分		・情報収集事態
	緊急事態区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警戒事態</li> <li>・施設敷地緊急事態</li> <li>・全面緊急事態</li> </ul>

#### 7.1.1 緊急事態区分の具体的な判断基準

原子力災害対策指針では、これらの緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準として、原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等に基づき緊急時活動レベル（Emergency Action Level。以下「E A L」という。）が設定されている。

各発電用原子炉の特性および立地地域の状況に応じたE A Lの設定については、原子力規制委員会が示すE A Lの枠組みに基づき、原子力事業者がそれぞれの防災業務計画（大飯原子力発電所防災業務計画）に定めている。

なお、原子力規制委員会が示すE A Lの枠組みの内容は、表1.7.1「各緊急事態区分を判断するE A Lの枠組みについて」のとおりである。

#### 7.1.2 情報収集事態及び緊急事態（警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態）の基本的な考え方

緊急事態の初期対応段階においては、情報収集により事態を把握し、原子力施設の状況や当該施設からの距離等に応じ、防護措置の準備やその実施等を適切に進めることが重要である。

発災直後の情報収集・連絡等については、国の防災基本計画（第12編 原子力災害対策編）において、原子力規制委員会は情報収集事態及び警戒事態（原子力災害対策指針に基づく警戒事態）が発生した時、情報の収集、関係省庁への通報、地方公共団体への連絡及びその後の状況についての情報提供を行うこととされている。

また、原子力災害対策指針においては、原子力施設の状況に応じて、緊急事態を、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の3つに区分し、各区分における、原子力事業者、国及び地方公共団体のそれぞれが果たすべき役割が定められている。

##### （1）情報収集事態

情報収集事態とは、原子力施設等立地市町村で以下のよう自然災害が発生した場合をいう。

情報収集事態において、国は関係省庁及び関係地方公共団体への連絡や対外公表等を行うこととされている。

##### 《情報収集事態》

原子力施設等立地市町村で震度5弱又は震度5強の地震が発生した場合

（原子力施設等立地府県における震度が6弱以上であった場合を除く。）

## (2) 警戒事態

警戒事態とは、以下のような原子力施設等の立地地域及びその周辺において、大規模自然災害の発生又は原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがある場合をいう。

警戒事態は、その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生またはそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリング（放射性物質もしくは放射線の異常な放出またはそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリングをいう。）の準備を開始するとともに、平常時モニタリングを強化する段階である。

この段階では、原子力事業者は、警戒事態に該当する事象の発生及び施設の状況について直ちに国に連絡しなければならない。

国は、原子力事業者の情報を基に警戒事態の発生の確認を行い、遅滞なく、地方公共団体、公衆等に対する情報提供を行わなければならない。

### 『警戒事態』

①原子力施設等立地道府県において、震度6弱以上の地震が発生した場合

②原子力施設等立地道府県において、大津波警報が発令された場合

③東海地震注意報が発表された場合

④原子力施設で重要な故障等が発生した場合

（原子力災害対策指針の「警戒事態を判断するEALの枠組み」に基づき、関西電力㈱が大飯発電所防災業務計画に定めている警戒事態のEALの事象が発生した場合をいう。）

⑤その他委員長又は委員長代行（不在等の場合の代行者として委員長が指名する委員をいう。）が原子力規制委員会原子力事故警戒本部（以下「警戒本部」という。）の設置が必要と判断した場合

## (3) 施設敷地緊急事態

施設敷地緊急事態は、以下のような原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階である。

この段階では、原子力事業者は、施設敷地緊急事態に該当する事象の発生および施設の状況について直ちに国および地方公共団体に通報しなければならない。

国は、施設敷地緊急事態の発生の確認を行い、遅滞なく、地方公共団体、公衆等に対する情報提供を行わなければならない。

国、地方公共団体および原子力事業者は、緊急時モニタリングの実施等により事態の進展を把握するため情報収集を強化しなければならない。

UPZにおいては、屋内退避の準備を開始する段階である。

### 『施設敷地緊急事態』

原子力災害対策指針の「施設敷地緊急事態を判断するEALの枠組み」に基づき、関西電力㈱が大飯発電所防災業務計画に定めている施設敷地緊急事態のEALの事象が発生した場合

（原災法第10条に基づき、関西電力㈱が国、関係公共機関へ通報を行うべき事象が発生した場合をいう。）

## (4) 全面緊急事態

全面緊急事態は、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階である。

この段階では、原子力事業者は、全面緊急事態に該当する事象の発生および施設の状況について直ちに国および地方公共団体に通報しなければならない。

国は、全面緊急事態の発生の確認を行い、遅滞なく、地方公共団体、公衆等に対する情報提

供を行わなければならない。

国および地方公共団体は、UPZ内において、基本的にすべての住民等を対象に屋内退避を指示するとともに、安定ヨウ素剤の配布・服用準備を行わなければならない。また、事態の規模、時間的な推移に応じて、UPZ内においても、PAZ内と同様、避難等の予防的防護措置を講じる必要がある。

《全面緊急事態》

原子力災害対策指針の「全面緊急事態を判断するEALの枠組み」に基づき、関西電力株が大飯発電所防災業務計画に定めている全面緊急事態のEALの事象が発生した場合（原災法第15条の規定により、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出する事象をいう。）

**表1.7.1 各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて【原子力災害対策指針抜粋】**

加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉施設（原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

警戒事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できること。</p> <p>③ 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。</p> <p>④ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</p> <p>⑤ 原子炉の停止中に1つの残留熱除去系ポンプの機能が喪失すること。</p> <p>⑥ 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。</p> <p>⑦ 原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</p> <p>⑧ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</p> <p>⑨ 重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑩ 燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。</p> <p>⑪ 当該原子炉施設等立地道府県において、震度6弱以上の地震が発生した場合。</p> <p>⑫ 当該原子炉施設等立地道府県において、大津波警報が発令された場合。</p> <p>⑬ オンサイト統括補佐が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。</p> <p>⑭ 当該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。</p> <p>⑮ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。

施設敷地緊急事態を判断する E A L	緊急事態区分における措置の概要
<p>① 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。</p> <p>② 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失すること。</p> <p>③ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し, かつ, その状態が30分以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置, 構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属設備の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には, 5分以上）継続すること。</p> <p>④ 非常用直流母線が一となつた場合において, 当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。</p> <p>⑤ 原子炉の停止中に, 全ての残留熱除去系ポンプの機能が喪失すること。</p> <p>⑥ 使用済み燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できないおそれがある場合において, 当該貯蔵槽の水位を測定できること。</p> <p>⑦ 原子炉制御室の環境が悪化し, 原子炉の制御に支障が生じること, 又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において, 原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑧ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑨ 火災又は溢水が発生し, 安全機器等の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑩ 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。</p> <p>⑪ 炉心の損傷が発生していない場合において, 炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。</p> <p>⑫ 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること, 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること, 又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。</p> <p>⑬ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>⑭ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され, 又は放出されるおそれがあり, 原子力事業所周辺において, 緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	P A Z 内の住民等の避難準備, 及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。

全面緊急事態を判断する E A L	緊急事態区分における措置の概要
<p>① 原子炉の非常停止が必要な場合において, 制御棒挿入により原子炉を停止することができない。</p> <p>② 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において, 全ての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。</p> <p>③ 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての注水機能が喪失した場合において, 全ての非常用</p>	P A Z 内の住民避難等の防護措置を行うとともに, U P Z 及び必要に応じてそれ以遠の

<p>炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。</p> <p>④ 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は温度に達すること。</p> <p>⑤ 全ての交流母線から電気の供給が停止し, かつ, その状態が1時間以上(原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置, 構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属設備の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には, 30分以上)継続すること。</p> <p>⑥ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し, かつ, その状態が5分以上継続すること。</p> <p>⑦ 炉心損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の出口温度を検知すること。</p> <p>⑧ 蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で, 当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し, かつ, 燃料取替用水貯蔵槽からの注水ができないこと。</p> <p>⑨ 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること, 又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において, 当該貯蔵槽の水位を測定できること。</p> <p>⑩ 原子炉制御室が使用できなくなることにより, 原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において, 原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑪ 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において, 原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑫ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く。)。</p> <p>⑬ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され, 又は放出されるおそれがあり, 原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>周辺地域において, 放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。</p> <p>放射性物質放出後は, 計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。</p>
---	---

## 7.2 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施

京都市は、放射性物質が環境へ放出された場合には、UPZを中心とした緊急時の環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）による測定結果を、防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（以下「OIL」という。）に照らし、必要な防護措置を実施する。なお、OILと防護措置については表1.7.2のとおりである。

（参考）運用上の介入レベル（OIL）について Operational Intervention Level の略。

防護措置の実施を判断する基準として、原子力災害対策指針において設定される空間放射線量率や環境資料中の放射性物質の濃度等の原則、計測可能な値で表される「運用上の介入レベル」のこと。

表1.7.2 OILと防護措置について【原子力災害対策指針抜粋】

基準の種類	基準の概要と初期設定値	初期設定値 <sup>※1</sup>		防護措置の概要	
緊急防護措置	OIL1 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500マイクロシーベルト/時 (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>※2</sup> )		数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)	
	OIL4 不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	$\beta$ 線: 40,000 cpm <sup>※3</sup> (皮膚から数cmでの検出器の計数率)  $\beta$ 線: 13,000 cpm <sup>※4</sup> 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)		避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染。	
早期防護措置	OIL2 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 <sup>※5</sup> の摂取を制限とともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20マイクロシーベルト/時 (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>※2</sup> )		1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限とともに、1週間程度内に一時移転を実施。	
飲食物摂取制限 <sup>※9</sup>	飲食物に係るスクリーニング基準 OIL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5マイクロシーベルト/時 <sup>※6</sup> (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>※2</sup> )		数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。	
	OIL6 経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 <sup>※7</sup>	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
		放射性ヨウ素	300ベクレル/kg	2,000ベクレル/kg <sup>※8</sup>	
		放射性セシウム	200ベクレル/kg	500ベクレル/kg	
		プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1ベクレル/kg	10ベクレル/kg	
		ウラン	20ベクレル/kg	100ベクレル/kg	

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点での場合はOILの初期設定値は改定される。

※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用にあたっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

※3 我が国において広く用いられている $\beta$ 線の入射窓面積が20cm<sup>2</sup>の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120ベクレル/cm<sup>2</sup>相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40ベクレル/cm<sup>2</sup>相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。

※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるOIL6を参考として数値を設定する。

※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。

※9 IAEAでは、OIL6に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準であるOIL3、その測定のためのスクリーニング基準であるOIL5が設定されている。ただし、OIL3については、IAEAの現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、OIL5については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

## 第8節 防災関係機関の事務及び業務の大綱

原子力防災に関し、京都市、京都府、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、京都市地域防災計画（一般災害対策編、震災対策編、事故対策編）第1章2節に定める「防災関係機関の処理すべき事務及び業務の大綱」を基本に、次のとおりとする。

**表1.8.1 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱**

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
京都市	1 広報及び教育・訓練 2 通信連絡網の整備 3 防護資機材及び防護対策資料の整備 4 環境条件の把握 5 市災害対策本部等の設置 6 災害状況の把握及び伝達等 7 汚染状況調査の実施及び京都府への協力 8 住民等の退避、避難、立入制限、救助・救急活動等 9 京都府が行う被ばく者の診断及び措置に対する協力 10 汚染飲食物の摂取制限等 11 水道水の水質管理等 12 緊急輸送及び必需物資の調達 13 京都府が行う放射性汚染物質の除去に対する協力 14 制限措置の解除 15 損害賠償の請求等に必要な資料の整備 16 京都府が行う原子力防災に対する協力 17 原災法及び関係法令等に基づく必要な処置
京都府	1 広報及び教育・訓練 2 通信連絡網の整備 3 観測施設及び緊急時医療施設の整備 4 環境条件の把握 5 防護資機材及び防護対策資料の整備 6 京都府災害対策本部等の設置 7 災害状況の把握及び伝達等 8 放射性物質による汚染状況調査 9 住民の避難（広域輸送）及び立入制限等 10 被ばく者の診断及び措置 11 汚染飲食物の摂取制限等 12 緊急輸送及び必需物資の調達 13 放射性汚染物質の除去 14 制限措置の解除 15 損害賠償の請求等に必要な資料の整備 16 関係市町の原子力防災に対する指示及び指導助言 17 原災法及び関係法令等に基づく必要な処置

機関名		処理すべき事務又は業務の大綱
指定地方行政機関	近畿農政局	1 農産物・農地の汚染対策及び除染措置の指導
	近畿総合通信局	1 電波及び有線電気通信の監理 2 災害時における電気通信の確保及び非常通信の運用管理 3 非常通信協議会の育成指導
	中部近畿産業保安監督部近畿支部	1 原子力発電所の防災に関する指導
	第八管区海上保安本部	1 海難救助、海上における安全及び治安の確保並びに船舶交通の規制 2 海上におけるモニタリングの支援 3 海上における緊急輸送
	大阪管区気象台	1 気象状況等の把握及び解析 2 緊急時モニタリングセンターへの支援
自衛隊 (陸上自衛隊第7普通科連隊) (陸上自衛隊第4施設団) (海上自衛隊舞鶴地方総監部) (海上自衛隊第23航空隊)		1 モニタリングの支援 2 緊急輸送の確保
指定公共機関	日本赤十字社 (京都府支部)	1 緊急時医療センターの支援 2 医療救護班の編成及び派遣 3 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整
	関西電力株式会社	1 原子力発電所の安全性の確保 2 防災上必要な社内教育及び訓練の徹底 3 環境条件の把握及び資料の提供 4 防災活動体制の整備 5 防災業務設備の整備 放射線（能）の観測設備機材、通信連絡設備、放射線防護機材、消防救助用機材等 6 連絡通報体制の整備 7 汚染拡大防止措置 8 原子力事業者防災業務計画に基づく必要な業務の実施 9 原災法及び関係法令等に基づく必要な処置 10 京都府及び関係市町の実施する原子力防災に対する積極的な全面協力
指定地方公共機関	一般社団法人京都府医師会	1 緊急時医療センターの支援 2 医療救護班の編成及び派遣 3 民間医療機関の医療活動の確保及び調整
	一般社団法人京都府歯科医師会	1 避難所における避難者の健康対策 2 遺体の検視、身元確認及び処理に関する協力
	公益社団法人京都府看護協会	1 災害時における医療救護の実施 2 避難所における避難者の健康対策
	一般社団法人京都府薬剤師会	1 災害時における医療救護に必要な医薬品の提供 2 調剤業務及び医薬品の管理
	一般社団法人京都府バス協会	1 避難住民等の輸送
	一般社団法人京都府トラック協会	1 緊急物資の輸送
業界団体	農業協同組合 森林組合 漁業協同組合	1 汚染農産物等の出荷制限等応急対策の指導 2 食料供給支援 3 有線放送設備等を利用しての広報活動等の協力

## 第2章 原子力災害事前対策

原子力施設においては、原子力災害の発生を未然に防止するため、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」、「原災法」に基づき、原子力災害予防対策が講じられている。しかし、原子力災害予防対策を講じているにも関わらず、原子力災害が発生した場合には、京都市は原子力事業者、国、京都府等と連携し、災害の状況に応じた最適な防護対策を実施し、住民の健康、生活基盤及び環境への影響を最小限に抑えられるよう、行動しなければならない。

これらの行動が、災害の状況に応じて有効に機能するためには、平時から、緊急時の体制や計画を適切に整備し、訓練等によって円滑に実行できるように、十分な準備をしておく必要がある。

本章では、災対法及び原災法に基づき実施する緊急事態応急体制の整備、市民等に対する知識の普及啓発、防災業務関係者の人材育成、防災訓練の実施等、原子力災害予防体制の整備及び原子力災害の事前対策について定める。



## 第1節 原子力事業者の防災業務計画に関する意見提出 及び防災要員の現況等の届出の受領

### ■ 役割分担

事前対策項目	担当	分担内容
1.1 防災業務計画への意見提出	行財政局 (防災危機管理室)	1.1.1 防災業務計画への意見提出
1.2 原子力防災要員の現況等の届出の受領		1.2.1 原子力防災要員の現況等の届出の受領

### 1.1 防災業務計画への意見提出

1.1.1 京都市《行財政局（防災危機管理室）》は、関西電力株式会社（以下「関西電力（株）」という。）が作成又は修正しようとする大飯発電所防災業務計画について、原災法第7条第2項の規定に基づき、京都府から意見聴取を受けた時は、京都市地域防災計画と整合性を保つ等の観点から、速やかに意見を文書で回答する。

### 1.2 原子力防災要員の現況等の届出の受領

1.2.1 京都市《行財政局（防災危機管理室）》は、関西電力（株）が京都府に届け出た原子力防災組織の原子力防災要員の現況、原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の選任又は解任、放射線測定設備及び原子力防災資機材の現況について、原災法第8条第4項、第9条第6項及び第11条第4項の規定に基づき、京都府から届出の写しを受領する。

## 第2節 立入検査と報告の徴収

### ■ 役割分担

事前対策項目	担当	分担内容
2.1 立入検査の実施結果の受領	行財政局 (防災危機管理室)	2.1.1 立入検査の実施結果の受領

### 2.1 立入検査の実施結果の受領

2.1.1 京都市《行財政局（防災危機管理室）》は、京都府が行う関西電力（株）からの報告の徴収及び立入検査の実施結果の概要について、通知を受けるものとする。

## 第3節 原子力防災専門官との連携

### ■ 役割分担

事前対策項目	担当	分担内容
<b>3.1 原子力防災専門官との連携</b>	行財政局 (防災危機管理室)	3.1.1 原子力防災専門官との連携

### 3.1 原子力防災専門官との連携

**3.1.1** 京都市《行財政局(防災危機管理室)》は、地域防災計画(原子力災害対策編)の修正、関西電力(株)の防災体制に関する情報の収集及び連絡、地域ごとの防災訓練の実施、住民に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策(避難計画の策定を含む。)、広域連携などを含めた緊急時の対応等について、平常時から原子力防災専門官と密接な連携を図り、実施する。

## 第4節 迅速かつ円滑な災害応急体制の整備

### ■ 役割分担

事前対策項目	担当	分担内容
<b>4.1 迅速かつ円滑な災害応急体制の整備</b>	各局・区役所	4.1.1 防災関係機関、企業等との連携の強化 4.1.2 公共用地等の有効活用

### 4.1 迅速かつ円滑な災害応急体制の整備

#### 4.1.1 防災関係機関、企業等との連携の強化

京都市《各局・区役所》は、平常時から防災関係機関、企業等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める。

#### 4.1.2 公共用地等の有効活用

京都市《各局・区役所》は、避難所、備蓄等の応急体制の整備にあたり、国、京都府と連携し、公共用地、国有財産の有効活用を図る。

## 第5節 情報の収集・連絡体制等の整備

京都市は、国、京都府、関西電力（株）、その他防災関係機関と原子力防災体制に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備しておく。

### ■ 役割分担

事前対策項目	担当	分担内容
<b>5.1 情報の収集・連絡体制の整備</b>	行財政局 (防災危機管理室)	5.1.1 防災関係機関等との連携体制の強化 5.1.2 機動的な情報収集体制の整備 5.1.3 情報収集・連絡要員の派遣体制の整備 5.1.4 非常通信協議会との連携 5.1.5 移動通信系の活用体制の整備 5.1.6 関係機関等から意見聴取等ができる仕組みの構築
<b>5.2 情報の分析整理</b>	行財政局 (防災危機管理室)	5.2.1 人材の育成・確保及び専門家の活用体制の整備 5.2.2 原子力防災関連情報の収集・蓄積及び情報のデータベース化等の推進 5.2.3 防災対策上必要とされる資料の整備、更新、配備、管理
<b>5.3 通信手段・経路の多様化等</b>	行財政局 (防災危機管理室) 施設管理者	5.3.1 防災行政無線の整備・拡充 5.3.2 災害に強い伝送路の構築 5.3.3 衛星携帯電話等の活用 5.3.4 災害時優先電話等の活用 5.3.5 通信輻輳の防止 5.3.6 非常用電源等の確保 5.3.7 通信設備等の保守点検の実施

### 5.1 情報の収集・連絡体制の整備

#### 5.1.1 防災関係機関等との連携体制の強化

京都市《行財政局（防災危機管理室）》は、国、京都府、関西広域連合、関西電力（株）、その他防災関係機関との間において確実な情報の収集・連絡に係る要領を作成し、国、京都府、関西電力（株）、その他関係機関等に周知するとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化する。

#### 5.1.2 機動的な情報収集体制の整備

京都市《行財政局（防災危機管理室）》は、機動的な情報収集活動を行うため、国及び京都府と協力し、ヘリコプターや車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図る。

#### 5.1.3 情報収集・連絡要員の派遣体制の整備

京都市《行財政局（防災危機管理室）》は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場の状況等について情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど職員派遣体制の整備を図る。

#### 5.1.4 非常通信協議会との連携

京都市《行財政局（防災危機管理室）》は、非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有線・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。

#### 5.1.5 移動通信系の活用体制の整備

京都市《行財政局（防災危機管理室）》は、関係機関と連携し、移動系防災無線、消防無線、携帯電話、タクシー無線等の業務用移動通信、警察無線等による移動通信系の活用体制の整備を図る。

#### 5.1.6 関係機関等から意見聴取等ができる仕組みの構築

京都市《行財政局（防災危機管理室）》は、災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努める。

### 5.2 情報の分析整理

#### 5.2.1 人材の育成・確保及び専門家の活用体制の整備

京都市《行財政局（防災危機管理室）》は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう必要な体制の整備に努める。

#### 5.2.2 原子力防災関連情報の収集・蓄積及び情報のデータベース化等の推進

京都市《行財政局（防災危機管理室）》は、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努める。また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう国及び京都府とともに情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化についてその推進に努める。

#### 5.2.3 防災対策上必要とされる資料の整備、更新、配備、管理

京都市《行財政局（防災危機管理室）》は、国、京都府、関西電力（株）及びその他関係機関と連携して応急対策の的確な実施に資するため、以下のような大飯発電所に関する資料、社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要となる資料、防護資機材等に関する資料を適切に整備し、定期的に更新するとともに、災害対策本部の設置予定施設及び緊急事態応急対策等拠点施設（以下「対策拠点施設」という。）に適切に備え付けるとともに、これらを確實に管理する。

表2.5.1 整備を行うべき資料

① 大飯発電所に関する資料	ア 大飯発電所防災業務計画
	イ 大飯発電所の施設の配置図
② 社会環境に関する資料	ア 種々の縮尺の周辺地図
	イ 周辺地域の人口、世帯数
	ウ 周辺一般道路、高速道路、林道、農道、鉄道及びヘリポート等交通手段に関する資料
	エ 避難所及び屋内退避に適するコンクリート建物に関する資料及びあらかじめ定める避難計画
	オ 周辺地域の配慮すべき施設（幼稚園、学校、診療所、病院、社会福祉施設等）に関する資料
③ 放射性物質及び放射線の影響予測に関する資料	カ 抱点となる被ばく医療機関に関する資料
	キ 対策抱点施設周辺地域の飲料水、食料及び機器保守サービスの調達方法
	ア 周辺地域の気象資料
	イ 線量推定計算に関する資料
④ 防護資機材等に関する資料	ウ 平常時環境放射線モニタリングに関する資料
	エ 周辺地域の水源地、飲料水供給施設状況等に関する資料
	オ 農林水産物の生産及び出荷状況
	ア 防護資機材の備蓄・配備状況
⑤ 緊急事態発生時の組織及び連絡体制に関する資料	イ 避難用車両の状況
	ウ 安定ヨウ素剤等医療活動用資機材の備蓄・配備状況
	ア 関西電力（株）を含む防災関係機関の緊急時対応組織に関する資料
⑥ 避難に関する資料	イ 関西電力（株）との緊急事態発生時の連絡体制（報告基準、連絡様式、連絡先、連絡手段等）
	ウ 状況確認及び対策指示のための関係機関の連絡体制表
⑦ 避難に関する資料	ア U P Zにおける各地域の避難計画
	イ 避難所運用体制

### 5.3 通信手段・経路の多様化等

京都市は、国及び京都府と連携し、原子力防災対策を円滑に実施するため、大飯発電所からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、緊急時における通信手段及び経路の多様化を図る。

また、電気通信事業者に対する移動基地局車両の派遣要請などの緊急措置について、事前調整するものとする。

#### 5.3.1 防災行政無線の整備・拡充

京都市《行財政局（防災危機管理室）》は、防災行政無線の整備・拡充に努める。

#### 5.3.2 災害に強い伝送路の構築

京都市《行財政局（防災危機管理室）》は、国及び京都府と連携し、災害に強い伝送路を構築

するため、有線系・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図る。

### 5.3.3 衛星携帯電話等の活用

京都市《行財政局（防災危機管理室）》は、通信衛星を活用した通信手段を確保するため、衛星携帯電話等の活用に努める。

### 5.3.4 災害時優先電話等の活用

京都市《行財政局（防災危機管理室）》は、電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用に努める。

### 5.3.5 通信輻輳の防止

京都市《行財政局（防災危機管理室）》は、移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意しておく。

このため、あらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに関係機関の間で運用方法について十分な調整を図る。この場合、周波数割当等による対策を講じる必要が生じた時には、国（総務省）と事前の調整を実施する。

### 5.3.6 非常用電源等の確保

京都市《施設管理者》は、庁舎等が停電した場合に備え、耐震性や浸水への対応を考慮した非常用電源設備の整備を図る。

### 5.3.7 通信設備等の保守点検の実施

京都市《行財政局（防災危機管理室）、施設管理者》は、通信設備、非常用電源設備等について、保守点検を実施し、適切な管理を行う。

## 第6節 緊急事態応急体制の整備

京都市は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下に掲げる緊急事態応急体制に係る事項について検討するとともに、あらかじめ必要な体制を整備する。

また、検討結果等については、第3章「緊急事態応急対策」に反映させる。

### ■ 役割分担

事前対策項目	担当	分担内容
<b>6.1 警戒態勢をとるため に必要な体制等の整備</b>	行財政局（防災危機管理室） 各局・区役所	6.1.1 警戒態勢をとるための必要な体制の整備
	行財政局（防災危機管理室）	6.1.2 対策拠点施設における立ち上げ準備体制の整備
		6.1.3 現地事故対策連絡会議への職員派遣体制の整備
<b>6.2 災害対策本部の設置・運営方法の整備</b>	行財政局（防災危機管理室） 各局・区役所	6.2.1 災害対策本部の設置・運営方法の整備
<b>6.3 対策拠点施設における原子力災害合同対策協議会等の体制の整備</b>	行財政局（防災危機管理室）	6.3.1 対策拠点施設における原子力災害合同対策協議会等の体制の整備
<b>6.4 長期化に備えた動員体制等の整備</b>	各局・区役所	6.4.1 長期化に備えた動員体制等の整備
<b>6.5 防災関係機関相互の連携体制の強化</b>	防災関係機関	6.5.1 防災関係機関相互の連携体制の強化
	行財政局（防災危機管理室）	6.5.2 国又は京都府に必要な助言を求めるための準備
<b>6.6 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊の派遣要請体制の整備</b>	消防局	6.6.1 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊の派遣要請体制の整備
<b>6.7 自衛隊との連携体制の整備</b>	行財政局（防災危機管理室）	6.7.1 自衛隊との連携体制の整備
<b>6.8 広域的な応援協力体制の拡充・強化</b>		6.8.1 広域的な応援協力体制の拡充・強化
<b>6.9 モニタリング体制等の整備</b>	行財政局（防災危機管理室） 環境政策局 産業観光局 保健福祉局 関係区役所 消防局 上下水道局	6.9.1 環境放射線モニタリング体制の整備
	行財政局（防災危機管理室）	6.9.2 緊急時モニタリングへの協力体制の整備
<b>6.10 専門家の派遣要請手続きの整備</b>	行財政局（防災危機管理室）	6.10.1 専門家の派遣要請手続きの整備
<b>6.11 放射性物質による環境汚染への対処のための体制整備</b>	行財政局（防災危機管理室） 各局・区役所	6.11.1 放射性物質による環境汚染への対処のための体制整備
<b>6.12 複合災害に備えた体制の整備</b>	行財政局（防災危機管理室）	6.12.1 複合災害に備えた体制の整備
<b>6.13 人材及び防災資機材の確保等に係る連携</b>		6.13.1 人材及び防災資機材の確保等に係る連携

## 6.1 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備

### 6.1.1 警戒態勢をとるために必要な体制の整備

京都市《行財政局（防災危機管理室）》，各局・区役所》は，大飯発電所等から以下に掲げる大飯発電所に係る連絡を受けた場合，速やかに職員の非常参集，情報の収集・連絡が行えるよう，原子力災害対策のための警戒態勢をとるためにマニュアル等の作成など必要な体制を整備する。

- (1) 情報収集事態<sup>\*1</sup>に関する情報連絡
- (2) 警戒事態<sup>\*2</sup>発生に関する情報連絡
- (3) 施設敷地緊急事態<sup>\*3</sup>発生に関する情報連絡
- (4) 全面緊急事態<sup>\*4</sup>の発生及び原子力緊急事態宣言<sup>\*4</sup>発出の連絡

**表 2.6.1 京都市の警戒態勢**

	災害の状況	警戒態勢	
		設置する本部	本部長
※1 情報収集事態	・原子力施設等立地市町村（おおい町）で震度5弱又は震度5強の地震が発生した場合（原子力施設等立地道府県において震度が6弱以上であった場合を除く。）	原子力災害 情報連絡本部	防災危機管理室長
※2 警戒事態	・原子力施設等立地道府県（福井県）において、震度6弱以上の地震が発生した場合及び大津波警報が発令された場合 ・原子力災害対策指針及び大飯発電所原子力防災業務計画で定める原子力施設で重要な故障等が発生した場合 (原子力災害対策指針の「警戒事態を判断するEALの枠組み」に基づき、関西電力㈱が大飯発電所防災業務計画に定めている警戒事態のEALの事象が発生した場合をいう。)	原子力災害 警戒本部	危機管理監
※3 施設敷地緊急事態	・原子力災害対策指針の「施設敷地緊急事態を判断するEALの枠組み」に基づき、関西電力㈱が大飯発電所防災業務計画に定めている施設敷地緊急事態のEALの事象が発生した場合 (原災法第10条に基づき、関西電力㈱が国、関係公共機関へ通報を行うべき事象が発生した場合をいう。)	災害対策本部	市長
※4 全面緊急事態（原子力緊急事態宣言の発出）	・原子力災害対策指針の「全面緊急事態を判断するEALの枠組み」に基づき、関西電力㈱が大飯発電所防災業務計画に定めている全面緊急事態のEALの事象が発生した場合 (原災法第15条の規定により、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出する事象が発生した場合をいう。)		

### 6.1.2 対策拠点施設における立ち上げ準備体制の整備

京都市《行財政局（防災危機管理室）》は，警戒事態又は施設敷地緊急事態発生の連絡等を受けた場合，直ちに国及び京都府と協力して，対策拠点施設における立ち上げ準備を行えるよう，原子力災害合同対策協議会の機能班への参画準備等，あらかじめ職員の派遣体制，必要な資機材等を整備する。

### 6.1.3 現地事故対策連絡会議への職員派遣体制の整備

京都市《行財政局（防災危機管理室）》は，国が現地事故対策連絡会議を対策拠点施設において

て開催する際、これに市の職員を迅速に派遣するため、あらかじめ派遣職員を指定するとともに、対策拠点施設への派遣手段等を定めておく。

## 6.2 災害対策本部の設置・運営方法の整備

**6.2.1** 京都市《行財政局（防災危機管理室）、各局・区役所》は、市長を本部長とする災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、災害対策本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の収集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定めておく。また、必要に応じて、現地災害対策本部についても同様の準備をあらかじめ行う。

京都市《行財政局（防災危機管理室）、各局・区役所》は、迅速な防護対策の実施が必要となった場合に備え、防護対策の指示を行なうための体制についてあらかじめ定めておく。この際の意思決定については判断の遅滞がないよう、意思決定者への情報の連絡及び指示のための情報伝達方法と、意思決定者不在時の代理者をあらかじめ取り決めておく。

## 6.3 対策拠点施設における原子力災害合同対策協議会等の体制の整備

**6.3.1** 京都市は、原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言発出後は、同法第23条により、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、国、京都府、他の府内関係市町及び福井県等とともに原子力災害合同対策協議会を組織するものとする。なお、同協議会は、対策拠点施設に設置することとされている。

京都市《行財政局（防災危機管理室）》は、原子力災害合同対策協議会に派遣する職員及びその派遣方法等について、地域の実情等を勘案し、原子力防災専門官等と連携して定めておく。

京都市《行財政局（防災危機管理室）》は、対策拠点施設において、原子力災害合同対策協議会のもとにモニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等を担う機能班に配置する職員及びその役割、権限等について、あらかじめ原子力防災専門官等と協議して定めておく。

(参考) 【京都府防災計画 第2編 第7章 3.】

原子力災害合同対策協議会は、国の現地災害対策本部、京都府、府内関係市町及び福井県等のそれぞれの災害対策本部の代表者、指定公共機関の代表者及び関西電力（株）の代表者又は代表者から権限を委任された者から構成され、原子力安全基盤機構、放射線医学総合研究所、日本原子力研究開発機構等の専門家が必要に応じ出席することとされている。（中略）

また、対策拠点施設において、原子力災害合同対策協議会のもとにモニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等を担う機能班を設け、国、京都府、府内関係市町、福井県等及び関西電力（株）等のそれぞれの職員を配置することとされており、京都府はそれぞれの機能班に配置する職員及びその役割、権限等について、あらかじめ原子力防災専門官等と協議して定めておくものとされている。

## 6.4 長期化に備えた動員体制等の整備

**6.4.1** 京都市《各局・区役所》は、国、京都府及び関係機関等と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員及び応援体制をあらかじめ整備する。

## 6.5 防災関係機関相互の連携体制の強化

6.5.1 京都市《防災関係機関》は、平常時から原子力防災専門官をはじめとする国、京都府、自衛隊、警察、消防、指定公共機関、指定地方公共機関、関西電力（株）、その他の関係機関と原子力防災体制について相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努める。

6.5.2 京都市《行財政局（防災危機管理室）》は、屋内退避又は避難の勧告又は指示を行う際に、国又は京都府に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

## 6.6 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊の派遣要請体制の整備

6.6.1 京都市《消防局》は、消防の応援に関する協定の締結を促進するなど、消防相互応援体制の整備、緊急消防援助隊の充実強化に努めるとともに、他の自治体の緊急消防援助隊の迅速な派遣要請のための手順、受入体制、連絡調整窓口、連絡の方法の整備に努める。

## 6.7 自衛隊との連携体制の整備

6.7.1 京都市《行財政局（防災危機管理室）》は、京都府知事に対し、自衛隊への派遣要請を迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の徹底、受入体制の整備等必要な準備を整えておくよう求める。

また、適切な役割分担を図るとともに、自衛隊の災害派遣が必要な状況及び分野（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について、平常時よりその想定を行っておく。

## 6.8 広域的な応援協力体制の拡充・強化

6.8.1 京都市《行財政局（防災危機管理室）》は、国、京都府と協力し、広域的な応援協力体制の拡充・強化を図るため、市町村間の応援協定締結の促進を図るなど、必要な準備を整える。

また、京都市《行財政局（防災危機管理室）》は、関西電力（株）と緊急時における協力の内容等についてあらかじめ調整を行うほか、京都府、関西広域連合及び他の地方公共団体への応援要請が迅速に行えるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法等を取り決めておくとともに、連絡先の徹底等、必要な準備を整えておく。

## 6.9 モニタリング体制等の整備

### 6.9.1 環境放射線モニタリング体制の整備

京都市《環境政策局、産業観光局、保健福祉局、関係区役所、消防局、上下水道局》は、別に定める計画に基づき、環境放射線モニタリングを行う。

また、京都市《行財政局（防災危機管理室）》は、京都府が実施する平常時の環境放射線モニタリングに協力するとともに、モニタリング結果に関する資料等の整理に努める。

### 6.9.2 緊急時モニタリングへの協力体制の整備

緊急時モニタリングのために、国の統括の下、緊急時モニタリングセンターが設置される。

同センターは、国（原子力規制委員会及び関係省庁）、関係府県（P A Zを含む府県及びU P Zを含む府県をいう。）、原子力事業者及び関係指定公共機関等の要員により構成されるため、京都市《行財政局（防災危機管理室）》は、緊急時モニタリングに協力するとともに、京都府等の関係機関との連携体制を構築しておく。

### 6.10 専門家の派遣要請手続きの整備

6.10.1 京都市《行財政局（防災危機管理室）》は、国、関西電力（株）又は京都府より警戒事態又は施設敷地緊急事態発生の連絡を受けた場合に備え、京都市防災会議専門委員等の専門家から京都市の対応策についての指導・助言を受けるための要領をあらかじめ定めておくとともに、関西電力（株）から施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合に備え、必要に応じて、国に対し専門的知識を有する職員の派遣を要請するための手続きをあらかじめ定めておく。

### 6.11 放射性物質による環境汚染への対処のための体制整備

6.11.1 京都市《行財政局（防災危機管理室）、各局・区役所》は、国、京都府、関西電力（株）及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について、必要な体制整備を行う。

### 6.12 複合災害に備えた体制の整備

6.12.1 京都市《行財政局（防災危機管理室）》は、国及び京都府と連携し、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、備えの充実を図る。

また、災害対応にあたる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。

### 6.13 人材及び防災資機材の確保等に係る連携

6.13.1 京都市《行財政局（防災危機管理室）》は、地震等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、人材及び防災資機材の確保等において、国、京都府、指定公共機関及び関西電力（株）と相互の

連携を図る。

図2.6.1 情報収集事態発生時に係る連絡系統図

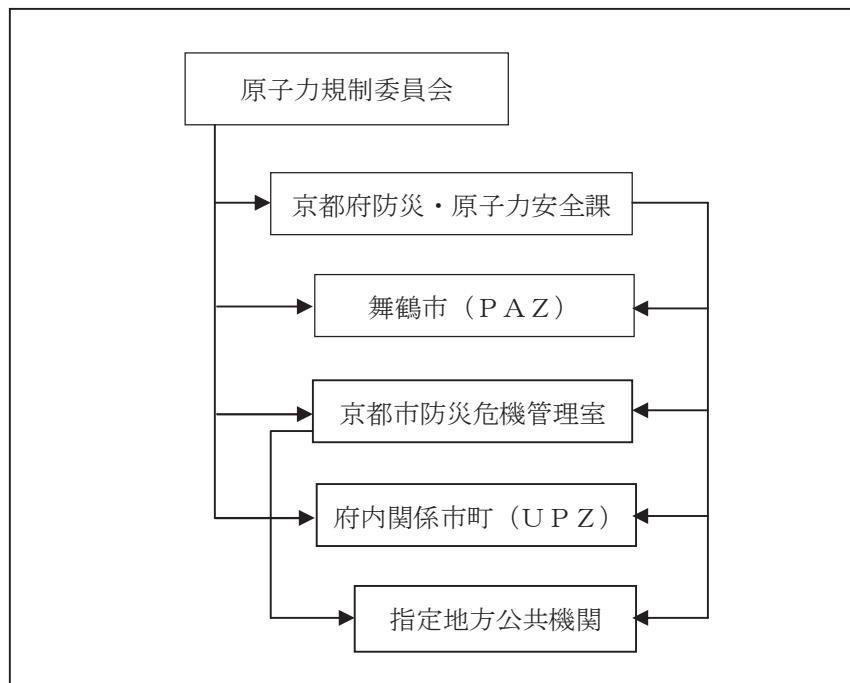


図2.6.2 警戒事態発生時に係る連絡系統図

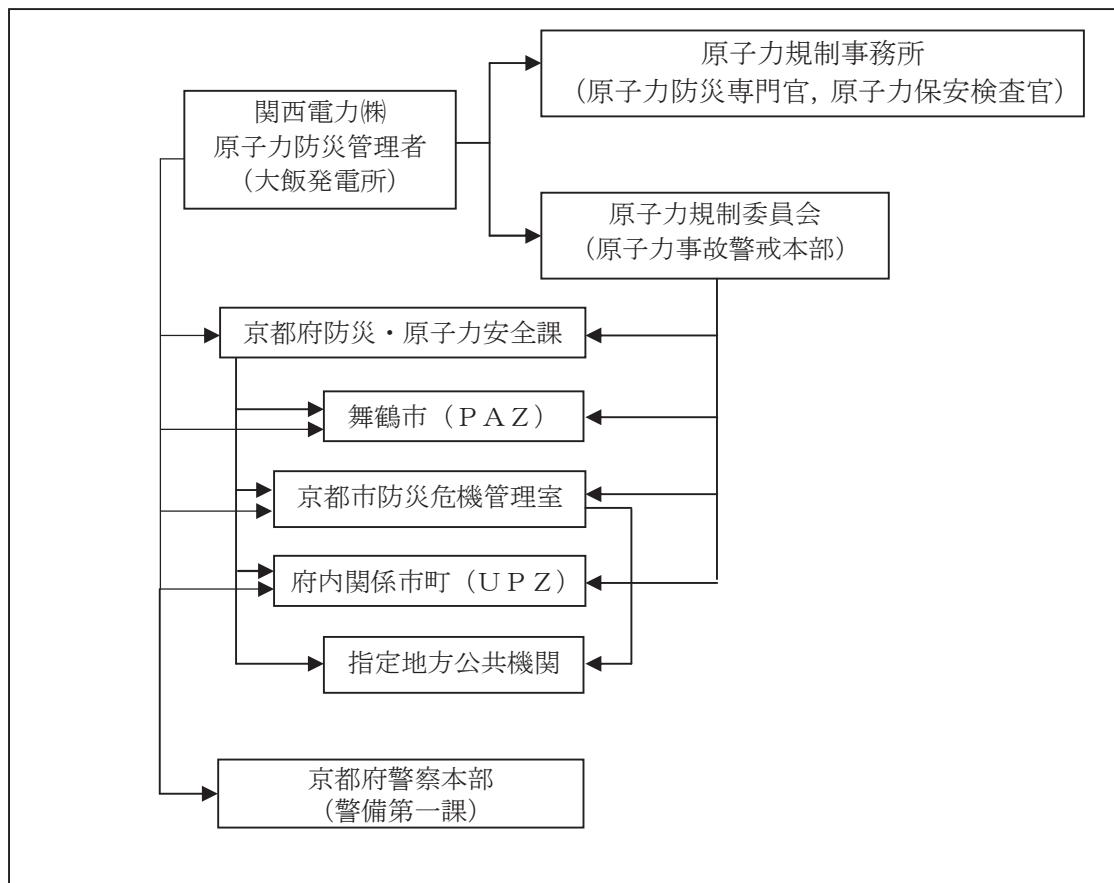
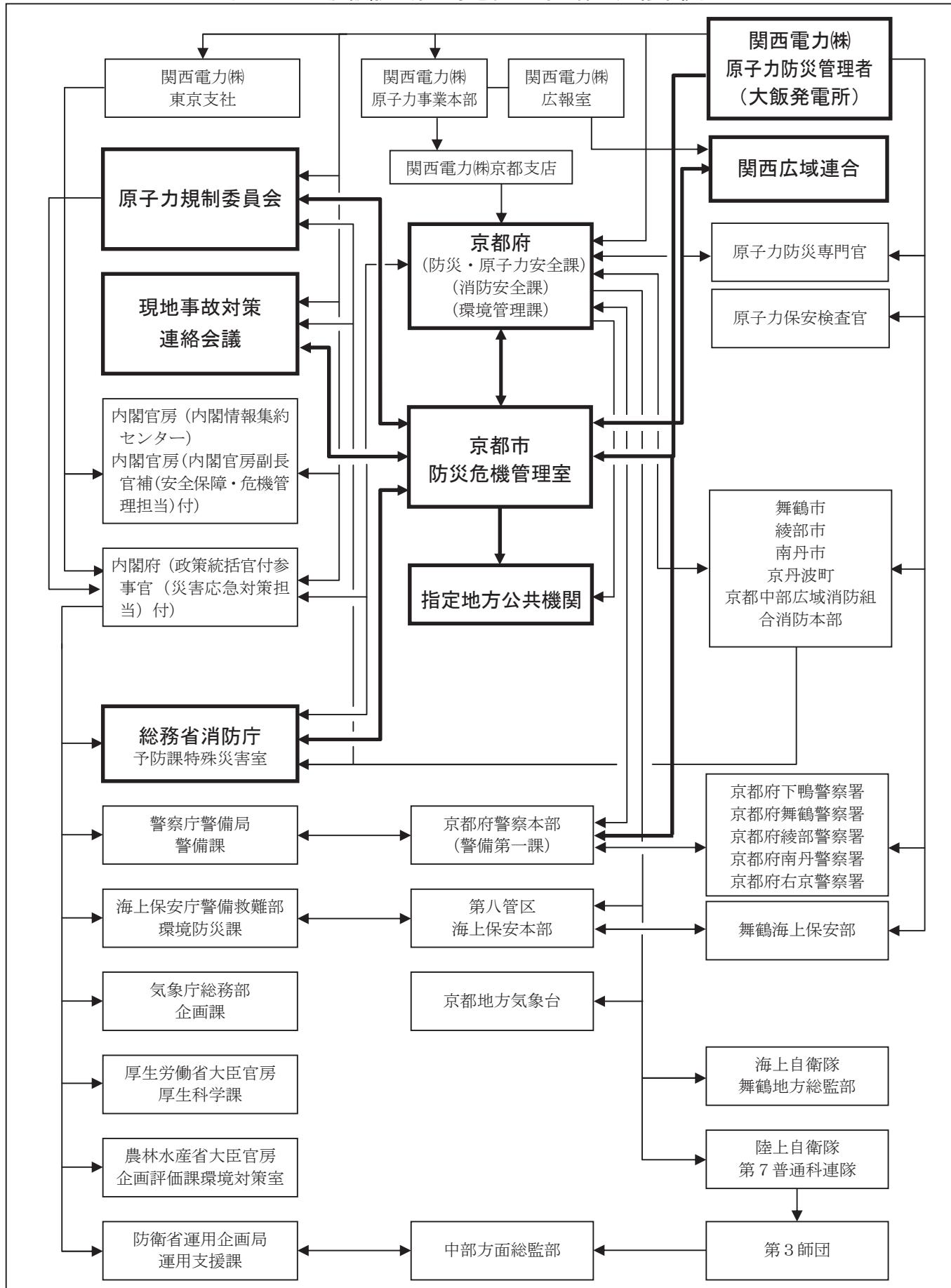


図2.6.3 施設敷地緊急事態発生時に係る通報系統図



## 第7節 避難収容活動体制の整備

### ■ 役割分担

事前対策項目	担当	分担内容
<b>7.1 U P Z 内における避難計画の作成</b>	行財政局（防災危機管理室）	7.1.1 U P Z 内における避難計画の作成
<b>7.2 避難所等の整備</b>	行財政局（防災危機管理室）	7.2.1 避難所等の把握、設備の整備 7.2.2 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の整備
	区役所	7.2.3 コンクリート屋内退避施設の把握
	行財政局（防災危機管理室）	7.2.4 広域一時滞在に係る手順等の作成
	都市計画局	7.2.5 応急仮設住宅の供給体制の整備
	行財政局（防災危機管理室）	7.2.6 被災者支援の仕組みの整備
	行財政局（防災危機管理室） 保健福祉局 区役所 教育委員会	7.2.7 要配慮者に配慮した避難所等の整備等
	行財政局（防災危機管理室）	7.2.8 備蓄施設の確保及び物資の備蓄
<b>7.3 避難行動要支援者等に関する措置</b>	行財政局（防災危機管理室） 保健福祉局 区役所 消防局	7.3.1 避難行動要支援者に関する情報把握、避難支援・安否確認体制の整備 7.3.2 要配慮者の避難誘導・移送体制の整備
<b>7.4 不特定多数の者が利用する施設における避難計画の作成</b>	行財政局（防災危機管理室） 区役所 消防局	7.4.1 不特定多数の者が利用する施設における避難計画の作成
<b>7.5 病院等医療機関、社会福祉施設、学校等施設における避難計画の作成</b>	保健福祉局	7.5.1 病院等医療機関における避難計画の作成 7.5.2 社会福祉施設における避難計画の作成
	保健福祉局 教育委員会	7.5.3 学校等施設における避難計画の作成
<b>7.6 住民等の避難状況の確認体制の整備</b>	区役所 消防局	7.6.1 住民等の避難状況の確認体制の整備
<b>7.7 居住地以外の市町村に避難する被災者に関する情報を共有する仕組みの運用</b>	行財政局（防災危機管理室）	7.7.1 居住地以外の市町村に避難する被災者に関する情報を共有する仕組みの運用
<b>7.8 警戒区域を設定する場合の計画の策定</b>	行財政局（防災危機管理室） 区役所 消防局	7.8.1 警戒区域を設定する場合の計画の策定
<b>7.9 避難所・避難方法等の周知</b>	行財政局（防災危機管理室） 区役所 消防局	7.9.1 避難所・避難方法等の周知
<b>7.10 家庭動物の飼養場所の確保</b>	行財政局（防災危機管理室） 保健福祉局 区役所	7.10.1 家庭動物の飼養場所の確保

## 7.1 U P Z内における避難計画の作成

**7.1.1** 京都市《行財政局（防災危機管理室）》は、国、京都府及び関西電力（株）の協力のもと、U P Z内における屋内退避及び避難誘導の計画（以下「避難計画」という。）を作成する。

避難計画の作成に際しては、原子力災害対策指針に基づき、段階的な避難やO I Lに基づく防護措置を実施するまでの間は屋内退避を行うことを原則とする。

また、避難先からの更なる避難を避けるため、避難先は防護措置を重点的に実施すべき区域外とする。

なお、地域コミュニティの維持に着目し、同一地区の住民の避難先は同一地域に確保するよう、努めるものとする。

(参考) 【京都府防災計画 第2編 第8章 1. (抜粋)】

京都府は、府内関係市町に対し、国、関係機関及び関西電力（株）の協力のもと、屋内退避及び避難誘導計画の作成について支援するものとされている。（中略）

なお、原子力災害対策指針に基づく広域避難計画作成に当たっての基本的な考え方は次のとおりとされている。

①国及び府が中心となって関西広域連合又は他の都道府県との調整や市町村の間の調整を図る。（以下略）

## 7.2 避難所等の整備

### 7.2.1 避難所等の把握、設備の整備

京都市《行財政局（防災危機管理室）》は、京都市地域防災計画震災対策編「第2章第7節 避難所運営体制の整備」に基づき指定する避難所の中から、原子力災害時における避難に適した施設を把握しておく。

また、避難所については、必要に応じ、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。

### 7.2.2 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の整備

京都市《行財政局（防災危機管理室）》は、京都府等と連携し、住民等の避難誘導・移送に必要な資機材・車両等の整備に努める。

### 7.2.3 コンクリート屋内退避施設の把握

京都市《区役所》は、コンクリート屋内退避施設についてあらかじめ調査し、具体的なコンクリート屋内退避施設の把握に努める。

### 7.2.4 広域一時滞在に係る避難・受入れ方法等の手順等の作成

京都市《行財政局（防災危機管理室）》は、京都府及び関西広域連合と連携し、大規模広域災害時に市町村の区域を越える避難（以下「広域避難」という。）が円滑に行われるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

また、他の市町村からの被災者を受け入れができるよう、広域一時滞在に対応できる施設をあらかじめ定めておくよう努める。

### 7.2.5 応急仮設住宅の供給体制の整備

京都市《都市計画局》は、国、京都府、企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、調達・供給体制の整備に努める。また、災害に対

する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、供給体制の整備に努める。

#### 7.2.6 被災者支援の仕組みの整備

京都市《行財政局（防災危機管理室）》は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する局区を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努める。

#### 7.2.7 要配慮者に配慮した避難所等の整備

京都市《行財政局（防災危機管理室）、保健福祉局、区役所、教育委員会》は、京都府と連携し、避難所において、要配慮者（高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦、傷病者、入院患者等をいう。以下、同じ。）に配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるとともに、福祉避難所の指定を進める。

#### 7.2.8 備蓄施設の確保及び物資の備蓄

京都市《行財政局（防災危機管理室）》は、備蓄施設の確保及び避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、避難所等における備蓄のためのスペース、通信設備の整備等に努める。

### 7.3 避難行動要支援者等に関する措置

#### 7.3.1 京都市《行財政局（防災危機管理室）、保健福祉局、区役所、消防局》は、UPZ内の避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置を定める。

##### (1) 避難行動要支援者に関する情報の把握

京都市《保健福祉局》は、平常時より、UPZ内の避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。また、同名簿については居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう定期的に更新する。

##### (2) 避難行動要支援者の安否確認体制の整備

京都市《行財政局（防災危機管理室）、保健福祉局、区役所、消防局》は、自主防災組織等の地域関係団体や民生委員・児童委員等の避難支援関係者となる方に対し、UPZ内の避難行動要支援者本人の同意を得たうえで、あらかじめ避難行動要支援者に関する情報提供を行うなど、災害発生後の迅速な避難支援・安否確認体制の充実を図る。

なお、情報の提供に当たっては、漏えい防止措置を講じ、適切な情報管理を行う。

(参考)

##### ○要配慮者（原子力災害対策指針及び防災基本計画（第12編 原子力災害対策編 要約）

高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦、傷病者、入院患者等、避難誘導及び避難所等において配慮を要するものをいう。

##### ○避難行動要支援者（改正災害対策基本法 第49条の10第1項 要約）

高齢者、障害者、乳幼児その他特に配慮を要する者（要配慮者）のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために支援を要するものをいう。

##### ○避難行動要支援者名簿（改正災害対策基本法 第49条の10第1項 要約）

避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿をいう。地域防災計画で定めるところにより、避難行動要支援者名簿を作成しておくこととされている。

### 7.3.2 要配慮者の避難誘導・移送体制の整備

京都市《行財政局(防災危機管理室), 保健福祉局, 区役所》は, U P Z内の要配慮者及び一時滞在者への対応を強化するため, 必要に応じて避難誘導や搬送・受入体制の整備を行う。

なお, 避難誘導にあたっては, 放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮する。

## 7.4 不特定多数の者が利用する施設における避難計画の作成

### 7.4.1 U P Z内の不特定多数の者が利用する施設の管理者は, 京都市《行財政局(防災危機管理室), 区役所, 消防局》と連携し, 避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努める。

## 7.5 病院等医療機関, 社会福祉施設, 学校等施設における避難計画の作成

U P Z内に以下の施設が設置された場合は, 避難計画を作成する。

### 7.5.1 病院等医療機関における避難計画の作成

病院等医療機関の管理者は, 京都市《保健福祉局》と連携し, 原子力災害時における避難所(転院先), 避難経路, 誘導責任者, 誘導方法, 患者の移送に必要な資機材の確保, 避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成する。

### 7.5.2 社会福祉施設における避難計画の作成

介護保険施設, 障害者支援施設等の社会福祉施設の管理者は, 京都市《保健福祉局》と連携し, 原子力災害時における避難所, 避難経路, 誘導責任者, 誘導方法, 入所者等の移送に必要な資機材の確保, 関係機関との連携方策等についての避難計画を作成する。特に, 入所者等の避難誘導体制に配慮した体制の整備を図る。

### 7.5.3 学校等施設における避難計画の作成

学校等施設の管理者は, 京都市《保健福祉局, 教育委員会》と連携し, 原子力災害時における園児, 児童, 生徒及び学生の安全を確保するため, 避難場所, 避難経路, 誘導責任者, 誘導方法等についての避難計画を作成する。

また, 京都市《保健福祉局, 教育委員会》は, 災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等及び小学校の園児又は児童の安全で確実な避難のため, 各施設が保護者との間で, 災害発生時における園児の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促す。

## 7.6 住民等の避難状況の確認体制の整備

### 7.6.1 京都市《区役所, 消防局》は, 屋内退避, 避難の勧告又は指示等を行った場合において, 住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておく。

なお, 避難状況の確実な把握に向けて, 京都市が指定した避難所等以外に避難した場合には区の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう周知する。

## 7.7 居住地以外の市町村に避難する被災者に関する情報を共有する仕組みの運用

7.7.1 京都市《行財政局（防災危機管理室）》は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、京都府が整備する被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組みの円滑な運用を図る。

## 7.8 警戒区域を設定する場合の計画の策定

7.8.1 京都市《行財政局（防災危機管理室）、区役所、消防局》は、国及び京都府と連携して警戒区域を設定する場合、警戒区域設定に伴う広報、立入規制、一時立入等に関する計画を策定するとともに、必要な資機材や人員等の確保を図る。

## 7.9 避難所等・避難方法等の周知

7.9.1 京都市《行財政局（防災危機管理室）、区役所、消防局》は、緊急時における避難をはじめとする防護措置等の場所及び方法等について、日頃から住民への周知徹底に努める。なお、避難時の周囲の状況等によっては、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ない時は、屋内退避による安全確保を講じるべきことについては留意する。

京都市《行財政局（防災危機管理室）》は、国、京都府及び関西電力（株）の協力のもと、情報収集事態及び警戒事態発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておく。また、住民等に対し、具体的な避難指示の伝達方法の周知を行う。

## 7.10 家庭動物の飼養場所の確保

7.10.1 京都市《行財政局（防災危機管理室）、保健福祉局、区役所》は、京都府と連携して、災害発生時における家庭動物の飼養場所の確保に努める。

## 第8節 緊急輸送活動体制の整備

### ■ 役割分担

事前対策項目	担当	分担内容
8.1 専門家の現地移送への協力	行財政局 (防災危機管理室)	8.1.1 専門家の現地移送への協力
8.2 緊急輸送道路の関連設備の整備	建設局	8.2.1 緊急輸送道路の関連設備の整備

### 8.1 専門家の現地移送への協力

8.1.1 京都市《行財政局（防災危機管理室）》は、京都府が行う放射線医学総合研究所、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送に協力する。

### 8.2 緊急輸送道路の関連設備の整備

8.2.1 京都市《建設局》は、京都市の管理する情報板等の道路関連設備について、緊急時を念頭においた整備に努める。

## 第9節 救助・救急及び防護資機材等の整備

### ■ 役割分担

事前対策項目	担当	分担内容
<b>9.1 救助・救急活動用資機材の整備</b>	消防局	9.1.1 救助・救急活動用資機材の整備
<b>9.2 救助・救急機能の強化</b>	消防局	9.2.1 救助・救急機能の強化
<b>9.3 緊急被ばく医療活動体制等の整備</b>	関係区本部 保健福祉局 消防局	9.3.1 緊急被ばく医療活動体制等の整備
<b>9.4 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備</b>	行財政局（防災危機管理室）	9.4.1 安定ヨウ素剤の備蓄
	保健福祉局	9.4.2 服用等に関する説明書等の準備
	関係区役所	9.4.3 救急医療体制の整備
<b>9.5 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備</b>	行財政局（防災危機管理室）	9.5.1 防災業務関係者の安全確保のための資機材の整備 9.5.2 応急対策時の安全確保のための国等との密接な情報交換
<b>9.6 物資の調達、供給活動体制の整備</b>	行財政局 文化市民局 産業観光局 保健福祉局 区役所	9.6.1 物資の調達、供給活動体制の整備

### 9.1 救助・救急活動用資機材の整備

**9.1.1** 京都市《消防局》は、国から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、京都府と協力し、応急措置の実施に必要な救助・救急用資機材等の整備に努める。

### 9.2 救助・救急機能の強化

**9.2.1** 京都市《消防局》は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。

### 9.3 緊急被ばく医療活動体制等の整備

**9.3.1** 京都市《関係区役所、保健福祉局、消防局》は、緊急時におけるU P Z内の住民等の健康管理、汚染検査、除染等の実施体制及び京都府が実施する緊急被ばく医療への協力体制の整備を図る。

### 9.4 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備

**9.4.1** 京都市《行財政局（防災危機管理室）、保健福祉局、関係区役所》は、京都府と連携し、緊急時に住民等が避難や屋内退避等を行う際に、安定ヨウ素剤の配布をすることができるよう配

布場所、配布のための手続き、配布及び服用に関する医師・薬剤師の手配等について、あらかじめ定めるとともに、配布用の安定ヨウ素剤をあらかじめ適切な場所に備蓄しておく。

**9.4.2** 京都市《行財政局（防災危機管理室）、保健福祉局、関係区役所》は、京都府と連携し、避難や屋内退避等を行う住民等に対して安定ヨウ素剤を配布する際に予防服用の効果、服用対象者、禁忌等について説明するための説明書等をあらかじめ準備しておく。

**9.4.3** 京都市《行財政局（防災危機管理室）、保健福祉局、関係区役所》は、京都府が整備する安定ヨウ素剤の服用に伴う副作用の発生に備えた救急医療体制の整備に協力するとともに、体制の整備に努める。

## 9.5 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

### 9.5.1 防災業務関係者の安全確保のための資機材の整備

京都市《行財政局（防災危機管理室）》は、国及び京都府と協力し、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材をあらかじめ整備する。

### 9.5.2 応急対策時の安全確保のための国等との密接な情報交換

京都市《行財政局（防災危機管理室）》は、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、平常時より、国、京都府及び関西電力（株）と相互に密接な情報交換を行う。

## 9.6 物資の調達、供給活動体制の整備

**9.6.1** 京都市《行財政局、文化市民局、産業観光局、保健福祉局、区役所》は、京都市地域防災計画震災対策編「第2章第12節及び第13節」に基づき、必要とされる食料、生活必需品、その他の物資について、備蓄・調達・輸送等の体制を整備する。

## 第10節 住民等への的確な情報伝達体制の整備

### ■ 役割分担

事前対策項目	担当	分担内容
10.1 住民等への的確な情報伝達体制の整備	行財政局（防災危機管理室）	10.1.1 住民等に提供する情報の整理、情報伝達の役割等の明確化 10.1.2 複合災害における情報伝達体制の確保、必要な施設・装備の整備
	行財政局（防災危機管理室） 総合企画局 文化市民局 区役所	10.1.3 住民相談窓口の設置の方法、体制等の整備
	行財政局（防災危機管理室） 総合企画局 保健福祉局 区役所	10.1.4 要配慮者等に対する迅速な災害情報伝達のための体制の整備
	行財政局（防災危機管理室） 総合企画局	10.1.5 多様なメディアの活用体制の整備

### 10.1 住民等への的確な情報伝達体制の整備

#### 10.1.1 住民等に提供する情報の整理、情報伝達の役割等の明確化

京都市《行財政局（防災危機管理室）》は、国及び京都府と連携し、情報収集事態及び警戒事態発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報について、災害の状況や情報の提供先に応じた分かりやすく正確で具体的な内容を整理しておく。また、UPZ内の住民等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割等の明確化に努める。

#### 10.1.2 複合災害における情報伝達体制の確保、必要な施設・装備の整備

京都市《行財政局（防災危機管理室）》は、地震等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、住民等への的確な情報を常に伝達できるよう、防災行政無線、衛星携帯電話、その他必要な施設、装備の整備を図る。

#### 10.1.3 住民相談窓口の設置の方法、体制等の整備

京都市《行財政局（防災危機管理室）、総合企画局、文化市民局、区役所》は、国及び京都府と連携し、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等について、その方法、体制等の整備に努める。

#### 10.1.4 要配慮者等に対する迅速な災害情報伝達のための体制の整備

京都市《行財政局（防災危機管理室）、総合企画局、保健福祉局、区役所》は、原子力災害の特殊性に鑑み、国及び京都府と連携し、要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努める。

#### 10.1.5 多様なメディアの活用体制の整備

京都市《行財政局（防災危機管理室），総合企画局》は，放送事業者，通信社，新聞社等の報道機関と協力し，ソーシャルメディアを含むインターネット上の情報，広報用電光掲示板，CATV，携帯端末の緊急速報メール機能等，多様なメディアの活用体制の整備に努める。

## 第11節 行政機関の業務継続計画の策定

### ■ 役割分担

事前対策項目	担当	分担内容
11.1 行政機関の業務継続計画の策定	各局・区役所	11.1.1 行政機関の業務継続計画の策定

### 11.1 行政機関の業務継続計画の策定

11.1.1 U P Z内の行政機関《各局・区役所》は，庁舎の所在地が避難及び一時移転の対象区域（以下「避難対象区域」という。）に含まれた場合の退避先をあらかじめ定めておくとともに，業務継続体制を確保するため，業務継続計画を策定する。

## 第12節 原子力防災に関する市民等に対する知識の普及と啓発及び情報発信

### ■ 役割分担

事前対策項目	担当	分担内容
12.1 原子力防災に関する知識の普及と啓発	行財政局（防災危機管理室） 総合企画局 区役所 消防局	12.1.1 原子力防災に関する知識の普及と啓発のための広報活動の実施
	教育委員会	12.1.2 児童，生徒等に対する防災教育
	行財政局（防災危機管理室） 総合企画局 保健福祉局 区役所 消防局	12.1.3 要配慮者や男女双方の視点に配慮した防災知識の普及と啓発の実施
	行財政局（防災危機管理室）	12.1.4 大規模災害に関する資料の収集・公開及び情報発信

### 12.1 原子力防災に関する知識の普及と啓発

#### 12.1.1 原子力防災に関する知識の普及と啓発のための広報活動の実施

京都市《行財政局（防災危機管理室），総合企画局，区役所，消防局》は，国，京都府及び関西電力（株）と協力して，市民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため広報活動を実施する。

＜普及・啓発項目の例示＞

- ア 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- イ 原子力施設の概要に関すること
- ウ 原子力災害とその特性に関すること
- エ 放射線による健康への影響，モニタリング結果の解釈の仕方及び放射線防護に関するこ
- オ 緊急時に，京都市，国及び京都府等が講じる対策の内容に関するこ

- カ コンクリート屋内退避所、避難所等に関すること
- キ 要配慮者への支援に関すること
- ク 緊急時にとるべき行動
- ケ 避難所での運営管理、行動等に関すること

### 12.1.2 児童、生徒等に対する防災教育

京都市《教育委員会》は、教育機関、民間団体等と連携し、児童、生徒等に対する防災教育を実施する。

### 12.1.3 要配慮者や男女双方の視点に配慮した防災知識の普及と啓発の実施

京都市《行財政局（防災危機管理室）、総合企画局、保健福祉局、区役所、消防局》が防災知識の普及と啓発を行うに際しては、要配慮者へ十分に配慮することにより、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努める。

### 12.1.4 大規模災害に関する資料の収集・公開及び情報発信

京都市《行財政局（防災危機管理室）》は、国及び京都府と連携し、過去に起こった大規模災害の教訓等を後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、保存するとともに、市民等が閲覧できるよう公開に努める。また、必要に応じ国内外にも広く情報発信するよう努める。

## 第13節 防災業務関係者の人材育成

### ■ 役割分担

事前対策項目	担当	分担内容
13.1 防災業務関係者に対する研修及び人材育成	行財政局（防災危機管理室）	13.1.1 防災業務関係者に対する研修及び人材育成

### 13.1 防災業務関係者に対する研修及び人材育成

13.1.1 京都市《行財政局（防災危機管理室）》は、国及び京都府と連携し、国、指定公共機関等が実施する原子力防災に関する研修の積極的な活用を推進する等、人材育成に努める。

また、京都市《行財政局（防災危機管理室）》は、国、京都府及び防災関係機関と連携し、原子力防災業務関係者に対する研修を、必要に応じ実施する。

#### <研修項目の例示>

- ア 原子力防災体制及び組織に関すること
- イ 原子力施設の概要に関すること
- ウ 原子力災害とその特性に関すること
- エ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- オ モニタリング実施方法、機器に関すること及びモニタリングにおける気象情報や大気中拡散計算の活用に関すること
- カ 原子力防災対策上の諸設備に関すること
- キ 緊急時に京都市、京都府、国及び関西広域連合等が講じる対策の内容
- ク 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
- ケ 放射線緊急披ばく医療（応急手当を含む）に関すること
- コ その他緊急時対応に関すること

## 第14節 防災訓練等の実施

### ■ 役割分担

事前対策項目	担当	分担内容
<b>14.1 訓練計画の策定</b>	行財政局（防災危機管理室） 区役所 消防局	14.1.1 訓練実施計画の企画立案
	行財政局（防災危機管理室）	14.1.2 総合的な防災訓練の企画立案への参画
<b>14.2 訓練の実施</b>	行財政局（防災危機管理室） 区役所 消防局	14.2.1 要素別訓練等の実施
	行財政局（防災危機管理室）	14.2.2 総合的な防災訓練の実施
<b>14.3 実践的な訓練の工夫及び事後評価</b>	行財政局（防災危機管理室） 区役所 消防局	14.3.1 実践的な訓練の工夫及び事後評価

### 14.1 訓練計画の策定

#### 14.1.1 訓練実施計画の企画立案

京都市《行財政局（防災危機管理室），区役所，消防局》は，国，京都府，関西広域連合，関西電力（株）等関係機関と連携し，原子力防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練の実施計画の企画立案を，必要に応じ京都府と共同又は独自に行う。

- <防災活動の要素ごとの訓練の例示>

  - ア 災害対策本部等の設置運営訓練
  - イ 対策拠点施設への参集，立ち上げ，運営訓練
  - ウ 緊急時通信連絡訓練
  - エ 緊急時モニタリング訓練
  - オ 緊急被ばく医療訓練
  - カ U P Z内の住民等に対する情報伝達訓練
  - キ U P Z内の住民等の避難訓練
  - ク 消防活動訓練・人命救助活動訓練 等

#### 14.1.2 総合的な防災訓練の企画立案への参画

京都市《行財政局（防災危機管理室）》は，原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき行う総合的な防災訓練に，京都市が含まれる場合には，住民避難等の京都市が行うべき防災対策や複合災害，重大な事故等の全面緊急事態を具体的に想定した訓練シナリオの作成等，訓練の実施計画の企画立案に共同して参画する。

### 14.2 訓練の実施

#### 14.2.1 要素別訓練等の実施

京都市《行財政局（防災危機管理室），区役所，消防局》は，計画に基づき，国，京都府，関西電力（株）等の関係機関と連携し，防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練を定期的に実施する。

## 14.2.2 総合的な防災訓練の実施

京都市《行財政局（防災危機管理室）》は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき行う総合的な防災訓練の実施計画に基づいて必要に応じ住民の協力を得て、国、京都府、関西広域連合、関西電力（株）等と共同して総合的な防災訓練を実施する。

（参考）

○原災法第13条（防災訓練に関する国の計画）

第13条 第28条第1項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第48条第1項の防災訓練（同項に規定する災害予防責任者が防災計画又は原子力事業者防災業務計画の定めるところによりそれぞれ行うものを除く。）は、内閣総理大臣が内閣府令で定めるところにより作成する計画に基づいて行うものとする。

2 前項の規定により作成する計画は、防災訓練の実施のための事項であって次に掲げるものを含むものとする。

- 一 原子力緊急事態の想定に関すること。
  - 二 第10条、第15条及び第23条の規定の運用に関すること。
  - 三 前二号に掲げるもののほか、原子力災害予防対策の実施を図るため必要な事項
- 3 (略)

○災対法第48条第1項

（防災訓練義務）

第48条 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ又は他の災害予防責任者と共同して、防災訓練を行なわなければならない。

2～4 (略)

## 14.3 実践的な訓練の工夫及び事後評価

14.3.1 京都市《行財政局（防災危機管理室）、区役所、消防局》は、訓練の実施に際しては、現場における判断力の向上につながる実践的なものとなるよう工夫するとともに、各機関の救援活動等の連携強化を図る。

また、訓練終了後は、専門家も活用しつつ訓練の評価を実施し、原子力防災体制の改善に取り組む。

京都市《行財政局（防災危機管理室）、区役所、消防局》は、必要に応じ、訓練方法及び事後評価の方法の見直しを行う。

＜実践的な訓練の例示＞

- ア 参加者に事前にシナリオを知らせない訓練
- イ 訓練開始時間を知らせずに行う訓練
- ウ 机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練 等

＜訓練評価にあたってのチェック項目の例示＞

① 災害対策本部設置運営訓練におけるチェック項目

- ア 職員の非常参集時間
- イ 担当職員不在の場合の代替措置
- ウ 通信手段の確保
- エ 必要な資料の準備状況

② 住民避難訓練におけるチェック項目

- ア 住民広報の状況
- イ 住民への周知の徹底
- ウ 要配慮者に対する措置状況
- エ 住民の移送状況
- オ 避難の確認作業の状況 等

## 第15節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応

### ■ 役割分担

事前対策項目	担当	分担内容
15.1 核燃料物質等の運搬中の事故への対応	消防局	15.1.1 原子力事業者等との協力、消火、人命救助、救急活動等の実施
	京都府警察本部	15.1.2 原子力事業者等との協力、人命救助、避難誘導、交通規制等の実施
	行財政局（防災危機管理室） 区役所 消防局	15.1.3 事故現場周辺の住民避難等、市民の安全を確保するための措置

### 15.1 核燃料物質等の運搬中の事故への対応

核燃料物質等の運搬の事故については、輸送が行われる都度に経路が特定され、原子力施設のように事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の輸送の特殊性に鑑み、原子力事業者と国が主体的に防災対策を行うことが実効的であるとされている。

こうした輸送の特殊性等を踏まえ、防災関係機関においては、京都市地域防災計画事故対策編「第2章第4節 危険物等事故応急体制の整備」及び「第3章第4節 危険物等事故応急対策計画」によるほか、次により対応する。

#### 15.1.1 原子力事業者等との協力、消火、人命救助、救急活動等の実施

事故の連絡を受けた京都市《消防局》は、直ちにその旨を京都府に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等に協力して、消火、人命救助、救急等必要な措置を実施する。

#### 15.1.2 原子力事業者等との協力、人命救助、避難誘導、交通規制等の実施

事故の通報を受けた最寄りの警察機関《京都府警察本部》は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施する。

#### 15.1.3 事故現場周辺の住民避難等、市民の安全を確保するための措置

京都市《行財政局（防災危機管理室）、区役所、消防局》及び京都府は、事故の状況の把握に努めるとともに、国の指示又は独自の判断により、事故現場周辺の住民避難等、市民の安全を確保するために必要な措置を講じる。

## 第16節 災害復旧への備え

### ■ 役割分担

事前対策項目	担当	分担内容
16.1 災害復旧に備えた除染に関する資料の収集・整備等	行財政局（防災危機管理室） 各局	16.1.1 災害復旧に備えた除染に関する資料の収集・整備等

### 16.1 災害復旧に備えた除染に関する資料の収集・整備等

16.1.1 京都市《行財政局（防災危機管理室），各局》は，災害復旧に資するため，国及び京都府と協力して放射性物質の除染に関する資料の収集・整備等を図る。

## 第3章 緊急事態応急対策

原子力災害の発生時においては、限られた時間内に得られる確実性の高い情報に基づき、住民等の防護措置を的確かつ迅速に講じることが必要である。

大飯発電所で発生した事故・故障等により放射性物質等が放出され、もしくはそのおそれがある場合、関西電力（株）が、施設の被害状況等に基づき該当する緊急事態区分（警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態）により、国、京都府及び京都市等に対して緊急事態に該当する事象の発生の通報等を行う。当該通報等を受けた国、京都府及び京都市は、相互に連携を図りながら、住民に対して迅速かつ的確な情報提供を行い、避難等の予防的防護措置を実施するなど緊急事態応急対策を講じることとなる。

本章では、主に本市が関西電力（株）等から緊急事態に係る通報等を受けた場合における緊急事態応急対策について定める。

なお、大飯発電所以外で発生したの事故・故障等であっても、原子力防災上必要と認められる場合は、本章に示した対策に準じて対応するものとする。



## 第1節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

### ■ 実施責任者：行財政局（防災危機管理室）

#### ■ 役割分担

応急対策項目	担当	分担内容
1.1 施設敷地緊急事態発生等の情報等を確認し、関係する防災関係機関等に連絡する	行財政局（防災危機管理室）	1.1.1 情報収集事態発生を認知した場合、関係する指定地方公共機関に連絡する。 1.1.2 警戒事態発生の情報を受けた場合、関係する指定地方公共機関に連絡する。 1.1.3 施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、関係する指定地方公共機関に連絡する。
1.2 施設敷地緊急事態等発生後の応急対策活動情報、被害情報等を連絡する	本部事務局	1.2.1 情報収集事態、警戒事態発生後の情報連絡を密にする。 1.2.2 施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動の情報等の連絡を行う 1.2.3 全面緊急事態における連絡等（原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡）を行う。
1.3 一般回線が使用できない場合に対処する	行財政局（防災危機管理室）	1.3.1 一般回線が使用できない場合に対処する
1.4 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動を行う	本部事務局 各部  環境政策部 産業観光部 保健福祉部 消防部 上下水道部 区本部	1.4.1 緊急時モニタリングに協力し、モニタリング情報の迅速な把握に努める 1.4.2 住民等への影響を迅速に把握するため緊急時モニタリングを実施する

#### 1.1 施設敷地緊急事態発生等の情報等を確認し、関係する防災関係機関等に連絡する

##### 1.1.1 情報収集事態発生を認知した場合、発生情報等を確認し、関係する指定地方公共機関に連絡する

京都市《行財政局（防災危機管理室）》は、国（原子力規制委員会）からの連絡等により情報収集事態の発生を認知した場合、必要な体制をとり、発生情報等を確認し、関係する指定地方公共機関に連絡する。

※ 指定地方公共機関への連絡については、京都府と重複しないよう調整する。

(参考) 【防災基本計画 第12編原子力災害対策編 第2章 災害応急対策 第1節 1】

###### 1 情報収集事態発生時の連絡等

- 原子力規制委員会は、情報収集事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び関係地方公共団体（P A Z内及びU P Z内の地方公共団体）に対し情報提供を行うものとする。
- 原子力規制委員会は、P A Z内及びU P Z内の地方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡するものとする。

### 1.1.2 警戒事態発生の情報を受けた場合、発生情報等を確認し、関係する指定地方公共機関に連絡する

京都市《行財政局（防災危機管理室）》は、国（原子力規制委員会）、京都府もしくは関西電力（株）から警戒事態に係る通報等を受けた場合、必要な体制をとり、発生情報等を確認し、関係する指定地方公共機関に連絡する。

※ 指定地方公共機関への連絡については、京都府と重複しないよう調整する。

（参考）【防災基本計画 第12編原子力災害対策編 第2章 災害応急対策 第1節 2】

#### 2 警戒事態発生時の連絡等

- 警戒事態に該当する自然災害を認知したとき又は原子力事業者等により報告された事象が原子力規制委員会において警戒事態に該当すると判断した場合は、原子力規制委員会は、原子力規制委員会原子力事故警戒本部及び原子力規制委員会原子力事故現地警戒本部を設置するとともに、官邸に職員を派遣するものとする。
- 原子力規制委員会は、警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び関係地方公共団体に対して情報提供を行うものとする。
- 原子力規制委員会はPAZ内の地方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるとともに、被害状況に応じた警戒態勢をとるため、施設敷地緊急事態要避難者（避難行動に通常以上の時間を要し、かつ、避難により健康リスクが高まらない要配慮者並びに安定ヨウ素剤の事前配布されていない者及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者のうち施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要な者をいう。）の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を要請するものとする。
- 原子力規制委員会、地方公共団体、原子力事業者及び指定公共機関[独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人放射線医学総合研究所]は、緊急時モニタリングセンターの立上げ準備やモニタリングポストの監視強化等緊急時モニタリングの準備を行うものとする。
- 原子力規制委員会は、UPZ内の地方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう要請するものとし、UPZ外の地方公共団体（PAZ外及びUPZ外の区域を管轄する地方公共団体をいう。）に対し、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう要請するものとする。
- 原子力規制委員会及び原子力事業者は、警戒事態が発生した場合、直ちに官邸[内閣官房]、緊急時対応センター（原子力規制庁）、対策拠点施設、原子力施設事態即応センター（原子力事業者本店等）、緊急時対策所及び指定公共機関を結ぶテレビ会議システムを起動するものとする。

### 1.1.3 施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、発生情報等を確認し、関係する指定地方公共機関に連絡する

京都市《行財政局（防災危機管理室）》は、国（原子力規制委員会）、京都府及び関西電力（株）（大飯発電所の原子力防災管理者）から施設敷地緊急事態に係る通報等を受けた場合、必要な体制をとり、発生情報等を確認し、関係する指定地方公共機関に連絡する。

※指定地方公共機関への連絡については、京都府と重複しないよう調整する。

（参考）【防災基本計画 第12編原子力災害対策編 第2章 災害応急対策 第1節 3(1)】

#### 3 施設敷地緊急事態発生時の連絡等

##### (1) 施設敷地緊急事態発生情報の連絡

- 原子力防災管理者は、施設敷地緊急事態発生後又は発生の通報を受けた場合、直ちに官邸[内閣官房]、原子力規制委員会、内閣府、関係地方公共団体、関係都道府県の警察本部、所在市町村の消防機関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等の同時に文書を送信する。さらに、送信後、直ちに主要な機関等に対してはその着信を確認する。なお、通報を受けた事象に対する事業者への問合せについては、原則として原子力規制委員会及び関係地方公共団体からのものに限るものとする。

（中略）

- 原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、原子力緊急事態宣言を発出すべきか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見直し等事故情報等について官邸[内閣官房]、内閣府、関係地方公共団体及び関係都道府県の警察本部に連絡するものとする。

- 原子力規制委員会は、PAZ内の地方公共団体に対し、施設敷地緊急事態要避難者の避難や、施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難等の防護措置の準備（避難先や輸送手段の確保等）を行いうよう

要請するものとする。

- 原子力規制委員会は、UPZ内の地方公共団体に対し、屋内退避等の防護措置の準備を行うよう要請するものとし、UPZ外の地方公共団体に対しては、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難等の防護措置の準備（避難先や輸送手段の確保等）に協力するよう要請するものとする。
- 原子力規制委員会及び原子力事業者は、施設敷地緊急事態が発生した場合、直ちに官邸〔内閣官房〕、緊急時対応センター（原子力規制庁）、対策拠点施設、原子力施設事態即応センター（原子力事業者本店等）、緊急時対策所及び関係指定公共機関を結ぶテレビ会議システムを通じた各拠点間の連絡体制を確認するものとする。
- 原子力保安検査官等現地に配置された原子力規制庁の職員は、施設敷地緊急事態発生後、直ちに現場の状況等を確認し、その結果を関係省庁及び関係地方公共団体に連絡するものとする。
- 所在都道府県及び関係周辺都道府県は、原子力事業者及び原子力規制委員会から通報・連絡を受けた事項について、関係周辺市町村に連絡するものとする。
- 地方公共団体は、原子力事業者及び原子力規制委員会から通報・連絡（関係周辺市町村の場合は、所在都道府県又は関係周辺都道府県からの連絡）を受けた事項について、関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。

## 1.2 施設敷地緊急事態等発生後の応急対策活動情報、被害情報等を連絡する

### 1.2.1 情報収集事態、警戒事態発生後の情報連絡を行う

京都市《本部事務局》は、国、京都府、指定地方公共機関との間において、国、関西電力（株）又は京都府からの連絡事項及び自ら行う応急対策活動の状況等を隨時連絡する。

### 1.2.2 施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動の情報、被害情報等の連絡を行う

- (1) 京都市《本部事務局》は、原子力規制委員会（原子力防災専門官を含む。）から情報を得るとともに、関西電力（株）等から連絡を受けた事項、京都市が行う応急対応活動の状況等を隨時連絡するなど、相互の連絡を密にする。
- (2) 京都市《本部事務局》は、指定地方公共機関との間において、関西電力（株）及び京都府から連絡を受けた事項、京都市が行う応急対策活動の状況等を隨時連絡するなど、連絡を密にする。
- (3) 京都市《本部事務局》は、京都府との間において、各々が行う応急対策活動の状況等について相互の連絡を密にする。
- (4) 京都市《本部事務局》は、国の現地事故対策連絡会議との連携を密にする。

（参考）【防災基本計画 第12編原子力災害対策編 第2章 災害応急対策 第1節 3(2)】

#### 3 施設敷地緊急事態発生時の連絡等

##### (2) 施設敷地緊急事態発生時後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

- 原子力規制委員会は、原子力防災管理者から施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、直ちに原子力規制委員会原子力事故対策本部及び原子力規制委員会原子力事故現地対策本部を設置するものとし、また、関係省庁事故対策連絡会議を設置するものとする。
- 原子力規制委員会、地方公共団体及び原子力事業者は、施設敷地緊急事態が発生した場合、直ちにあらかじめ定めた非常参集体制を発動し、官邸、緊急時対応センター（原子力規制庁）、対策拠点施設、原子力施設事態即応センター（原子力事業者本店等）、緊急時対策所、後方支援拠点等にそれぞれ非常参集職員を参集させるものとする。
- 国〔原子力規制委員会、環境省〕は、環境副大臣（又は環境大臣政務官）及び原子力地域安全総括官を対策拠点施設に、原子力規制庁緊急事態対策監等の職員に加え、必要に応じ、原子力規制委員会委員を原子力施設事態即応センター（原子力事業者本店等）に派遣するものとする。
- （中略）
- 原子力事業者は、官邸〔内閣官房〕、原子力規制委員会、内閣府、関係地方公共団体、関係都道府県の警察本部、所在市町村の消防機関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に施設の状況、原子力事業者の応急対策活動の状況及び事故対策本部設置の状況、被害の状況等を定期的に文書をもつ

て連絡するものとする。原子力規制委員会は、連絡を受けた場合、現地事故対策連絡会議に連絡するものとする。なお、通報を受けた事象に対する事業者への問合せについては、原則として原子力規制委員会及び関係地方公共団体からのものに限るものとする。

- 原子力規制委員会は、官邸〔内閣官房〕、内閣府、関係省庁、関係地方公共団体等との間において、原子力事業者及び地方公共団体から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動状況等を隨時連絡するなど、相互の連絡を密にするものとする。
- 所在都道府県、関係周辺都道府県は、関係周辺市町村との間において、原子力事業者及び原子力規制委員会から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を隨時連絡するなど、連絡を密にするものとする。
- 地方公共団体は、指定地方公共機関との間において、原子力事業者及び原子力規制委員会から通報・連絡（関係周辺市町村の場合は、所在都道府県又は関係周辺都道府県からの連絡）を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を隨時連絡するなど、連絡を密にするものとする。

### 1.2.3 全面緊急事態における連絡等（原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡）を行う

- (1) 京都市《本部事務局》は、国の現地対策本部、指定公共機関、京都府、滋賀県、福井県等、緊急事態応急対策実施区域に係る地方公共団体、指定地方公共機関、関西電力（株）及びその他関係機関とともに、対策拠点施設において、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避状況の把握等を担う機能班にそれぞれ職員を配置することにより、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、京都市が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行う。
- (2) 京都市《行財政局（防災危機管理室）》は、対策拠点施設に派遣した職員に対し、京都市が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を隨時連絡する。

（参考）【防災基本計画 第12編原子力災害対策編 第2章 災害応急対策 第1節 4】

（全面緊急事態における連絡等（原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡））

- 原子力防災管理者は、全面緊急事態発生後又は発生の通報を受けた場合、直ちに官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、関係地方公共団体、関係都道府県の警察本部、所在市町村の消防機関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に同時に文書で送信する。さらに、送信後、直ちに主要な機関等に対してはその着信を確認する。なお、通報を受けた事象に対する事業者への問合せについては、原則として原子力規制委員会及び関係地方公共団体からのものに限りものとする。
- 原子力規制委員会は、全面緊急事態が発生したと判断した場合は直ちに関係省庁及び関係地方公共団体に連絡を行い、関係省庁は官邸、緊急時に緊急時対応センター（原子力規制庁）、対策拠点施設等予め指定された場所に参集することとなっている職員を参集させるものとする。
- 原子力防災専門官等現地に配置された原子力規制庁の職員は、対策拠点施設において、必要な情報収集を行うとともに、原子力事業者、緊急事態応急対策実施区域に係る地方公共団体（市町村及び府県）、関係機関等の間の連絡・調整等を行うものとする。

## 1.3 一般回線が使用できない場合に對処する

### 1.3.1 京都市《行財政局（防災危機管理室）》は、地震等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、別途整備している防災行政無線並びに衛星通信回線等を活用し、情報収集・連絡を行う。

（参考）【防災基本計画 第12編 原子力災害対策編 第2章 災害応急対策 第1節 4】

- 原子力規制委員会は、関係地方公共団体及び住民に対して、必要に応じ、衛星電話、インターネットメール、J-ALETR等多様な通信手段を用いて、原子力災害対策本部の指示等を確実に伝達するものとする。（所在都道府県及び関係周辺都道府県は、その内容を関係周辺市町村に連絡するものとする。）

【京都府防災計画 第3編 第2章 3.】

京都府は、伝達された内容を府内市町村及び関西広域連合等に連絡することとされている。

## 1.4 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動を行う

### 1.4.1 緊急時モニタリングに協力し、モニタリング情報の迅速な把握に努める

京都市《本部事務局、各部》は、事態の進展に応じて、緊急時モニタリングの準備や緊急時モニタリングの実施等について、国や京都府等の関係機関に協力する。

また、京都府や対策拠点施設に派遣した職員を通じて、屋内退避、避難、飲食物の摂取制限等各種防護対策に必要なモニタリング情報の迅速な把握に努める。

### 1.4.2 住民等への影響を迅速に把握するため緊急時モニタリングを実施する

京都市《環境政策部、産業観光部、保健福祉部、消防部、上下水道部、区本部》は、国の統括の下、京都府が実施する緊急時モニタリング活動に加え、災害の状況に応じ、別に定める計画に基づき、緊急時における原子力発電所からの放射性物質の放出による住民及び周辺環境への影響を迅速に把握するため、市独自での緊急時モニタリングを実施する。

自ら行った緊急時モニタリング結果については、国、京都府、関係機関とデータを共有し、測定結果を公表する。

(参考) 【防災基本計画 第12編原子力災害対策編 第2章 災害応急対策 第1節 5】

#### 5 施設敷地緊急事態発生及び全面緊急事態発生後における情報収集活動

##### (1)緊急時モニタリング

- 原子力規制委員会は、地方公共団体の協力を得て、緊急時モニタリングセンターを立ち上げ、緊急時モニタリングを開始する等の初動対応及び必要な動員の指示を行うものとする。
- 原子力規制委員会は、原子力災害対策指針に基づき、緊急時モニタリング実施計画を策定するものとする。
- 国〔原子力規制委員会、関係省庁〕、地方公共団体、事故に係る原子力事業者及び当該原子力事業者以外の原子力事業者並びに指定公共機関〔独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人日本原子力研究開発機構〕は、緊急時モニタリングセンターを組織し、緊急時モニタリング実施計画に基づき、確実かつ計画的に緊急時モニタリングを実施するものとする。海上保安庁等は、その支援を行うものとする。
- 原子力災害対策本部は、原子力緊急事態宣言後、緊急時モニタリングセンターからの意見等に基づき緊急時モニタリング実施計画を適宜改訂し、関係機関に対して必要な指示及び調整を行うとともに、地方公共団体が行う緊急時モニタリングに対して、要請に基づき必要な支援を行うものとする。また、原子力災害対策本部は、初動対応後、必要に応じ、関係省庁、関係地方公共団体、原子力事業者等が緊急時モニタリングの実施及び支援に関して調整する会議を開催し、緊急時モニタリング実施計画を適宜改訂するものとする。
- 緊急時モニタリングセンターは、緊急時モニタリング実施計画及び原子力災害対策本部の指示・要請に基づき、緊急時モニタリングを実施するものとする。また、緊急時モニタリングセンターは、緊急時モニタリング結果の妥当性を判断した後、その結果を取りまとめ、原子力災害対策本部に送付するものとする。
- 原子力事業者は、施設敷地緊急事態発生の通報を行った後においても、敷地境界における放射線量の測定等を継続的に実施し、施設からの放射性物質等の放出状況及び放出見通し等の情報を緊急時モニタリングセンターで定期的に共有するものとする。
- 原子力規制委員会（全面緊急事態においては原子力災害対策本部）は、緊急時モニタリングセンターによる緊急時モニタリングの結果等を、関係省庁の支援を得てとりまとめ、官邸〔内閣官房〕、指定行政機関及び関係地方公共団体に連絡するものとする。

## 第2節 活動体制の確立

■ 実施責任者 : 本部長

■ 役割分担

応急対策項目	担当	分担内容
2.1 警戒態勢を確立する	行財政局（防災危機管理室） 本部事務局	2.1.1 情報収集事態発生を認知した場合、警戒態勢を確立する 2.1.2 警戒事態発生の連絡を受けた場合、警戒態勢を確立する。 2.1.3 施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、並びに内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合の警戒事態を確立する
2.2 緊急事態応急対策に備える	本部事務局	2.2.1 警戒事態又は施設敷地緊急事態発生の連絡・通報で、緊急事態応急対策に向けての準備を行う
2.3 緊急事態応急対策の実施 (原子力緊急事態宣言が発出された場合の対策等)	本部事務局  本部事務局 本部長 本部事務局 消防部	2.3.1 原子力災害合同対策協議会等に出席し初動活動に従事させる 2.3.2 専門家の派遣を要請する 2.3.3 応援要請及び職員の派遣要請等を実施する
	本部長	2.3.4 自衛隊の派遣及び撤収要請等を要求する
	本部長 本部事務局 各部	2.3.5 防災業務関係者の安全を確保する
	本部事務局 各部	2.3.6 原子力被災者生活支援チームと連携する

## 2.1 警戒態勢を確立する

京都市《行財政局（防災危機管理室）》は、情報収集事態を認知した場合、あるいは警戒事態又は施設敷地緊急事態等の発生の連絡を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、国、京都府及び関西電力（株）等関係機関と緊密な連携を図りつつ、原子力災害対策のための警戒態勢をとる。

表 3.2.1 京都市の警戒態勢

災害の状況		警戒態勢	
		設置する本部	本部長
情報収集事態	・原子力施設等立地市町村（おおい町）で震度5弱又は震度5強の地震が発生した場合（原子力施設等立地道府県において震度が6弱以上であった場合を除く。）	原子力災害情報連絡本部	防災危機管理室長
警戒事態	・原子力施設等立地道府県（福井県）において、震度6弱以上の地震が発生した場合及び大津波警報が発令された場合 ・原子力災害対策指針及び大飯発電所原子力防災業務計画で定める原子力施設で重要な故障等が発生した場合 (原子力災害対策指針の「警戒事態を判断するEALの枠組み」に基づき、関西電力㈱が大飯発電所防災業務計画に定めている警戒事態のEALの事象が発生した場合をいう。)	原子力災害警戒本部	危機管理監
施設敷地緊急事態	・原子力災害対策指針の「施設敷地緊急事態を判断するEALの枠組み」に基づき、関西電力㈱が大飯発電所防災業務計画に定めている施設敷地緊急事態のEALの事象が発生した場合 (原災法第10条に基づき、関西電力㈱が国、関係公共機関へ通報を行うべき事象が発生した場合をいう。)	災害対策本部	市長
全面緊急事態 (原子力緊急事態宣言の発出)	・原子力災害対策指針の「全面緊急事態を判断するEALの枠組み」に基づき、関西電力㈱が大飯発電所防災業務計画に定めている全面緊急事態のEALの事象が発生した場合 (原災法第15条の規定により、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出する事象が発生した場合をいう。)		

### 2.1.1 情報収集事態の発生を認知した場合の警戒態勢を確立する

#### (1) 原子力災害情報連絡本部を設置する。

京都市《行財政局（防災危機管理室）》は、国からの連絡等により情報収集事態の発生を認知した場合、防災危機管理室長を本部長とする原子力災害情報連絡本部（以下「情報連絡本部」という。）を設置するとともに、必要に応じ関係局区連絡会議を開催し、情報の収集、連絡体制の確立等必要な体制をとる。

なお、情報連絡本部の所掌事務及び関係局区連絡会議の構成は、表3.2.2及び表3.2.3のとおりとする。

#### (2) 情報連絡本部の閉鎖

京都市《行財政局（防災危機管理室）》は概ね以下の基準に基づき、情報連絡本部を閉鎖する。

- ア 情報連絡本部長が大飯発電所の状況等を確認し、安全が確保されていると認めるととき
- イ 原子力災害警戒本部又は災害対策本部が設置されたとき

## 2.1.2 警戒事態発生の連絡を受けた場合の警戒態勢を確立する

### (1) 原子力災害警戒本部を設置する。

京都市《行財政局（防災危機管理室）》は、警戒事態発生の連絡を受けた場合、その他市長が必要と認めた場合は、危機管理監を本部長とする原子力災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置し、職員の非常参集、情報の収集、連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、その旨を京都府に連絡する。

なお、警戒本部の構成、所掌事務は表3.2.4及び表3.2.5のとおりとする。

### (2) 警戒本部の閉鎖

京都市《行財政局（防災危機管理室）》は、概ね以下の基準に基づき、警戒本部を閉鎖する。

ア 警戒本部長が、大飯発電所の事故等が終結し、緊急事態応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めるとき

イ 災害対策本部が設置されたとき

## 2.1.3 施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、及び全面緊急事態が発生し内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合の警戒事態を確立する

### (1) 災害対策本部の設置

京都市《行財政局（防災危機管理室）》は、施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合又は内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合のほか市長が必要と認めた場合は、市長を本部長とする災害対策本部を設置するとともに、その旨を京都府に連絡する。

### (2) 災害対策本部の組織、配備体制及び参集方法等

災害対策本部の組織、運営の方法、配備体制、所掌事務等は、京都市災害対策本部条例及び京都市災害対策本部要綱の定めるところによるほか、表3.2.6のとおりとする。

### (3) 他の災害対策本部との連携

京都市《本部事務局》は、複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努める。

### (4) 災害対策本部の閉鎖

京都市《本部事務局》は、概ね以下の基準に基づき、災害対策本部を閉鎖する。

原子力緊急事態解除宣言がなされたあと、災害対策本部長が、大飯発電所の事故が終結し、原子力災害中長期対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めるとき

## 2.2 緊急事態応急対策に備える

### 2.2.1 警戒事態又は施設敷地緊急事態発生の連絡・通報を受けた場合、以下の応急対策に努め、緊急事態応急対策に向けての準備を行う

#### (1) 情報の収集

京都市《本部事務局》は、警戒事態又は施設敷地緊急事態発生の連絡を受けた場合、原子力防災専門官、京都府、関西電力（株）等から情報等を得るとともに、国との連携を図り、事故状況の把握に努める。

#### (2) 対策拠点施設の設営準備への協力

京都市《本部事務局》は、警戒事態又は施設敷地緊急事態発生の連絡を受けた場合、京都府と連携し、直ちに対策拠点施設の立ち上げ準備への協力をう。

#### (3) 現地事故対策連絡会議への職員の派遣

京都市《本部事務局》は、国が現地事故対策連絡会議を対策拠点施設にて開催し、これに京都市の職員の派遣要請があった場合には、あらかじめ定めた職員を対策拠点施設に派遣する。

(4) 国等との情報の共有等

京都市《本部事務局》は、対策拠点施設に派遣した職員に対し、京都市が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について随時連絡するなど当該職員を通じて国等との連絡・調整、情報の共有を図る。

(5) 専門家の派遣を要請する

京都市《本部事務局》は、施設敷地緊急事態発生の連絡がなされた場合、必要に応じ、あらかじめ定めた手続きに従い、国に対して専門家の派遣を要請する。

**表 3.2.2 原子力災害情報連絡本部の所掌事務**

担当	所掌事務
行財政局(防災危機管理室)	関係局区連絡会議の開催 情報の収集 連絡体制の確立 等

**表 3.2.3 関係局区連絡会議の構成**

座長	環境政策局環境企画部長 行財政局総務部長 行財政局防災危機管理室長 総合企画局総合政策室長 文化市民局共同参画社会推進部長 産業観光局産業戦略部長 保健福祉局保健福祉部長 都市計画局都市企画部長 建設局建設企画部長 消防局総務部長 交通局企画総務部長 上下水道局総務部長 市会事務局次長 教育委員会事務局総務部長 選挙管理委員会事務局次長 人事委員会事務局次長 監査事務局次長 左京区役所副区長 右京区役所副区長 当番区副区長 その他、必要と認める者
----	---

※座長が必要な構成員を招集することとする。

事務局：防災危機管理室

表3.2.4 原子力災害警戒本部の所掌事務

担当	所掌事務
行財政局(防災危機管理室)	原子力災害警戒本部の設置、運営 職員の非常参集 情報の収集 連絡体制の確立 京都府への報告 等
総合企画局	広報活動
環境政策局 保健福祉局 産業観光局 上下水道局 消防局 区役所	平常時モニタリングの強化 緊急時モニタリングへの協力

表3.2.5 原子力災害警戒本部の体制

本部長	危機管理監
本部員	企画監 地球環境政策監 人材活性化政策監 子育て支援政策監 交通政策監 環境政策局長 行財政局長 総合企画局長 文化市民局長 産業観光局長 保健福祉局長 都市計画局長 建設局長 消防局長 交通局長 上下水道局長 市会事務局長 教育長 選挙管理委員会事務局長 人事委員会事務局長 監査事務局長 左京区長 右京区長 当番区長 その他、必要と認める者

※本部長が必要な構成員を招集することとする。

事務局：防災危機管理室

表 3.2.6 災害対策本部の体制

## 1. 構成

本部長	市長
副本部長	副市長
	危機管理監
	企画監
	地球環境政策監
	人材活性化政策監
	子育て支援政策監
	交通政策監
	環境政策局長
	行財政局長
	総合企画局長
	文化市民局長
	産業観光局長
本部員	保健福祉局長
	都市計画局長
	建設局長
	消防局長
	交通局長
	上下水道局長
	市会事務局長
	教育長
	選挙管理委員会事務局長
	人事委員会事務局長
	監査事務局長
	全区長、担当区長
	その他、必要と認める者

※本部長が必要な構成員を招集することとする。

事務局：防災危機管理室

## 2 所掌事務

**本部長、本部事務局 (本部設置前における行財政局(防災危機管理室)の所掌事務を含む。)**

所掌事務			記載箇所			
			章	節	項	
情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	施設敷地緊急事態等発生情報等の確認、関係する防災関係機関等への連絡	情報収集事態発生の情報等の確認、指定地方公共機関への連絡	3	1	1. 1	
		警戒事態発生の情報等の確認	3	1	1. 1	
		施設敷地緊急事態発生の通報等の確認、関係する指定地方公共機関への連絡	3	1	1. 1	
	施設敷地緊急事態等発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡	情報収集事態、警戒事態発生後の密な情報連絡	3	1	1. 2	
		施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡の実施	3	1	1. 2	
		全面緊急事態における連絡等(原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡)の実施	3	1	1. 2	
	一般回線が使用できない場合の対処	一般回線が使用できない場合の対処	3	1	1. 3	
	放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動	緊急時モニタリングへの協力、モニタリング情報の迅速な把握	3	1	1. 4	
	活動体制の確立	情報収集事態発生時の警戒態勢(原子力災害情報連絡本部の設置)の確立	3	2	2. 1	
		警戒事態発生時の警戒態勢(原子力災害警戒本部の設置)の確立	3	2	2. 1	
		施設敷地緊急事態発生時及び原子力緊急事態宣言発出時の警戒態勢(災害対策本部の設置)の確立	3	2	2. 1	
		緊急事態応急対策に備えた対策等	3	2	2. 2	
		緊急事態応急対策の実施 (原子力緊急事態宣言が発出された場合の対策等)	原子力災害合同対策協議会等への出席、初動活動の実施のための職員派遣	3	2	2. 3
		応援要請及び職員の派遣要請等の実施	3	2	2. 3	
		自衛隊の派遣及び撤収要請等の要求	3	2	2. 3	
		防災業務関係者の安全確保、防護資機材の調達協力要請	3	2	2. 3	
		原子力被災者生活支援チームとの連携	3	2	2. 3	
住民等に対する事故発生及び避難指示等の連絡	住民等に対する事故発生及び避難指示等の連絡	住民等に対する事故発生の連絡及び正確で分かりやすい情報伝達	3	3	3. 1	
		住民等への避難の勧告又は指示等の連絡	3	3	3. 1	
		住民等の避難状況の確認	3	3	3. 1	
		家庭動物との同行避難の呼びかけ	3	3	3. 1	
屋内退避、避難収容等の防護活動	避難所等の開設	避難所等の開設、住民等への周知徹底	3	4	4. 1	
		避難状況の確認、京都府等への報告等	3	4	4. 1	
		避難者に対する旅館やホテル等への移動の促進	3	4	4. 1	

		既存住宅のあっせん及び活用による避難所の早期解消	3	4	4. 1
	広域一時滞在への対応	広域一時滞在への対応	3	4	4. 3
	警戒区域の設定、避難の勧告・指示の実効を上げるための措置	警戒区域の設定、避難の勧告・指示の実効を上げるため、防災機関等と連携した運用体制を確保する	3	4	4. 8
	飲食物、生活必需品等の調達・供給	備蓄物資、調達物資及び支援物資の被災者への供給	3	4	4. 9
		国等への物資の調達要請	3	4	4. 9
緊急輸送活動	緊急輸送活動の実施	緊急輸送の順位付け、範囲の設定及び体制の確立	3	5	5. 1
	緊急輸送のための交通の確保	緊急輸送のための交通の確保	3	5	5. 2
救助・救急及び医療活動	救助・救急活動に必要な措置の実施	消防庁、京都府、関西電力（株）等への応援要請	3	6	6. 1
		京都府に対する緊急消防援助隊の出動等の要請	3	6	6. 1
市民等への迅速かつ的確な情報伝達活動	市民等への迅速かつ的確な情報伝達活動の実施	市民等への的確な情報提供、迅速かつ分かりやすく正確な広報の実施	3	7	7. 1
		様々な情報伝達手段を活用した広報、定期的な情報提供の実施	3	7	7. 1
	市民等のニーズ、要配慮者に配慮した情報伝達の実施	市民等のニーズの把握、正確かつきめ細かな情報提供の実施	3	7	7. 2
		様々な媒体を活用した的確・適切な情報提供の実施	3	7	7. 2
行政機関の業務継続に係る措置	行政機関の庁舎の退避、業務の継続	庁舎の退避の住民等への周知	3	10	10. 1
		退避先における業務の継続	3	10	10. 1
放射性物質による環境汚染への対処	放射性物質による環境汚染への対処	放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置の実施	4	1	1. 1
風評被害等の影響の軽減	放射線被ばくについての人権侵害の防止・人権意識の啓発	放射線被ばくについての人権侵害の防止・人権意識の啓発	4	3	3. 4
被災者等の生活再建等の支援	被災者等の生活再建等の支援	被災者等の生活再建等の支援	4	4	4. 1
	被災者の自立支援の実施	被災者の自立支援の実施	4	4	4. 2
緊急事態解除宣言後の対応	原子力災害中長期対策や被災者の生活支援の実施	原子力災害中長期対策や被災者の生活支援の実施	4	6	6. 1
各種制限措置の解除	各種制限措置の解除	各種制限措置の解除	4	7	7. 1
原子力災害中長期対策実施区域の設定	原子力災害中長期対策実施区域の設定	原子力災害中長期対策実施区域の設定	4	8	8. 1

被災地域住民に係る記録等の作成	応急対策措置状況等の記録の作成	応急対策措置状況等の記録の作成	4	9	9.2
-----------------	-----------------	-----------------	---	---	-----

**環境政策部**

所掌事務			記載箇所		
			章	節	項
情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	放射性物質による影響の早期把握のための活動	住民等への影響を迅速に把握するための緊急時モニタリングの実施	3	1	1.4
屋内退避、避難収容等の防護活動	避難所等の開設	避難所の良好な生活環境の維持、衛生状態の把握等	3	4	4.1
		被災者の健康及び衛生管理、要配慮者の支援等	3	4	4.1

**行財政部**

所掌事務			記載箇所		
			章	節	項
被災者等の生活再建等の支援	災害復興基金の設立等の検討	災害復興基金の設立等の検討	4	4	4.3

**総合企画部**

所掌事務			記載箇所		
			章	節	項
住民等に対する事故発生及び避難指示等の連絡	住民等に対する事故発生及び避難指示等の連絡	住民等に対する事故発生の連絡及び正確で分かりやすい情報伝達 住民等に対して避難に資する情報を提供	3	3	3.1
屋内退避、避難収容等の防護活動	要配慮者等への配慮	避難誘導及び避難所での生活における要配慮者への配慮	3	4	4.5
市民等への迅速かつ的確な情報伝達活動	市民等への迅速かつ的確な情報伝達活動の実施	市民等への的確な情報提供、迅速かつ分かりやすく正確な広報の実施 様々な情報伝達手段を活用した広報、定期的な情報提供の実施	3	7	7.1
		市民等のニーズ、要配慮者に配慮した情報伝達の実施	3	7	7.1
	市民等からの問い合わせに対応する体制の整備	市民等のニーズの把握、正確かつきめ細かな情報提供の実施 様々な媒体を活用した的確・適切な情報提供の実施	3	7	7.2
自発的支援の受入れ等	義援物資・義援金の受入れ、配付・配分	市民等からの問い合わせに対応する体制の整備 被災者の安否情報の収集、住民等からの照会への対応	3	7	7.3
		義援物資の受入れ、配付	3	11	11.2

被災者等の生活再建等の支援	被災者の自立支援の実施	被災者の自立支援の実施	4	4	4. 2
---------------	-------------	-------------	---	---	------

**文化市民部**

所掌事務			記載箇所		
			章	節	項
屋内退避、避難収容等の防護活動	飲食物、生活必需品等の調達・供給	備蓄物資、調達物資及び支援物資の被災者への供給	3	4	4. 9
自発的支援の受入れ等	ボランティアの受入体制の確保	ボランティアの受入体制の確保	3	11	11. 1
	義援物資・義援金の受入れ、配付・配分	義援物資の受入れ、配付 義援金の受入れ、配分	3	11	11. 2
風評被害等の影響の軽減	放射線被ばくについての人権侵害の防止・人権意識の啓発	放射線被ばくについての人権侵害の防止・人権意識の啓発	4	3	3. 4
被災者等の生活再建等の支援	被災者等の生活再建等の支援	被災者等の生活再建等の支援	4	4	4. 1
市民等への迅速かつ的確な情報伝達活動	市民等からの問い合わせに対応する体制の整備	市民等からの問い合わせに対応する体制の整備	3	7	7. 3

**産業観光部**

所掌事務			記載箇所		
			章	節	項
情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動	住民等への影響を迅速に把握するための緊急時モニタリングの実施	3	1	1. 4
屋内退避、避難収容等の防護活動	避難所等の開設	避難者に対する旅館やホテル等への移動の促進	3	4	4. 1
	飲食物、生活必需品等の調達・供給	飲食物、生活必需品等の調達・確保	3	4	4. 9
市民等への迅速かつ的確な情報伝達活動	市民等のニーズ、要配慮者に配慮した情報伝達の実施	市民等のニーズの把握、正確かつきめ細かな情報提供の実施	3	7	7. 2
飲食物の出荷制限、摂取制限等	飲食物の出荷制限、摂取制限等の実施、住民等の周知	緊急時における飲食物の出荷制限、摂取制限等の実施	3	8	8. 1
		京都府が行う食品等の汚染状況の調査への協力及び飲料水の検査	3	8	8. 1
		飲食物の出荷制限、摂取制限等の実施及びこれらの解除、住民等の周知	3	8	8. 1
自発的支援の受入れ等	義援物資・義援金の受入れ、配付・配分	義援物資の受入れ、配付	3	11	11. 2

風評被害等の影響の軽減	市内産農産物のモニタリングの実施	市内産農産物のモニタリングの実施	4	3	3. 1
	観光客・修学旅行生の減少を防ぐための情報提供の実施	観光客・修学旅行生の減少を防ぐための情報提供の実施	4	3	3. 2
	販売促進・観光誘致活動の実施	販売促進・観光誘致活動の実施	4	3	3. 3
被災者等の生活再建等の支援	被災者等の生活再建等の支援	被災者等の生活再建等の支援	4	4	4. 1
被災中小企業に対する支援	被災中小企業に対する支援	被災中小企業に対する支援	4	5	5. 1

**保健福祉部**

所掌事務			記載箇所		
			章	節	項
情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動	住民等への影響を迅速に把握するための緊急時モニタリングの実施	3	1	1. 4
屋内退避、避難収容等の防護活動	避難所等の開設	避難所の良好な生活環境の維持、衛生状態の把握等	3	4	4. 1
		被災者の健康及び衛生管理、要配慮者の支援等	3	4	4. 1
	安定ヨウ素剤の予防服用措置	安定ヨウ素剤の予防服用措置	3	4	4. 4
	要配慮者等への配慮	避難行動要支援者に対する避難支援や安否確認	3	4	4. 5
		避難誘導及び避難所での生活における要配慮者への配慮	3	4	4. 5
救助・救急及び医療活動	緊急時における住民等の健康管理、スクリーニング、除染等の実施	緊急時における住民等の健康管理、スクリーニング、除染等の実施	3	6	6. 2
	京都府が行う緊急被ばく医療への協力	京都府が行う緊急被ばく医療への協力	3	6	6. 3
市民等への迅速かつ的確な情報伝達活動	市民等のニーズ、要配慮者に配慮した情報伝達の実施	市民等のニーズの把握、正確かつきめ細かな情報提供の実施	3	7	7. 2
飲食物の出荷制限、摂取制限等	飲食物の出荷制限、摂取制限等の実施、住民等の周知	緊急時における飲食物の出荷制限、摂取制限等の実施	3	8	8. 1
		京都府が行う食品等の汚染状況の調査への協力及び飲料水の検査	3	8	8. 1
		飲食物の出荷制限、摂取制限等の実施及びこれらの解除、住民等の周知	3	8	8. 1
自発的支援の受入れ等	ボランティアの受入れ体制の確保	ボランティアの受入体制の確保	3	11	11. 1

心身の健康相談体制の整備	心身の健康相談及び健康調査を行うための体制の整備及び実施	心身の健康相談及び健康調査を行うための体制の整備及び実施	4	2	2. 1
風評被害等の影響の軽減	市内産農産物のモニタリングの実施	市内産農産物のモニタリングの実施	4	3	3. 1
被災者等の生活再建等の支援	被災者等の生活再建等の支援	被災者等の生活再建等の支援	4	4	4. 1

**都市計画部**

所掌事務			記載箇所		
			章	節	項
屋内退避、避難収容等の防護活動	避難所等の開設	既存住宅のあっせん及び活用による避難所の早期解消	3	4	4. 1
		応急仮設住宅の建設、被災者の円滑な入居の促進	3	4	4. 1
	要配慮者等への配慮	避難行動要支援者に対する避難支援や安否確認	3	4	4. 5
		避難誘導及び避難所での生活における要配慮者への配慮	3	4	4. 5
被災者等の生活再建等の支援	被災者等の生活再建等の支援	被災者等の生活再建等の支援	4	4	4. 1

**消防部**

所掌事務			記載箇所		
			章	節	項
情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動	住民等への影響を迅速に把握するための緊急時モニタリングの実施	3	1	1. 4
活動体制の確立	応援要請及び職員の派遣要請等の実施	応援協定等に基づく他市町村への応援要請、京都府に対する緊急消防援助隊出動要請の実施	3	2	2. 4
住民等に対する事故発生及び避難指示等の連絡	住民等に対する事故発生及び避難指示等の連絡	住民等への避難の勧告又は指示等の連絡	3	3	3. 1
		住民等の避難状況の確認	3	3	3. 1
		避難場所以外に避難した場合、居場所等を連絡するよう住民へ周知	3	3	3. 1
屋内退避、避難収容等の防護活動	避難所等の開設	避難時における住民等に対するスクリーニングの実施	3	4	4. 2
救助・救急及び医療活動	救助・救急活動に必要な措置の実施	救助及び救急活動のための資機材の確保等	3	6	6. 1
		京都府に対する緊急消防援助隊の出動等の要請	3	6	6. 1

	緊急時における住民等の健康管理、スクリーニング、除染等の実施	緊急時における住民等の健康管理、スクリーニング、除染等の実施	3	6	6. 2	
市民等への迅速かつ的確な情報伝達活動	市民等への迅速かつ的確な情報伝達活動の実施	市民等への的確な情報提供、迅速かつ分かりやすく正確な広報の実施	3	7	7. 1	
		様々な情報伝達手段を活用した広報、定期的な情報提供の実施	3	7	7. 1	
	住民等のニーズ、要配慮者に配慮した情報伝達の実施	市民等のニーズの把握、正確かつきめ細かな情報提供の実施	3	7	7. 2	
治安の確保及び火災の予防	火災予防の実施	火災予防の実施		3	9	9. 1

**教育部**

所掌事務			記載箇所		
			章	節	項
風評被害等の影響の軽減	放射線被ばくについての人権侵害の防止・人権意識の啓発	放射線被ばくについての人権侵害の防止・人権意識の啓発	4	3	3. 4

**交通部**

所掌事務			記載箇所		
			章	節	項
緊急輸送活動	緊急輸送活動の実施	緊急輸送体制の確立	3	5	5. 1

**上下水道部**

所掌事務			記載箇所		
			章	節	項
情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動	住民等への影響を迅速に把握するための緊急時モニタリングの実施	3	1	1. 4
屋内退避、避難所等の防護活動	避難所等の開設	被災者の健康及び衛生管理、要配慮者の支援等	3	4	4. 1
飲食物の出荷制限、摂取制限等	飲食物の出荷制限、摂取制限等の実施、住民等への周知	緊急時における飲食物の出荷制限、摂取制限等の実施	3	8	8. 1
		京都府が行う食品の汚染状況の調査への協力及び飲料水の検査	3	8	8. 1
		飲食物の出荷制限、摂取制限等の実施及びこれらの解除、住民等への周知	3	8	8. 1
	琵琶湖等の水道水源の放射性物質による汚染への対応	水道原水及び水道水の放射能測定体制の強化	3	8	8. 2
		浄水処理対策の強化	3	8	8. 2
		汚泥等のモニタリング、保管等への対策の実施	3	8	8. 2

## 各部

所掌事務			記載箇所		
			章	節	項
情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動	緊急時モニタリングへの協力、モニタリング情報の迅速な把握	3	1	1. 4
活動体制の確立	防災業務関係者の安全確保	防災業務関係者の放射線防護	3	2	2. 3
	原子力被災者生活支援チームとの連携	原子力被災者生活支援チームとの連携	3	2	2. 3
市民等への迅速かつ的確な情報伝達活動	市民等からの問い合わせに対応する体制の整備	市民等からの問い合わせに対応する体制の整備	3	7	7. 3
		被災者の安否情報の収集、住民等からの照会への対応	3	7	7. 3
行政機関の業務継続に係る措置	行政機関の庁舎の退避、業務の継続	庁舎の退避の住民等への周知	3	10	10. 1
		退避先における業務の継続	3	10	10. 1
放射性物質による環境汚染への対処	放射性物質による環境汚染への対処	放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置の実施	4	1	1. 1
緊急事態解除宣言後の対応	原子力災害中長期対策や被災者の生活支援の実施	原子力災害中長期対策や被災者の生活支援の実施	4	6	6. 1
各種制限措置の解除	各種制限措置の解除	各種制限措置の解除	4	7	7. 1

## 区本部

所掌事務			記載箇所		
			章	節	項
情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動	住民等への影響を迅速に把握するための緊急時モニタリングの実施	3	1	1. 4
住民等に対する事故発生及び避難指示等の連絡	住民等に対する事故発生及び避難指示等の連絡	住民等への避難の勧告又は指示等の連絡	3	3	3. 1
		住民等の避難状況の確認	3	3	3. 1
		避難場所以外に避難した場合、居場所等を連絡するよう住民へ周知	3	3	3. 1
屋内退避、避難収容等の防護活動	避難所等の開設	避難所等の開設、住民等への周知徹底	3	4	4. 1
		避難状況の確認、京都府等への報告等	3	4	4. 1
		避難所の良好な生活環境の維持、衛生状態の把握等	3	4	4. 1
		被災者の健康及び衛生管理、要配慮者の支援等	3	4	4. 1
		男女のニーズの違いや子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営	3	4	4. 1
		避難者に対する旅館やホテル等への移動の促進	3	4	4. 1
		既存住宅のあっせん及び活用による避	3	4	4. 1

	難所の早期解消				
	避難所の住民等に対するスクリーニング実施	避難時における住民等に対するスクリーニングの実施	3	4	4. 2
	広域一時滞在への対応	広域一時滞在への協力	3	4	4. 3
	安定ヨウ素剤の予防服用措置	安定ヨウ素剤の予防服用措置	3	4	4. 4
	要配慮者等への配慮	避難行動要支援者に対する避難支援や安否確認 避難誘導及び避難所での生活における要配慮者への配慮	3	4	4. 5
	飲食物、生活必需品等の調達・供給	飲食物、生活必需品等の調達・確保 備蓄物資、調達物資及び支援物資の被災者への供給	3	4	4. 9
市民等への迅速かつ的確な情報伝達活動	市民等への迅速かつ的確な情報伝達活動の実施	市民等への的確な情報提供、迅速かつ分かりやすく正確な広報の実施	3	7	7. 1
		様々な情報伝達手段を活用した広報、定期的な情報提供の実施	3	7	7. 1
	市民等のニーズ、要配慮者に配慮した情報伝達の実施	市民等のニーズの把握、正確かつきめ細かな情報提供の実施	3	7	7. 2
	市民等からの問い合わせに対応する体制の整備	被災者の安否情報の収集、住民等からの照会への対応	3	7	7. 3
行政機関の業務継続に係る措置	行政機関の庁舎の退避、業務の継続	庁舎の退避の住民等への周知	3	10	10. 1
		退避先における業務の継続	3	10	10. 1
自発的支援の受入れ等	ボランティアの受入体制の確保	ボランティアの受入体制の確保	3	11	11. 1
	義援物資・義援金の受入れ、配付・配分	義援物資の受入れ、配付	3	11	11. 2
		義援金の受入れ、配分	3	11	11. 2
放射性物質による環境汚染への対処	放射性物質による環境汚染への対処	放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置の実施	4	1	1. 1
心身の健康相談体制の整備	心身の健康相談及び健康調査を行うための体制の整備及び実施	心身の健康相談及び健康調査を行うための体制の整備及び実施	4	2	2. 1
被災者等の生活再建等の支援	被災者等の生活再建等の支援	被災者等の生活再建等の支援	4	4	4. 1
	被災者の自立支援の実施	被災者の自立支援の実施	4	4	4. 2
緊急事態解除宣言後の対応	原子力災害中長期対策や被災者の生活支援の実施	原子力災害中長期対策や被災者の生活支援の実施	4	6	6. 1
被災地域住民に係る記録等の作成	被災地域住民に係る記録の作成	被災地域住民に係る記録の作成	4	9	9. 1
	応急対策措置状況等の記録の作成	応急対策措置状況等の記録の作成	4	9	9. 2

## 2.3 緊急事態応急対策の実施（原子力緊急事態宣言が発出された場合の対策等）

### 2.3.1 原子力災害合同対策協議会等に出席し、初動活動に従事させる

京都市《本部事務局》は、原子力緊急事態宣言が発出され、対策拠点施設において原子力災害合同対策協議会が組織されることとなった場合は、原則として、あらかじめ定めた責任ある判断を行える職員をこれに出席させ、原子力緊急事態に関する情報を交換し、緊急事態応急対策の実施に向けた調整を行う。

また、京都市《本部事務局》は、あらかじめ定めた職員を対策拠点施設に派遣し、初動の緊急避難における周辺地域での活動体制を確立するとともに、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等の活動に従事させる。

（参考）【防災基本計画 第12編原子力災害対策編 第2章 災害応急対策 第1節 7】

#### 7 指定行政機関等の活動体制

##### (2)原子力緊急事態宣言後の体制

###### 一 原子力災害対策本部の設置

○原子力規制委員会は、全面緊急事態に至ったことにより、原災法第15条に基づき、原子力緊急事態が発生していると認める場合、その旨を直ちに内閣総理大臣に上申し、官邸〔内閣官房〕及び内閣府に原子力緊急事態宣言案及び地方公共団体の長に対する原災法第15条第3項に基づく指示案を送付するとともに、当該指示案を関係する地方公共団体の長に伝達するものとする。その際併せて、緊急時モニタリングの結果、予測を含めた気象情報、大気中放射性物質拡散計算システムで得られた大気中放射性物質拡散計算の結果等を提出するものとする。

○内閣総理大臣による宣言の発出に当たっては、内閣府は、速やかに宣言の公示の手続及び原子力災害対策本部の設置の手続を行い、原子力規制委員会は、内閣総理大臣の緊急事態応急対策に関する事項の指示等を地方公共団体に伝達するものとする。

○内閣総理大臣は、原子力緊急事態宣言を発出し、原子力規制委員会から提示された指示案を踏まえ、応急対策実施区域を管轄する地方公共団体が行うべき避難又は屋内退避及び安定ヨウ素剤の服用又はその準備に関する指示又は勧告等を含む緊急事態応急対策に関する事項を指示するものとする。

（中略）

###### 三 原子力災害現地対策本部の設置

○原子力災害対策本部は、緊急事態応急対策実施区域において、原子力災害対策本部の事務の一部を行う組織として、原子力災害対策本部長の定めるところにより、原子力災害現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）を置くものとする。

○現地対策本部は、原子力災害対策本部の指示の下、関係地方公共団体と連絡調整を行いつつ、周辺住民の避難の実施を支援するなど、オフサイト対応を中心に災害応急対策に務めるものとする。（中略）

○現地対策本部は、原則として、環境副大臣（又は環境大臣政務官）を長とし、原子力災害対策本部の本部員又は職員を構成員とするものとする。

○現地対策本部は、対策拠点施設において、応急対策実施区域を管轄する都道府県及び市町村の災害対策本部（又は現地対策本部）とともに、原子力災害合同対策協議会を組織するものとする。原子力災害合同対策協議会は、現地対策本部長、都道府県及び市町村の各々の災害対策本部の代表者、指定公共機関の代表者及び原子力事業者の代表者から権限を委任された者等により構成されるものとする。

原子力災害合同対策協議会は、現地対策本部長が主導的に運営するものとする。

○原子力災害合同対策協議会の会合においては、必要に応じ、指定公共機関〔独立行政法人原子力安全基盤機構、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人日本原子力研究開発機構〕等の専門家を出席させ、その知見を十分に活用するよう努めるものとする。

○原子力災害合同対策協議会の構成員、運営方法、緊急事態応急対策を実施する際の役割分担等については、あらかじめ地域ごとに国、地方公共団体及び関係機関が協議して定めておくものとする。

### 2.3.2 応援要請及び職員の派遣要請等を実施する

#### (1) 応援要請を行う

京都市《本部事務局、消防部》は、必要に応じ、あらかじめ締結した応援協定等に基づき、他の市町村等に対し速やかに応援要請を行うとともに、必要に応じ、京都府に対し緊急消防援助隊の出動を要請する。

#### (2) 職員の派遣要請等を行う

市長《本部長》は、緊急事態応急対策又は原子力災害中長期対策のため必要と認めるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請し、又は、京都府知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣についてあっ旋を求める。

市長《本部長》は、緊急事態応急対策又は原子力災害中長期対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助言、その他の必要な援助を求める。

### 2.3.3 自衛隊の派遣及び撤収要請等を要求する

市長《本部長》は、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合は、京都府知事に対し派遣の要請を要求する。

また、市長《本部長》は、自衛隊による支援の必要がなくなったと認めるときには、速やかに京都府知事に対し、撤収要請を要求する。

### 2.3.4 防災業務関係者の安全を確保する

京都市《本部事務局》は、緊急事態応急対策に係わる防災業務関係者の安全確保を図る。

#### (1) 防災業務関係者の安全確保を行う

防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、以下の事項を遵守し、安全管理を徹底する。

ア 災害対策本部（又は現地災害対策本部）と現場指揮者との間で連携を密にし、適切な被ばく管理を行う。

イ 原子力災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動がとれるよう配意する。

ウ 二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合の防災業務従事者相互の安全チェック体制を整備する。

#### (2) 防護資機材調達の協力を要請する

市長《本部長》は、京都府やその他防災関係機関に対して、必要に応じ、防護服、防護マスク、線量計及び安定ヨウ素剤等の防護資機材の調達の協力を要請する。

（参考）

【防災基本計画 第12編 原子力災害対策 第2章 災害応急対策 第1節 発災直後の情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び活動体制の確立 11 その他 (1)防災業務関係者の安全確保】

##### (1)防災業務関係者の安全確保

○防災業務関係者の放射線防護については、あらかじめ定められた緊急時の防災業務関係者の放射線防護に係る基準に基づき行うものとする。

○国、地方公共団体等は、応急対策活動を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材の確保を図るものとする。

【京都府地域防災計画 第3編 緊急事態応急対策計画 第3章 活動体制の確立 7 防災業務関係者の安全確保】

##### (2) 防護対策

ア 府現地災害対策本部長、府災害対策支部長、緊急時医療本部長は、緊急時モニタリングセンター長と連携し、必要に応じその管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示するものとする。

また、府現地災害対策本部長は、市町村やその他防災関係機関に対しても、防護服、防護マスク

ク，線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示するものとする。

### (3) 防災業務関係者の放射線防護を行う

- ア 京都市《本部事務局》は、防災業務関係者の放射線防護については、あらかじめ定められた緊急時の防災業務関係者の放射線防護に係る基準に基づき行う。
- イ 京都市《本部事務局、各部》は京都府と連携又は独自に職員の被ばく管理を行う。
- ウ 京都市《本部事務局》は、必要に応じ京都府など関係機関に対し除染等の医療措置を要請する。
- エ 京都市《本部事務局、各部》は、応急対策活動を行う京都市の防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保する。
- オ 京都市《本部事務局、各部》は、応急対策を行う職員等の安全確保のため、国、京都府及び関西電力（株）と相互に密接な情報交換を行う。

#### 2.3.5 原子力被災者生活支援チームと連携する

京都市《本部事務局、各部》は、初期対応段階における避難区域の住民避難完了後の段階において、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境放射線モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担のもと汚染廃棄物の処理や除染等を推進する。

（参考）【京都府防災計画 第3編 第3章 6.】

原子力災害対策本部長は、原子力施設における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより避難区域の拡大防止がなされたこと及び初動段階における避難区域の住民避難が概ね終了したことを一つの目途として、必要に応じて、原子力災害対策本部のもとに、被災者の生活支援のため、環境大臣及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置することとされている。

## 第3節 住民等に対する事故発生及び避難指示等の連絡

■ 実施責任者：本部長、区本部長

■ 役割分担

応急対策項目	担当	分担内容
3.1 住民等に対して事故発生及び避難指示等を連絡する	本部事務局 総合企画部	3.1.1 多様な通信手段を駆使し、正確でわかりやすい情報を迅速かつ定期的に伝達する
	本部事務局 区本部 消防部 府警察本部	3.1.2 屋内退避又は避難のための立退きの勧告又は指示等の連絡及び注意喚起を行う
	本部事務局 総合企画部 区本部 府警察本部	3.1.3 住民等に対して避難に資する情報を提供し、及び避難状況を確認する
	消防部 区本部	3.1.4 指定した避難所以外に避難した場合、居場所と連絡窓を連絡するよう住民等に周知する
	本部事務局	3.1.5 飼い主に対して、家庭動物との同行避難を呼びかける

### 3.1 住民等に対して事故発生及び避難指示等を連絡する

#### 3.1.1 多様な通信手段を駆使し、正確でわかりやすい情報を迅速かつ定期的に伝達する

京都市《本部事務局、総合企画部》は、国、京都府、関西電力（株）（大飯発電所の原子力防災管理者を含む）等から警戒事態、施設敷地緊急事態に係る通報等を受けた場合は、多様なメディア等の使用可能な手段を駆使して、住民等に対し正確な情報提供を迅速に、かつ、わかりやすい内容で行う。また、住民等に対する情報は、下記の項目について定期的に繰り返し伝達する。

- (1) 異常事態が生じた施設名及び発生時刻並びに異常事態の内容
- (2) 空間放射線量率の計測値等の周辺環境状況及び今後の予測
- (3) 地域に応じた住民のとるべき行動についての指示

#### 3.1.2 屋内退避又は避難の勧告又は指示等の連絡及び注意喚起を行う

- (1) 施設敷地緊急事態発生時におけるU P Z内住民の屋内退避の準備

京都市《本部事務局、区本部、消防部》は、大飯発電所における事態が次のいずれかに該当した場合は、市域のU P Z内における屋内退避の準備を行う。

ア E A Lに基づく施設敷地緊急事態が発生した場合において、国もしくは京都府から要請があった場合

イ その他本部長が必要と認めた場合

[※施設敷地緊急事態については、第1章 第7節（8ページ）参照]

- (2) 全面緊急事態発生時におけるU P Z内住民の屋内退避の実施及びU P Z外住民への注意喚起等

京都市《本部事務局、区本部、消防部、府警察本部》は、大飯発電所における事態が次のいずれかに該当した場合は、P A Z内の避難の実施に併せ、国もしくは京都府の要請又は独自の判断により市域のU P Z内の住民等に対し、屋内退避の実施やO I Lに基づく防護措置の準備を行うよう勧告又は指示等を実施するとともに、U P Z外の住民等に対し、必要に応じて屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を行う。

ア E A Lに基づく全面緊急事態<sup>\*</sup>に至ったことにより、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合（緊急事態宣言を発出し、必要な防護措置を指示した場合）

イ その他本部長が必要と認めた場合

※全面緊急事態については、第1章 第7章（9ページ）参照

### （3）避難及び一時移転の勧告又は指示の連絡等

京都市《本部事務局、区本部、消防部、府警察本部》は、大飯発電所における事態が次のいずれかに該当した場合には、住民等に対する避難及び一時移転（以下「避難等」という。）の勧告又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には京都府と連携し国及び関西広域連合に要請する。

ア 事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合

イ 国及び京都府と連携し、緊急時モニタリング結果や原子力災害対策指針に基づいたO I L<sup>\*</sup>の値を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針の指標を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合

※O I Lについては、第1章 第7節 表1.7.2（12ページ）参照

ウ その他本部長が必要と認めた場合

なお、市長《本部長》は、国（内閣総理大臣）から事前に屋内退避又は避難等の勧告又は指示の案を伝達された場合には、当該指示案に対して速やかに意見を述べる。

（参考）【防災基本計画 第12編 原子力災害対策編 第2章 第2節 避難、屋内退避等の防護及び情報提供活動 1.】

（避難、屋内退避等の防護措置の実施）

○内閣総理大臣は、原子力緊急事態宣言を発出するとともに、人命の安全を第一にP A Z内の地方公共団体に対し速やかに避難及び安定ヨウ素剤の服用等の必要な防護措置に関する指示を行うものとする。

○原子力災害対策本部は、U P Z内の地方公共団体に対し、屋内退避の実施やO I L（原子力災害対策指針に基づく運用上の介入レベルをいう。以下同じ。）に基づく防護措置の準備（避難・一時移転先、輸送手段、スクリーニング場所の確保等）を行うよう要請するものとする。また、U P Z外の地方公共団体に対しては、P A Z内の地方公共団体から避難してきた住民等の受入れや、U P Z内の地方公共団体が行う防護措置の準備への協力を要請するものとする。

○放射性物質が放出された後は、原子力災害対策本部は、地方公共団体に対し、緊急事態の状況により、O I Lに基づき緊急時モニタリングの結果に応じて地方公共団体が行う避難、一時移転等の緊急事態応急対策の実施について、指示、助言等を行うものとする。その際、予測を含めた気象状況や大気中放射性物質拡散計算等を参考にするものとする。

### 3.1.3 住民等に対して避難に資する情報を提供し、及び住民等の避難状況を確認する

#### （1）住民等に対して避難所の所在等避難に資する情報を提供する

京都市《総合企画部、区本部》は、住民等の避難誘導にあたっては、住民等に向けて避難やスクリーニング場所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果や参考となる気象情報及び大気中拡散計算結果その他避難に資する情報を提供する。

また、京都市《本部事務局》は、これらの情報について、原子力災害現地対策本部等及び京都府に対しても情報提供する。

#### （2）住民等の避難状況を確認する。

京都市《区本部》は、避難のための立退きの勧告又は指示等を行った場合は、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認する。

また、京都市《本部事務局》は、この確認結果については原子力災害現地対策本部等及び京都府に情報提供する。

**3.1.4 指定した避難所以外に避難をした場合、居場所と連絡先の連絡を住民等へ周知する**

京都市《消防部、区本部》は、避難状況の確実な把握に向けて、京都市が指定したの避難所以外に避難等をした場合等には、京都市の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等へ周知する。

**3.1.5 飼い主に対して家庭動物との同行避難を呼びかける**

京都市《本部事務局》は災害の実態に応じて、京都府と連携し、飼い主に対して家庭動物との同行避難を呼びかける。

## 第4節 屋内退避、避難収容等の防護活動

■ 実施責任者：本部長、区本部長

■ 役割分担

応急対策項目	担当	分担内容
4.1 避難所等を開設する	本部事務局 区本部	4.1.1 災害の状況に応じ避難所等を開設し、住民等に対し周知徹底を図る
	本部事務局 区本部	4.1.2 住民等の避難状況を確認し、京都府等に報告・情報提供する
	環境政策部 保健福祉部 区本部	4.1.3 避難所の良好な生活環境の維持及び衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じる
	環境政策部 保健福祉部 上下水道部 区本部	4.1.4 被災者の健康及び衛生管理、要配慮者の支援等、必要な措置を講じる
	区本部	4.1.5 男女のニーズの違いや子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める
	本部事務局 産業観光部 区本部	4.1.6 被災者の避難・収容状況等を鑑み、旅館やホテル等への移動を避難者に促す
	本部事務局 都市計画部 区本部	4.1.7 利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努める
	都市計画部	4.1.8 応急仮設住宅を建設し、被災者の円滑な入居の促進に努める
4.2 避難の際に住民等に対するスクリーニングを実施する	関係区本部 消防部	4.2.1 避難の際に住民等に対するスクリーニングを実施する
4.3 広域一時滞在に対応する	本部事務局	4.3.1 広域一時滞在について、府内市町村及び京都府と協議する
		4.3.2 広域一時滞在の受入先の候補について、京都府に助言を要請する
	本部事務局 区本部	4.3.3 広域一時滞在に協力する
4.4 安定ヨウ素剤の予防服用措置を講じる	保健福祉部 関係区本部	4.4.1 安定ヨウ素剤の予防服用措置を講じる
4.5 要配慮者等に配慮する	保健福祉部 都市計画部 区本部	4.5.1 避難行動要支援者に対して避難支援や安否確認を行う
		4.5.2 避難誘導及び避難所での生活において、要配慮者に配慮する
		4.5.3 避難勧告等があった場合、病院等医療機関は患者等を他の医療機関に転院させる
	医療機関	4.5.4 避難勧告等があった場合、社会福祉施設は入所者等を避難させる
4.6 学校等施設は生徒等を安全に避難させる	学校施設	4.6.1 学校等施設は生徒等を安全に避難させる
4.7 不特定多数の者が利用する施設は利用者	各施設	4.7.1 地下街、劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設において、避難

<b>を避難させる</b>		のための立退きの勧告又は指示等があった場合、利用者を避難させる
<b>4.8 警戒区域の設定、避難の勧告・指示の実効を上げるための措置を講じる</b>	本部事務局 京都府警察本部	4.8.1 警戒区域の設定、避難の勧告又は指示の実効を上げるために、防災関係機関等と連携した運用体制を確立する
<b>4.9 飲食物、生活必需品等を調達し供給する</b>	産業観光部 区本部	4.9.1 被災者の生活の維持のための飲食物、生活必需品等を調達・確保する
	本部事務局 文化市民部 区本部	4.9.2 備蓄物資、調達物資及び支援物資を被災者に供給する
	本部事務局	4.9.3 物資の調達が必要な場合は、国等に物資の調達を要請する

## 4.1 避難所等を開設する

### 4.1.1 災害の状況に応じ避難所等を開設し、住民等に対し周知徹底を図る

京都市《本部事務局、区本部》は、市域が避難対象区域に含まれた場合、京都府と連携し、災害の状況に応じ避難所及びスクリーニング実施場所等を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。また、必要があれば、指定した避難所以外の施設についても、災害に対する安全性を確認のうえ、管理者の同意を得て避難所等として開設する。

### 4.1.2 住民等の避難状況を確認し、京都府等に報告・情報提供する

京都市《本部事務局、区本部》は、市域が避難対象区域に含まれた場合、京都府と連携し、住民等の避難状況を確認し、確認結果を京都府に報告するとともに原子力災害現地対策本部に情報提供する。また、民生委員・児童委員、介護保険サービス事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否確認に努め、把握した情報について京都市に提供する。

### 4.1.3 避難所の良好な生活環境の維持及び衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じる

京都市《環境政策部、保健福祉部、区本部》は、京都府の協力のもと、市域が避難対象区域に含まれた場合、避難所の良好な生活環境の維持に努めるとともに、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じる。

#### <生活環境に配慮する事項>

食事供与の状況、トイレの設置状況、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみ処理の状況、家庭動物の飼養場所の確保 等

### 4.1.4 被災者の健康及び衛生管理、要配慮者の支援等、必要な措置を講じる

京都市《保健福祉部、区本部》は、市域が避難対象区域に含まれた場合、避難所における被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行う。

特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉避難所又は福祉施設等での受入れ、子どもの一時預かり、職員等の派遣、車椅子等の手配等を介護保険サービス事業者、障害福祉サービス事業者、保育サービス事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。

また、京都市《保健福祉部》は、保健師等による巡回健康相談等を実施する。

なお、京都市《環境政策部、保健福祉部、上下水道部》は、避難所の生活環境を確保するため、

必要に応じ、仮設トイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずる。

#### 4.1.5 男女のニーズの違いや子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める

京都市《区本部》は、市域が避難対象区域に含まれた場合、京都府の協力のもと、避難所の運営における女性の参画を推進し、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するとともに、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

〈女性のニーズへの配慮事項〉

女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保等

#### 4.1.6 被災者の避難・収容状況等を鑑み、旅館やホテル等への移動を避難者に促す

京都市《本部事務局、産業観光部、区本部》は、市域が避難対象区域に含まれた場合、京都府の協力のもと、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

#### 4.1.7 利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努める

京都市《本部事務局、都市計画部、区本部》は、市域が避難対象区域に含まれた場合、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努める。

#### 4.1.8 応急仮設住宅を建設し、被災者の円滑な入居の促進に努める

京都市《都市計画部》は、応急仮設住宅を建設する必要がある場合、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国及び京都府と協議のうえ建設するとともに、被災者の円滑な入居の促進に努める。

また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の飼養に配慮する。なお、応急仮設住宅の建設資機材が不足する場合には、必要に応じて、国及び京都府に資機材の調達に関して要請する。

### 4.2 避難の際に住民等に対するスクリーニングを実施する

#### 4.2.1 京都市《関係区本部、消防部》は、市域が避難対象区域に含まれた場合、京都府が行うスクリーニングに協力し、避難の際に住民等に対するスクリーニングを実施する。

(参考) 【京都府防災計画 第3編 第4章 4.】

原子力災害対策本部は、原子力災害対策指針を踏まえ、避難の際の住民等に対するスクリーニングを行いう際の基準を決定し、地方公共団体に連絡することとされている。

京都府〔府民生活部、健康福祉部〕は、関西電力（株）と連携し、国の協力を得ながら、指定公共機関の支援のもと、住民等が避難区域等から避難した後に、住民等（避難輸送に使用する車両及びその乗務員を含む。）のスクリーニング及び除染を行うこととされている。

## 4.3 広域一時滞在に対応する

### 4.3.1 広域一時滞在について、府内市町村及び京都府と協議する

京都市《本部事務局》は、市域外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合は、京都府内の他の市町村への受入れについては当該市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、京都府に対し当該都道府県との協議を求める。

(参考) 【京都府地域防災計画 第3編 第4章 3(2)】

府[府民生活部]は、市町村から協議要求があった場合、関西広域連合及び他の都道府県と協議を行うものとする。

### 4.3.2 広域一時滞在の受入先の候補について、京都府に助言を要請する

京都市《本部事務局》は、京都府に対し、必要に応じて、広域一時滞在の受入先候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等について助言を要請する。

(参考) 【京都府地域防災計画 第3編 第4章 3(3)】

国は、府から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言するものとされており、府は、市町村から求めがあった場合には、同様の助言を行うものとする。

### 4.3.3 広域一時滞在に協力する

京都市《本部事務局、区本部》は、京都府知事又は他の市町村長から被災者の広域一時滞在について要請を受けた場合は、協力する。

## 4.4 安定ヨウ素剤の予防服用措置を講じる

### 4.4.1 緊急時における住民等への安定ヨウ素剤の配布及び服用については、原則として、原子力規制委員会がその必要性を判断し、原子力災害対策本部又は地方公共団体が指示することとされている。

京都市《保健福祉部、関係区本部》は、京都府と連携し、原子力災害対策本部の指示に基づき、又は、独自の判断により、服用対象の住民等に対し、原則として医師の関与の下で、安定ヨウ素剤を配布するとともに、服用を指示するものとする。

ただし、時間的制約等により、医師を立ち会わせることができない場合には、薬剤師の協力を求める等、あらかじめ定める代替の手続きによって配布、服用の指示を行う。

## 4.5 要配慮者等に配慮する

### 4.5.1 避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認を行う

京都市《保健福祉部、都市計画部、区本部》は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動支援者名簿を効果的に利用し、避難行動支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努める。

### 4.5.2 避難誘導及び避難所での生活において、要配慮者に配慮する

京都市《総合企画部、保健福祉部、都市計画部、区本部》は、市域が避難対象区域に含まれた

場合、京都府及び関係機関と連携し、国の協力を得て、避難誘導及び避難所での生活において、要配慮者が健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向けの応急仮設住宅の設置等に努める。

また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮する。

#### **4.5.3 避難勧告等があった場合、病院等医療機関は患者等を他の医療機関に転院させる**

病院等医療機関は、避難の勧告又は指示等があった場合は、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させる。

#### **4.5.4 避難勧告等があった場合、社会福祉施設は入所者等を避難させる**

社会福祉施設は、避難の勧告又は指示等があった場合は、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させる。

### **4.6 学校等施設は生徒等を安全に避難させる**

**4.6.1** 学校等施設は、生徒等の在校時に避難の勧告又は指示等があった場合は、教職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させる。また、生徒等を避難させた場合及び生徒等を保護者の元へ戻した場合は、区本部に速やかに連絡する。

### **4.7 不特定多数の者が利用する施設は利用者を避難させる**

**4.7.1** 地下街、劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設において、避難の勧告又は指示等があった場合は、施設の利用者等を避難させる。

### **4.8 警戒区域の設定、避難の勧告・指示の実効を上げるための措置を講じる**

**4.8.1** 京都市《本部事務局、京都府警察本部》は、現地対策本部、京都府、京都府警察本部及び関係機関等と連携し、警戒区域又は避難の勧告もしくは指示をした区域について、居住者等の生命又は身体に対する危険を防止するため、外部から車両等が侵入しないよう指導するなど、警戒区域の設定、避難の勧告又は指示の実効を上げるために必要な措置をとる。

### **4.9 飲食物、生活必需品等を調達し供給する**

#### **4.9.1 被災者の生活の維持のための飲食物、生活必需品等を調達・確保する**

京都市《産業観光部、区本部》は、京都府及び関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を調達・確保する。

なお、物資の調達に際しては、季節や被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者のニーズや、男女のニーズの違い等に配慮する。

#### 4.9.2 備蓄物資、調達物資及び支援物資を被災者に供給する

京都市《本部事務局、文化市民部、区本部》は、備蓄物資、調達物資及び国、他の都道府県等からの支援物資を被災者に対し供給する。

#### 4.9.3 物資の調達が必要な場合は、国等に物資の調達を要請する

京都市《本部事務局》は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には、国（物資関係省庁）又は原子力災害対策本部、京都府、関西広域連合等に物資の調達を要請する。

## 第5節 緊急輸送活動

■ 実施責任者：本部長、交通部長

■ 役割分担

応急対策項目	担当	分担内容
5.1 救助・救急活動、避難者及び物資等の緊急輸送活動を実施する	本部事務局	5.1.1 緊急輸送の順位づけを行う 5.1.2 緊急輸送の範囲を設定する
	本部事務局 交通部 防災関係機関	5.1.3 緊急輸送体制を確立する
5.2 緊急輸送のための交通を確保する	本部事務局	5.2.1 緊急輸送のための交通を確保する

### 5.1 救助・救急活動、避難者及び物資等の緊急輸送活動を実施する

#### 5.1.1 緊急輸送の順位づけを行う

京都市《本部事務局》は、市域が避難対象区域に含まれた場合、緊急輸送の円滑な実施を確保するため必要があるときは、次の順位を原則として、京都府及び防災関係機関と調整のうえ、緊急輸送を実施する。

**表 3.5.1 緊急輸送の順位**

第1順位	人命救助、救急活動に必要な輸送
第2順位	避難者の輸送（緊急性の高い区域からの優先的な避難）、災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送
第3順位	緊急事態応急対策を実施するための要員、資機材の輸送
第4順位	住民の生活を確保するために必要な物資の輸送
第5順位	その他緊急事態応急対策のために必要な輸送

#### 5.1.2 緊急輸送の範囲を設定する

京都市《本部事務局》における緊急輸送の範囲は、以下のとおりとする。

＜緊急輸送の範囲＞

- ア 救助・救急活動、医療・救護活動に必要な人員及び資機材
- イ 負傷者、避難者等
- ウ 緊急事態応急対策要員（原子力災害現地対策本部要員、原子力災害合同対策協議会構成員、国の専門家、緊急時モニタリング要員、情報通信要員等）及び必要とされる資機材
- エ 避難時集合場所、避難所を維持・管理するために必要な人員、資機材
- オ 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
- カ その他緊急に輸送を必要とするもの

#### 5.1.3 緊急輸送体制を確立する

- (1) 京都市《本部事務局、交通部、防災関係機関》は、市域が避難対象区域に含まれた場合、関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑な緊急輸送を実施する。
- (2) 京都市《本部事務局》は、市域が避難対象区域に含まれた場合、人員、車両等の調達について、一般社団法人京都府バス協会をはじめとする関係機関のほか、京都府を通じ近畿運輸局等

の輸送関係省庁に支援を要請するとともに、必要に応じ京都府や関西広域連合等に支援を要請する。

- (3) 京都市《本部事務局》は、(2) によっても人員、車両等が不足するときは、原子力災害合同対策協議会等の場において、人員等の確保に関する支援を要請する。

## 5.2 緊急輸送のための交通を確保する

**5.2.1** 京都市《本部事務局、建設部》は、交通規制にあたる京都府警察本部と相互に密接な連絡をとり、緊急輸送のための交通の確保に必要な措置をとる。

(参考) 【京都府地域防災計画 第3編 第7章 2.】

第3編 緊急事態応急対策計画

第7章 緊急輸送活動

2 緊急輸送のための交通確保

(1) 緊急輸送のための交通確保の基本方針

府警察本部は、緊急輸送のための交通確保については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制を行うものとする。

(中略)

## 第6節 救助・救急及び医療活動

■ 実施責任者：本部長、保健福祉部長、消防部長

■ 役割分担

応急対策項目	担当	分担内容
6.1 救助及び救急活動に必要な措置を講じる	消防部	6.1.1 救助及び救急活動のための資機材確保等の措置を講じる
	本部事務局	6.1.2 消防庁、京都府、関西電力（株）等に応援を要請する
	本部事務局 消防部	6.1.3 緊急消防援助隊の出動等を京都府に要請する
6.2 緊急時における住民等の健康管理、スクリーニング、除染等を実施する	保健福祉部 消防部	6.2.1 緊急時における住民等の健康管理、スクリーニング、除染等を実施する
6.3 京都府が行う緊急被ばく医療に協力する	保健福祉部	6.3.1 京都府が行う緊急被ばく医療に協力する

### 6.1 救助及び救急活動に必要な措置を講じる

#### 6.1.1 救助及び救急活動のための資機材確保等の措置を講じる

京都市《消防部》は、市域が避難対象区域に含まれた場合、救助及び救急活動が円滑に行われるよう、必要に応じ京都府又は関西電力（株）その他の民間からの協力により、救助及び救急活動のための資機材を確保するなどの措置を講じる。

#### 6.1.2 消防庁、京都府、関西電力（株）等に応援を要請する

京都市《本部事務局》は、市域が避難対象区域に含まれた場合で、災害の状況等から必要と認められるときは、消防庁、京都府、関西電力（株）等に対し、応援を要請する。この場合、必要とされる資機材は応援側が携行することを原則とする。

#### 6.1.3 緊急消防援助隊の出動等を京都府に要請する

京都市《本部事務局、消防部》は、市域が避難対象区域に含まれた場合で、市内の消防力では対処できないと判断した場合は、速やかに緊急消防援助隊の出動等を京都府に要請する。

なお、要請時には以下の事項に留意する。

- (1) 救助及び救急の状況及び応援要請の理由、応援の必要期間
- (2) 応援要請を行う消防機関の種別と人員
- (3) 京都市への進入経路及び集結（待機）場所など

### 6.2 緊急時における住民等の健康管理、スクリーニング、除染等を実施する

#### 6.2.1 京都市《保健福祉部、消防部》は、市域が避難対象区域に含まれた場合、京都府が行うスクリーニングに加え、緊急時における住民等の健康管理、スクリーニング、除染等を実施する。

## 6.3 京都府が行う緊急被ばく医療に協力する

### 6.3.1 京都市《保健福祉部》は、京都府が行う緊急被ばく医療に協力する。

(参考) 【京都府防災計画 第3編 第8章 2】

#### 2 医療活動等

(1)府〔健康福祉部〕は、災害対策本部を設置したときは、関係医療機関等との密接な連携を図りつつ総合的な判断と統一された見解に基づく医療活動等を実施するため、災害対策本部のもとに、緊急時医療センターを設置する。

緊急時医療センターは、次の機関で組織する。

- ア 京都府
- イ 緊急被ばく医療派遣チーム
- ウ 日本赤十字社京都府支部
- エ 社団法人京都府医師会

(2)緊急時医療センターは、初期被ばく医療機関等からなる医療救護班等を編成し、府災害対策本部の指示により医療活動等を行う。必要と認められる場合は、府内の二次被ばく医療機関、地域の三次被ばく医療機関等に対して患者の受入れを要請する。

また、府は、必要と認められる場合は、国立病院機構病院、京都大学医学部附属病院をはじめ地域の基幹医療機関に対し、医師、看護師、薬剤師、放射線技師等の人員の派遣及び薬剤、医療機器等の提供を要請するものとする。

(3)医療救護班等及び地域緊急医療機関は、必要に応じて放射線医学総合研究所、国立病院及び国立大学附属病院を中心に、各医療機関より派遣された医療関係者等からなる緊急被ばく医療派遣チームの指導を受けるなどにより、国、指定公共機関、関西電力（株）等と連携して、災害対応のフェーズや対象区域等に応じた住民等の汚染検査、除染等を実施するとともに、必要に応じ治療を行うものとする。また、コンクリート屋内退避所、避難所における住民等の健康管理を行うものとする。

また、医療救護班等は、原子力災害現地対策本部医療班の医療総括責任者の指示に基づき、汚染や被ばくの可能性のある傷病者の医療機関や救急組織への搬送・受付を支援するものとする。

(4)府〔府民生活部〕は、自ら必要と認める場合又は府内関係市町村等から被ばく者の放射線障害専門病院等への搬送について要請があった場合は、消防庁に対し搬送手段の優先的確保などの特段の配慮を要請するものとする。

## 第7節 市民等への迅速かつ的確な情報伝達活動

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、市民等の心情の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、市民等の安全を確保するためには、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、市民等から、問合せ、要望、意見などが数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する。

### ■ 実施責任者：本部長、総合企画部長

### ■ 役割分担

応急対策項目	担当	分担内容
<b>7.1 市民等へ迅速かつ的確な情報伝達を実施する</b>	本部事務局 総合企画部 消防部 区本部	7.1.1 市民等への的確な情報提供、広報を迅速かつ分かりやすく正確に行う  7.1.2 様々な情報伝達手段を活用した広報の実施、定期的な情報提供に努める
	本部事務局	7.1.3 市民等への情報の公表、広報活動は、内容を確認したうえで実施する
	本部事務局 総合企画部 産業観光部 保健福祉部 消防部 区本部	7.2.1 市民等のニーズを把握し、正確かつきめ細やかな情報を提供する
<b>7.2 市民等のニーズ、要配慮者に配慮した情報伝達を実施する</b>	本部事務局 総合企画部 産業観光部 保健福祉部 消防部 区本部	7.2.2 様々な媒体を活用して的確・適切な情報提供を行う
	本部事務局 総合企画部	7.3.1 市民等からの問い合わせに対応する体制を整備する
	総合企画部 各部 各区本部	7.3.2 被災者の安否情報を収集し、市民等からの照会に対し、可能な限り対応する

### 7.1 市民等へ迅速かつ的確な情報伝達を実施する

#### 7.1.1 市民等への的確な情報提供、広報を迅速かつ分かりやすく正確に行う

京都市《本部事務局、総合企画部、消防部、区本部》は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における市民等の心理的動揺あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできるかぎり低くするため、次に掲げる事項について、市民等に対する的確な情報提供、広報を迅速かつ分かりやすく正確に行う。

- (1) 事故が発生した施設名、発生時刻及び事故の内容
- (2) 事故の状況と今後の予測
- (3) 地域に応じた住民等のとるべき行動についての指示

#### 7.1.2 様々な情報伝達手段を活用した広報の実施、定期的な情報提供に努める

京都市《本部事務局、総合企画部、消防部、区本部》は、市民等への情報提供にあたっては、国及び京都府と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の発信元を明確にし、あらかじめわかりやすい例文を準備する。また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報する。さらに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努める。

### 7.1.3 市民等への情報の公表、広報活動は、内容を確認したうえで実施する

京都市《本部事務局》は、原子力災害合同対策協議会の場を通じて、十分に内容を確認したうえで、市民等に対する情報の公表、広報活動を行う。

その際、その内容について原子力災害対策本部、原子力災害現地対策本部、指定行政機関、公共機関、京都府、関係市町村等及び関西電力㈱等と相互に連絡をとりあう。

## 7.2 市民等のニーズ、要配慮者に配慮した情報伝達を実施する

### 7.2.1 市民等のニーズを把握し、正確かつきめ細やかな情報を提供する

京都市《本部事務局、総合企画部、産業観光部、保健福祉部、消防部、区本部》は、市民等のニーズを十分把握し、市民等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供する。なお、その際、住民等の心情の安定並びに要配慮者、観光客等一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達を行う。

<伝達する情報の例示>

- ア 原子力災害の状況（原子力発電所等の事故の状況、モニタリングの結果、参考としての気象情報や放射性物質の大気中拡散計算結果等）
- イ 農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況
- ウ 京都市が講じている施策に関する情報
- エ 交通規制の情報
- オ 避難経路や避難所等の情報
- カ 安否情報
- キ 医療機関等の情報
- ク 被災者の生活支援に関する情報

### 7.2.2 様々な媒体を活用して的確・適切な情報提供を行う

京都市《本部事務局、総合企画部》は、情報伝達にあたって、掲示板、広報誌等によるほか、テレビ、ラジオ等の放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得る。また、安否情報、交通情報、各種問合せ先等を入手したいというニーズに応じるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努める。

なお、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、避難所等にいる被災者は、情報を得る手順が限られていることから、被災者の生活支援に関する情報については、紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供を行うよう努める。

## 7.3 市民等からの問い合わせに対応する体制を整備する

### 7.3.1 市民等からの問合せに対応する体制を整備する

京都市《総合企画部、各部》は、国、京都府及び関係機関等と連携し、必要に応じ、速やかに市民等からの問合せに対応する相談窓口の設置、人員の配置等体制を整備する。

また、市民等のニーズを見極めたうえで、情報の収集・整理・発信を行う。

### 7.3.2 被災者の安否情報を収集するとともに、被災者の安否に関する住民等からの照会に対し、できる限り対応するよう努める

- (1) 京都市《各区本部》は、避難所等に安否情報掲示板を設置する。

- (2) 京都市《総合企画部、各部、各区本部》は、被災者に対し、京都市防災ポータルサイト（京都市防災危機管理情報館）を通じて、グーグル株との協定に基づく安否情報発信・検索システム（以下「システム」という。）への登録を勧奨するとともに、システムの活用を広報する。
- (3) 被災者本人がシステムへ登録できない等の事情がある場合は、情報を得た職員が登録するものとする。この場合、被災者の権利利益を不当に侵害することがないよう配慮する。
- (4) 京都市《各部、各区本部》は、被災者の安否について住民等から照会があった場合は、システムの活用を説明するとともに、必要に応じて、登録の内容について回答する。

## 第8節 飲食物の出荷制限、摂取制限等

■ 実施責任者：産業観光部長、保健福祉部長、上下水道部長

■ 役割分担

応急対策項目	担当	分担内容
8.1 緊急時における飲食物の出荷制限、摂取制限等を実施する	産業観光部 保健福祉部 上下水道部	8.1.1 緊急時における飲食物の出荷制限、摂取制限を実施する
	保健福祉部 上下水道部	8.1.2 京都府が行う食品の汚染状況の調査への協力及び飲料水の検査を実施する
	産業観光部 保健福祉部 上下水道部	8.1.3 飲食物の出荷制限、摂取制限等及びこれらの解除を実施するとともに住民等に周知する。
8.2 琵琶湖等の水道水源の放射性物質による汚染に対応する	上下水道部	8.2.1 水道原水及び水道水の放射能測定体制を強化する
		8.2.2 净水処理対策の強化を図る
		8.2.3 汚泥等のモニタリング、保管等の対策を講じる

### 8.1 緊急時における飲食物の出荷制限、摂取制限等を実施する

#### 8.1.1 緊急時における飲食物の出荷制限、摂取制限を実施する

放射性物質が放出された後、国（内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長）は、原子力災害対策指針におけるO I Lに基づき、一時移転対象地域の地域生産物の出荷制限・摂取制限を実施するよう関係地方公共団体に指示等するものとされている。

京都市《産業観光部、保健福祉部、上下水道部》は、国の指示等に基づき、当該対象地域において、地域生産物の出荷制限及び摂取制限を実施する。

#### 8.1.2 京都府が行う食品の汚染状況の調査への協力及び飲料水の検査を実施する

国（原子力災害対策本部）はO I Lに基づき、緊急時モニタリングの結果に応じて、飲食物の放射性核種濃度の測定を行うべき地域を特定し、都道府県（京都府）における検査計画・検査実施、飲食物の出荷制限等について関係機関に要請するとともに、状況に応じて、摂取制限も措置するものとされている。

食品については、京都市《保健福祉部》は、必要に応じ、京都府が行う食品の放射性物質による汚染状況の調査に協力する。

また、飲料水については、京都市《上下水道部》は、原子力災害対策指針に基づいた飲食物に係るスクリーニング基準を踏まえ、国及び京都府からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、又は独自の判断により、飲料水の検査を実施する。

#### 8.1.3 飲食物の出荷制限、摂取制限等及びこれらの解除を実施するとともに住民等に周知する

京都市《産業観光部、保健福祉部、上下水道部》は、国及び京都府の指導・助言及び指示に基づき、代替飲食物の供給等に配慮しつつ、飲食物の出荷制限、摂取制限等及びこれらの解除を実施する。

国（内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長）から京都市域内を対象区域とする飲食物の摂取制限（及びその解除）の指示等があった場合は、京都市《本部事務局、産業観光部、上下水道部》

は、国から指示等された当該地域における測定結果に基づく摂取制限（及びその解除）の内容について、住民等に周知する。

また、京都市《産業観光部》は、出荷制限（及びその解除）の指示等があった場合は、京都府と連携し、飲食物の出荷制限（及びその解除）について関係機関に要請する。

（参考）【京都府地域防災計画 第3編緊急事態応急対策計画 第6章 飲食物の出荷制限、摂取制限等】

#### 第6章 飲食物の出荷制限、摂取制限等

- 1 府〔健康福祉部、農林水産部〕は、住民等に対する屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施する場合、併せて、当該勧告等の対象地域において、地域生産物の出荷制限及び摂取制限を実施するものとする。
- 2 府〔健康福祉部、農林水産部〕は、原子力災害対策指針に基づいたスクリーニング基準を踏まえ、国からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、又は独自の判断により、飲食物の検査を実施する。
- 3 府〔健康福祉部、農林水産部〕は、原子力災害対策指針に基づいたOILの値や食品衛生法上の基準値を踏まえた国の指導・助言及び指示に基づき、飲食物の出荷制限、摂取制限等及びこれらの解除を実施するものとする。

表3.8.1 OILと防護措置について【原子力災害対策指針より抜粋】

基準の種類	基準の概要と初期設定値	初期設定値 <sup>※1</sup>			防護措置の概要
早期防護措置	OIL2 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 <sup>※3</sup> の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20マイクロシーベルト/時 (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>※2</sup> )			1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限 <sup>※7</sup>	飲食物に係るスクリーニング基準 OIL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5マイクロシーベルト/時 <sup>※4</sup> (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>※2</sup> )			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	OIL6 経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 <sup>※5</sup>	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
		放射性ヨウ素	300ベクレル/kg	2,000ベクレル/kg <sup>※6</sup>	
		放射性セシウム	200ベクレル/kg	500ベクレル/kg	
		プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1ベクレル/kg	10ベクレル/kg	
		ウラン	20ベクレル/kg	100ベクレル/kg	

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点での必要性場合にはOILの初期設定値は改定される。

※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用にあたっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

※3 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

※4 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

※5 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるOIL6を参考として数値を設定する。

※6 根菜、芋類を除く野菜類が対象。

※7 IAEAでは、OIL6に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準であるOIL3、その測定のためのスクリーニング基準であるOIL5が設定されている。ただし、OIL3については、IAEAの現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、OIL5については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

## 8.2 琵琶湖等の水道水源の放射性物質による汚染に対応する

### 8.2.1 水道原水及び水道水の放射能測定体制を強化する

京都市《上下水道部》は、平常時における水道原水及び水道水のモニタリングに加え、原子力発電所の事故により琵琶湖等の水が放射性物質により汚染された、又は汚染のおそれがある場合、別に定める計画に基づき、水道原水及び水道水の放射能測定体制を強化する。また、滋賀県をはじめとする近隣自治体や関西広域連合と連携して必要な対応をとる。

### 8.2.2 净水処理対策の強化を図る

京都市《上下水道部》は、水道原水が放射性物質により汚染された場合又は汚染のおそれがある場合、モニタリング担当部局等の関係機関から情報を得ながら、必要な浄水処理を講じる。

### 8.2.3 汚泥等のモニタリング、保管等の対策を講じる

京都市《上下水道部》は、上下水道施設において、放射性物質を含む原水及び下水の処理に伴い発生する汚泥等について、廃棄物担当部局等の関係機関と連携しながら、モニタリング、保管等の対策を講じる。

## 第9節 治安の確保及び火災の予防

■ 実施責任者 : 消防部長, 京都府警察本部長

■ 役割分担

応急対策項目	担当	分担内容
9.1 治安の確保及び火災予防に努める	消防部 京都府警察本部	9.1.1 治安の確保及び火災予防に努める

### 9.1 治安の確保及び火災予防に努める

9.1.1 京都市《消防部, 京都府警察本部》は, 避難の勧告又は指示等を行った地域及びその周辺において, パトロール等による警戒活動を行うとともに, 住民等に対して生活の安全に関する情報の提供等を実施し, 治安の確保, 及び火災予防に努める。

## 第10節 行政機関の業務継続に係る措置

■ 実施責任者 : 本部長, 区本部長, 各部長

■ 役割分担

応急対策項目	担当	分担内容
10.1 行政機関の庁舎を退避し業務を継続する	本部事務局 各部 区本部	10.1.1 庁舎の退避を住民等に周知する
		10.1.2 退避先において業務を継続する

### 10.1 行政機関の庁舎を退避し業務を継続する

#### 10.1.1 庁舎の退避を住民等に周知する

京都市《本部事務局, 各部, 区本部》は, 庁舎の所在地が避難対象区域に含まれた場合, あらかじめ定めた退避先へ退避するとともに, その旨を住民等へ周知する。

なお, 行政機関においては住民等の避難, 学校等においては生徒等の避難を優先した上で退避を実施する。

#### 10.1.2 退避先において業務を継続する

京都市《本部事務局, 各部, 区本部》は, あらかじめ定めた業務継続計画に基づき, 緊急事態応急対策をはじめとして, 退避後も継続する必要がある業務については, 退避先において継続して実施する。

## 第11節 自発的支援の受入れ等

大規模な災害発生が報道されると、国内・国外から多くの善意の支援申し入れが寄せられるが、京都市は、京都市地域防災計画震災対策編「第3章第24節 ボランティアとの連携協力計画」及び「第4章第2節 市民生活の復旧計画」によるほか、適切に対応する。

### ■ 実施責任者：文化市民部長、保健福祉部長、区本部長

### ■ 役割分担

応急対策項目	担当	分担内容
11.1 ボランティアの受入体制の確保に努める	文化市民部 保健福祉部 区本部	11.1.1 ボランティアの受入体制の確保に努める
11.2 義援物資、義援金を受け入れ、配付、配分を行う	総合企画部 文化市民部 産業観光部 区本部	11.2.1 義援物資を受け入れ、配付を行う
	文化市民部 区本部	11.2.2 義援金を受け入れ、配分を行う

### 11.1 ボランティアの受入体制の確保に努める

11.1.1 京都市《文化市民部、保健福祉部、区本部》は、国、京都府及び関係団体と相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入体制を確保するよう努める。ボランティアの受入に際しては、被ばくに留意し、高齢者介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じて活動拠点を提供する等、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

### 11.2 義援物資、義援金を受け入れ、配付、配分を行う

#### 11.2.1 義援物資を受け入れ、配付を行う

京都市《総合企画部、文化市民部、産業観光部、区本部》は、京都府及び関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、受入れを希望するもの及び希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を報道機関等を通じて国民に公表する。なお、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努める。

また、国民、企業等は義援物資を提供する場合には、被災地のニーズに応じた物資とともに、品名を明示するなどの梱包等にも配慮し、被災地において迅速かつ円滑な仕分け配送ができるよう努める。

#### 11.2.2 義援金を受け入れ、配分を行う

京都市《文化市民部、区本部》は、義援金の受入れを行い、京都府と十分協議のうえ、使用方法を定めるとともに、出来る限り迅速な配分に努める。

## 第4章 原子力災害中長期対策

原子力災害が発生した場合には、避難区域等が設定され、多くの住民が避難生活を送ることとなる。長期間に及ぶ避難、屋内退避等に伴うストレス等が、被災者の健康状態に影響を与える、さらに将来の潜在的な健康影響への懸念を大きくしている。また、風評被害による社会的・経済的な活動への深刻な影響や、根拠のないうわさや偏見等による人権侵害による影響も懸念され、緊急事態応急対策が終了した後も、被災者及び被災地の実態を踏まえたきめ細かい対応を適切に講じていくことが必要である。

本章では、緊急事態応急対策が終了した後の対策として、特に、原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の中長期的な復旧・復興対策について定める。



## 第1節 放射性物質による環境汚染への対処

■ 実施責任者 : 本部長、各部長、区本部長

■ 役割分担

中長期対策項目	担当	分担内容
1.1 放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を実施する	本部事務局 各部 区本部	1.1.1 放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を実施する

### 1.1 放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を実施する

1.1.1 京都市《本部事務局、各部、区本部》は、国、京都府、関西電力（株）及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を実施する。

## 第2節 心身の健康相談体制の整備

■ 実施責任者 : 保健福祉部長

■ 役割分担

中長期対策項目	担当	分担内容
2.1 心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し実施する	保健福祉部 区本部	2.1.1 心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し実施する

### 2.1 心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し実施する

2.1.1 京都市《保健福祉部、区本部》は、国が行う放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、国及び京都府とともに、市民等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し実施する。

## 第3節 風評被害等の影響の軽減

京都市は国及び京都府と連携し、原子力災害による風評被害等の未然防止に努めるとともに、科学的根拠に基づいて、農林水産業、地場産業の產品等の適切な流通が確保されるよう、また、観光客の来訪の減少が防止できるよう広報活動を行うなどの対策に努める。

### ■ 実施責任者：本部長、文化市民部長、産業観光部長、保健福祉部長、教育部長

### ■ 役割分担

中長期対策項目	担当	分担内容
3.1 市内産農産物のモニタリングを実施する	産業観光部 保健福祉部	3.1.1 市内産農産物のモニタリングを実施する
3.2 観光客・修学旅行生の減少を防ぐため情報提供を行う	産業観光部	3.2.1 観光客・修学旅行生の減少を防ぐため情報提供を行う
3.3 販売促進・観光誘致活動を実施する	産業観光部	3.3.1 販売促進・観光誘致活動を実施する
3.4 放射線被ばくについての人権侵害の防止、人権意識の啓発に取り組む	本部事務局 文化市民部 教育部	3.4.1 放射線被ばくについての人権侵害の防止、人権意識の啓発に取り組む

### 3.1 市内産農産物のモニタリングを実施する

3.1.1 京都市《産業観光部、保健福祉部》は、放射能汚染への不安による消費者の買い控えや市場での取引拒否、価格低下等の風評被害を軽減するため、市内産農産物の安全を確認するモニタリングを実施する。モニタリング結果は、新聞、テレビ、ラジオ、ホームページ等、多様なメディアを活用して、迅速に公表し、市内産農産物の安全性を全国に情報発信する。

### 3.2 観光客・修学旅行生の減少を防ぐため情報提供を行う

3.2.1 京都市《産業観光部》は、京都のまちが放射能汚染されているとの風評により、世界、全国からの観光客及び修学旅行生が減少することを防ぐため、京都市、国及び京都府等が実施するモニタリング結果を踏まえ、新聞、テレビ、ラジオ、ホームページ等、多様なメディアを活用し、安心して京都のまちを訪れられることを世界、全国に情報発信する。また、旅行客、修学旅行生の誘致に大きな役割を果たす旅行エージェント、旅行雑誌、学校等に対して個別に情報提供を行う。

### 3.3 販売促進・観光誘致活動を実施する

3.3.1 京都市《産業観光部》は、市内産農産物、地場産品等、京都産品の販売促進イベント、観光客誘致プロモーションを展開することにより、京都経済の復興を図る。

### 3.4 放射線被ばくについての人権侵害の防止、人権意識の啓発に取り組む

**3.4.1** 京都市《本部事務局、文化市民部、教育部》は、原子力発電所事故による避難者に対して、根拠のないわざや偏見等による人権侵害が起こらないよう、放射能に関する正しい知識を普及するとともに、避難者との日々のくらしの中で互いの違いを認めあい、人権を尊重し合えるよう、人権意識の啓発に努める。

また、小中学校において日常的に実施されている災害への備えや避難方法等の防災教育に、原子力発電所事故や放射能汚染等に関する正しい知識の習得を盛り込むなど、放射線被ばくについての人権侵害をなくす観点も含め一層の充実に努める。

## 第4節 被災者等の生活再建等の支援

- 実施責任者：本部長、行財政部長、総合企画部長、文化市民部長、保健福祉部長、都市計画部長、区本部長

■ 役割分担

中長期対策項目	担当	分担内容
4.1 被災者等の生活再建を支援する	本部事務局 文化市民部 産業観光部 保健福祉部 都市計画部 区本部	4.1.1 被災者等の生活再建を支援する
4.2 被災者の自立を支援する	本部事務局 総合企画部 区本部	4.2.1 被災者の自立を支援する
4.3 災害復興基金の設立等を検討する	行財政部	4.3.1 災害復興基金の設立等を検討する

### 4.1 被災者等の生活再建を支援する

4.1.1 京都市《本部事務局、文化市民部、産業観光部、保健福祉部、都市計画部、区本部》は、国及び京都府と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努める。

### 4.2 被災者の自立を支援する

4.2.1 京都市《本部事務局、総合企画部、区本部》は、国及び京都府と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。

また、京都市以外の市町村へ避難した被災者に対しても、避難先の市町村と協力し、必要な情報やサービスを提供する。

### 4.3 災害復興基金の設立等を検討する

4.3.1 京都市《行財政部》は、京都府と連携し、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的な推進の手法について検討する。

## 第5節 被災中小企業等に対する支援

■ 実施責任者 : 産業観光部長

■ 役割分担

中長期対策項目	担当	分担内容
5.1 被災中小企業等を支援する	産業観光部	5.1.1 被災中小企業等を支援する

### 5.1 被災中小企業等を支援する

5.1.1 京都市《産業観光部》は、被災中小企業に対して、国、京都府、金融機関等の関係機関と連携し、被災した設備の復旧資金や経営安定化を図るための運転資金等を対象とした低利の融資制度を創設する。

また、被災農林業者に対しては、国、京都府及び政府系金融機関等が実施する、施設の復旧及び経営安定化を図るための運転資金等を対象とした低利融資に係る情報提供を行う。

さらに、被災中小企業等及び被災農林業者に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置する。

## 第6節 緊急事態解除宣言後の対応

■ 実施責任者 : 本部長、各部長、区本部長

■ 役割分担

中長期対策項目	担当	分担内容
6.1 原子力災害中長期対策や被災者の生活支援を実施する	本部事務局 各部 区本部	6.1.1 原子力災害中長期対策や被災者の生活支援を実施する

### 6.1 原子力災害中長期対策や被災者の生活支援を実施する

6.1.1 京都市《本部事務局、各部、区本部》は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される原子力災害現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して、原子力災害中長期対策や被災者の生活支援を実施する。

(参考) 【京都府防災計画 第4編 第2章】

関西電力（株）は、原子力緊急事態宣言が発出されていた場合にあっては、原子力緊急事態解除宣言が公示され、京都府、福井県及び関係市町の災害対策本部が廃止された後、原子力災害中長期対策が終了して通常組織で対応が可能と判断したときに、原子力防災体制を解除することができることとされている。

また、原子力緊急事態宣言が発出されていない場合にあっては、発生事象の原因除去及び被害の拡大防止措置を行い、原子力防災専門官の助言を受けて、京都府、福井県及び関係市町の意見も聞いたうえで、事象が収束したと判断したときには、原子力防災体制を解除することができることとされている。

京都府〔府民生活部〕は、大飯発電所から原子力防災体制を解除することにつき意見聴取があつた場合において、専門家の意見も聞いたうえで回答するとともに、引き続き存置される現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施することとされている。

## 第7節 各種制限措置の解除

■ 実施責任者 : 本部長、各部長

■ 役割分担

中長期対策項目	担当	分担内容
7.1 各種制限措置の解除を行う	本部事務局 各部	7.1.1 各種制限措置の解除を行う

### 7.1 各種制限措置の解除を行う

7.1.1 京都市《本部事務局、各部》は、京都府と連携を図り、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、緊急事態応急対策として実施された、立入制限、飲食物の出荷制限、摂取制限等各種制限措置の解除を行う。

また、解除実施状況を確認する。

(参考) 【京都府地域防災計画 第4編 原子力災害中長期計画 第6章 各種制限措置の解除】

1 府〔府民生活部、文化環境部、健康福祉部、農林水産部、建設交通部〕及び府警察本部は、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、原子力災害応急対策として実施された、立ち入り制限、交通規制、飲食物の出荷制限、摂取制限等各種制限措置の解除を関係機関に指示するものとする。また、解除実施状況を確認するものとする。

なお、この場合に、府は京都府原子力防災専門委員から情報等の解析及び各種制限措置の解除等についての助言を受けるものとする。

2 府警察本部は、必要に応じて実施した交通規制の解除を行うものとする。

## 第8節 原子力災害中長期対策実施区域の設定

■ 実施責任者 : 本部長

■ 役割分担

中長期対策項目	担当	分担内容
8.1 原子力災害中長期対策実施区域を設定する	本部事務局	8.1.1 原子力災害中長期対策実施区域を設定する

### 8.1 原子力災害中長期対策実施区域を設定する

8.1.1 京都市《本部事務局》は、国及び京都府と協議のうえ、状況に応じて原子力災害中長期対策実施区域における避難区域等の設定を見直す。

## 第9節 被災地域住民に係る記録等の作成

■ 実施責任者 : 本部長, 区本部長

■ 役割分担

中長期対策項目	担当	分担内容
9.1 被災地域住民の記録を作成する	区本部	9.1.1 被災地域住民の記録を作成する
9.2 災害対策措置状況等の記録を作成する	本部事務局 区本部	9.2.1 災害対策措置状況等の記録を作成する

### 9.1 被災地域住民の記録を作成する

9.1.1 京都市《区本部》は、避難及び屋内退避の措置を行った住民等が、災害時に当該地域に所在した旨を証明し、また、避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録する。

### 9.2 災害対策措置状況等の記録を作成する

9.2.1 京都市《本部事務局、区本部》は、被災地の汚染状況図、緊急事態応急対策措置及び原子力災害中長期対策措置を記録する。



# 原子力災害対策編に係る用語解説

用語解説

用語解説

## 原子力災害対策編に係る用語解説

あ

### I A E A (International Atomic Energy Agency)

「国際原子力機関（I A E A : International Atomic Energy Agency）」の略称  
国際連合傘下の自治機関であり、原子力の平和利用を促進し、軍事転用されることを防止することを目的とした国際機関である。

### 安定ヨウ素剤

放射性ではないヨウ素をヨウ化カリウムの形で製剤したもの。

原子力発電所等の事故で環境中に放出された放射性ヨウ素が、呼吸や飲食により体内に吸収されると、甲状腺に蓄積され、放射線障害が生じる可能性がある。安定ヨウ素剤を予め服用し、甲状腺を安定ヨウ素で満たすことで、事故時に体内に吸収された放射性ヨウ素が甲状腺に取り込まれず、大部分が体外に排出されることになるので、放射性ヨウ素の摂取による内部被ばくの低減に関して効果がある。

安定ヨウ素剤の効果は投与時期に大きく依存し、放射性ヨウ素吸入直前の投与が最も効果が大きい。

また、安定ヨウ素剤は副作用の可能性があるので注意を要する。

### E A L (Emergency Action Level : 緊急時活動レベル)

「緊急時活動レベル（E A L : Emergency Action Level）」をいう。

避難や屋内退避等の防護措置を実施するために、原子力施設の状況に応じて対策するように、事前に定めた判断基準をいう。

原子力施設における緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準として、原子力災害対策指針において設定される、深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等に基づき設定される「緊急時活動レベル」のことである。【原子力災害対策指針】

### 一時移転(temporary relocation)

緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるために実施する防護措置  
U P Zにおける避難計画の作成においては、O I Lの値に基づく避難方法（evacuation か temporary relocation か）の選択手続き及びそれぞれの避難方法に基づく具体的な実施措置内容について定めるものとする。

【原子力災害対策指針】

### 一時滞在者

「観光客や旅行者等、一時的に市域内に滞在している者」のこと。

### 防災行政無線

防災行政無線は、都道府県及び市町村が「地域防災計画」に基づき、それぞれの地域における防災、応急救助、災害復旧に関する業務に使用することを主な目的として、併せて、平常時には一般行政事務に使用できる無線局のことである。

市町村防災行政無線は、「同報通信用（同報系防災行政無線）」と「移動通信用（移動系防災行政無

線)」の2種類に大別される。

○同報系防災行政無線

屋外拡声器や戸別受信機を介して、市町村役場(行政機関)から住民等に対して直接・同時に防災情報や行政情報を伝えるシステムである。

○移動系防災行政無線

車載型や携帯型の移動局と市町村役場との間で通信を行うもので、同報系が市町村役場(行政機関)と住民との通信手段であるのに対して、移動系は主として行政機関内の通信手段といえる。

【総務省ホームページ】

### 衛星携帯電話

人工衛星に直接アクセスすることで、一般的な携帯電話の電波が届かないエリアでも通話やデータ通信が可能な携帯電話のこと。

### ○ I L

「運用上の介入レベル (O I L : Operational Intervention Level) 」という。

防護措置の実施を判断する基準として、原子力災害対策指針において設定される空間放射線量率や環境資料中の放射性物質の濃度等の原則計測可能な値で表される「運用上の介入レベル」のことである。

国、地方公共団体及び原子力事業者は、緊急時モニタリングを迅速に行い、その測定結果を防護措置を実施すべき基準 (O I L) に照らして、必要な措置(避難や一時移転、飲食物の摂取制限など)の判断を行い、これを実施することが必要となる。

【原子力災害対策指針】

### 屋内退避

原子力災害時に住民が放射線被ばく及び放射性物質の吸入を低減するため、建物内に退避すること。

か

### 過酷事故

設計上想定していない事態が起こり、安全設計の評価上想定された手段では適切な炉心の冷却又は反応度の制御ができない状態になり、炉心溶融又は原子炉格納容器破損に至るような事故のこと。

### 核燃料物質

「核燃料物質」とは、ウラン、トリウム等原子核分裂の過程において高エネルギーを放出する物質をいう。【原子力基本法】

### 関西広域連合

関西の2府5県が結集し、平成22年12月1日、関西広域連合が設立され、府県域を越える広域課題に取り組んでいる。

防災、観光・文化振興、産業振興、医療、環境保全、資格試験・免許等、職員研修の7分野の広域事務が行われている。

【関西広域連合ホームページ】

### 核種(放射性核種)

すべての物質は原子からできており、固有の原子番号・質量数によって区分される原子核を核種という。

核種のうち、放射能をもつものを放射性核種（放射性同位体）と呼ぶ。

放射性核種は、一般に過剰なエネルギーを持ち不安定であるため、過剰なエネルギーを放射線として放出し、安定な別の物質（核種）に変わる（壊変）する性質をもっている。

【公益財団法人 原子力安全研究協会(原子力規制庁委託事業者)ホームページ】

## **業務継続計画**

人、物、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下において、応急業務及び継続性の高い通常業務を特定し、優先業務の継続に必要な資源の確保・配分、そのための事務手続きの簡素化、指揮命令系統の明確化等について、必要な措置を講じ、災害時においても適切な業務執行を実施することを目的として策定する計画。

## **緊急時モニタリング**

「緊急時環境放射線モニタリング」のことをいう。

緊急時環境放射線モニタリングは、放射性物質を大量に保有又は取り扱う原子力発電所等で異常事態が発生し、施設外へ放射性物質が大量に放出されたとき、又はそのおそれがあるときに、施設周辺環境の放射線及び放射性物質に関する情報を迅速に得るために緊急時実施されるモニタリングである。

## **緊急時対応センター（ERC Emergency Response Center）**

原子力施設で災害が発生した場合に、政府の対策拠点となる機関で、原子力緊急事態が発生した時には国の原子力災害対策本部の事務局が設置される。

原子力緊急事態が発生した場合に、プラント（原子力施設）情報や放射性物質の拡散情報に関する予測・モニタリング結果を収集し、これを基に、避難指示等の住民の防護対策の立案や物資等の緊急輸送の調整等に当たる拠点として原子力規制委員会に設置される。

## **緊急消防援助隊**

国内で大規模災害が発生し、一つの都道府県ではその災害に対処できないとき、消防庁長官の要請により出動し、被災地の市町村長の指揮の下で活動する組織である。

【消防組織法】

## **緊急被ばく医療**

原子力災害や放射線事故により被ばくした者、あるいは汚染を伴う傷病者に対する医療処置。発災事業所内の救護施設、近傍の医療機関などで行われる初期被ばく医療と、地域の基幹的な病院で行われるより専門的な二次被ばく医療、さらに専門的な三次被ばく医療の三段階で構築される。被ばく医療を行う医療機関は、都道府県または国があらかじめ指定する。

## **空間放射線量率**

対象とする空間の単位時間当たりの放射線量のこと。

放射線の量を物質が放射線から吸収したエネルギー量（吸収線量）で表せば、線量率の単位は、Gy/h（グレイ/時）となる。その場合、空間放射線量率は空気吸収線量率ともよばれる。また、身体への影響を考慮した実効線量で表すこともあり、その場合、線量率の単位はSv/h（シーベルト/時）となる。

原子力発電所等では、周辺環境の安全を確かめるため、モニタリングステーションまたはモニタリングポストを施設周辺に設置し、環境中の空気吸収線量率を連続して測定している。表示単位は一般的にnGy/h（ナノグレイ/時）あるいは $\mu$ Sv/h（マイクロシーベルト/時）が用いられている。

### 警戒区域

災害の発生した現場や周辺地域などにおいて、住民の生命や健康に対し危険が予想される場合に、法的に立ち入りの制限が行われる区域で、災害対策基本法に基づき発令される。

### 原子力規制委員会

平成23年3月11日の東日本大震災に伴い発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故を契機に、原子力規制委員会設置法が成立し、平成24年9月19日に環境省の外局として「原子力規制委員会」が新たに発足した。

原子力規制委員会は、国家行政組織法第3条第2項に基づいて設置された独立性の高い委員会（3条委員会とも言われる。）であり、国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに国の安全保障を目的に活動している。

原子力規制委員会は、任期5年の委員長及び4人の委員で構成され、放射線利用、核燃料サイクル、原子炉等に関する規制に関する研究開発の推進のため、（1）原子炉安全専門審査会、（2）核燃料安全専門審査会、（3）放射線審議会、（4）独立行政法人評価委員会を設置している。

また、東京電力福島第一原子力発電所の事故に関し、「特定原子力施設監視・評価検討会」を設置し、事故施設の運営計画について安全性等を確認し、必要な規制を行っている。

### 原子力緊急事態宣言

原子力発電所等において施設内の異常な事態により、放射性物質又は放射線が原子力災害対策特別措置法第15条に定められた異常な水準で施設外へ放出される状態、又はそのおそれのある事態及びEALの「全面緊急事態」に至った場合、内閣総理大臣が同法第15条第2項に基づき、発出する緊急事態宣言のこと。

この宣言により、国においては原子力災害対策本部（本部長：内閣総理大臣）の設置、原子力事業者、国の各機関、関係自治体等に対する必要な指示等を行うとともに、原子力災害現地対策本部（本部長：副大臣）をオフサイトセンターに設置し、原子力災害合同対策協議会が組織される。

### 原子力災害合同対策協議会

内閣総理大臣から原子力緊急事態宣言があったとき、国と地方公共団体等の連携強化のためオフサイトセンターに設けられる協議会。情報の共有化を図り、応急対策などを協議する組織。原子力災害現地対策本部、都道府県災害対策本部、市町村災害対策本部並びに指定公共機関及び原子力事業者等で構成される。

### 原子力災害対策指針

原子力規制委員会が原子力災害対策特別措置法に基づき、防災基本計画に適合して、原子力事業者、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の者による原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策の円滑な実施を確保するために定めた指針。

## **原子力災害対策特別措置法**

平成11年9月に起きたJCO臨界事故の教訓などから、原子力災害対策の抜本的強化を図るために、同年12月に制定された法律。

同法では、迅速な初期動作の確保、国と地方自治体との有機的連携の確保、国の緊急時対応体制の強化、原子力事業者（原子力発電所の設置者等）の責務を明確化している。また、原子力災害の予防に関する原子力事業者の責務、内閣総理大臣の原子力緊急事態宣言の発出及び原子力災害対策本部の設置並びに緊急事態応急対策の実施、その他原子力災害に関する事項についての措置を定めている。

## **原子力被災者生活支援チーム**

原子力発電所等の施設における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより避難区域の拡大防止がなされたこと、及び初動段階における避難区域の住民避難が概ね終了したことを一つの目途として、原子力災害対策本部の下に、被災者の生活支援を行うために設置される組織。

内閣府のもとに、経済産業大臣及び原子力担当大臣を長として組織される。

## **原子力防災会議**

原子力防災会議とは、原子力災害対策指針に基づく施策の実施や平時からの原子力防災対策に関する総合調整等を推進するために、原子力基本法に基づき内閣に常設されている組織である。

## **原子力防災管理者**

担当する原子力事業所の原子力防災業務を統括・管理する最高責任者。

原子力防災要員の呼集、応急措置の実施、放射線防護器具・非常用通信その他の資機材の配置、原子力防災訓練、防災教育等を行う。原子力災害対策特別措置法第9条第1項の規定に基づき、原子力事業者は事業所ごとに原子力防災管理者を選任することを義務づけている。

## **原子力防災専門官**

原子力災害対策特別措置法第30条の規定により、オフサイトセンターに駐在し、内閣総理大臣指定の原子力事業所に係る業務を担当する専門官。

平常時は、原子力事業者の防災業務計画や地方自治体の原子力防災計画に対する指導・助言、オフサイトセンターにおける防災資機材の整備、原子力防災訓練の企画調整と実施などを行う。

緊急事態発生時は、初動においては現地事故対策連絡会議の議長を務め、当該施設の状況把握、オフサイトセンターの立ち上げ、原子力事業者や関係機関の対応状況に関する情報の集約、地方自治体などへの説明と助言などを行う。

## **現地災害対策本部**

原子力緊急事態宣言発出後、国が直ちにオフサイトセンターに設置する対策本部。

## **現地事故対策連絡会議**

原子力発電所等の施設で特定事象が発生した場合に、現地で情報共有や応急対策準備の検討を行い、警戒体制を整えるための連絡会議。

原子力防災専門官、自治体職員、原子力事業者等で構成される。原子力緊急事態宣言の発出後は、原子力災害現地対策本部に移行する。

## 健康管理調査

放射線による健康への影響調査、医療の提供など、外部被ばく線量調査や事故時18歳以下の子どもに対する甲状腺検査等を総括して健康管理調査という。また、健康管理調査において個人線量計等による被ばく線量の推計・把握・評価なども行う。

福島県で実施している県民健康管理調査としては、子ども等に対する個人線量計による外部被ばく測定、甲状腺検査及びホールボディカウンターによる内部被ばく測定などが実施されている。

県民健康管理調査や個人線量把握の結果等から事故による放射線の健康への影響や子どもや妊婦等への支援及び医療に関する施策の在り方が検討されている。

【復興庁ホームページ】

## 広域一時滞在

市町村の地域に係る災害が発生し、被災住民の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、当該被災住民について同一都道府県内の他の市町村の区域における一時的な滞在を「広域一時滞在」という。

市町村長は、広域一時滞在の必要があると認める場合、当該被災住民の受け入れについて、他の市町村の市町村長と協議する。

【災害対策基本法】

## 広域避難

広域的に拡散する危害事象（自然災害、原子力災害など）から身を守るために地域を超えた回避行動をいう。

さ

### シーベルト (Sv)

生体の被ばくによる生物学的影響の大きさを表す単位である。

単位としては、Svのほか、mSv（ミリシーベルト  $10^{-3} \text{ Sv}$ ）， $\mu\text{Sv}$ （マイクロシーベルト  $10^{-6} \text{ Sv}$ ）などが用いられる。

### J-ALE RT（ジェイーアラート）

J-ALE RTとは、「全国瞬時警報システム」のことであり、通信衛星と市町村の同報系防災行政無線等を利用し、緊急情報を住民へ瞬時に伝達するシステム。

## 指定行政機関

災害対策基本法に基づき、内閣総理大臣が指定する行政機関。

災害対策基本法に基づいて指定される指定行政機関は、内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、外務省、財務省、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省の24機関。

## 指定公共機関

国や地方公共団体と協力して緊急事態などに対処する機関。

医療・電気・電気通信・放送・ガス・運送事業者等で、災害対策基本法で指定されている。

### **指定地方行政機関**

指定行政機関の地方支分部局及びその他の国の地方行政機関で、政令で定められた組織。

### **指定地方公共機関**

都道府県の区域内において、電気、ガス、運輸、通信、医療など公益的事業を営む法人。  
当該法人から意見を聴いて知事が指定する。

### **除染**

放射性物質汚染が生じた場合、放射性物質あるいは放射性物質が付着したものを除去し、もしくは遮蔽物で覆うなどして、人の生活環境の線量を下げるということをいう。

### **深層防護（多重防護）**

原子力施設の安全性確保の基本的考え方の1つ。多重防護ともいう。

原子力施設の安全対策を多段的に構成しており、次の3段階からなる。①異常発生防止のための設計、②万一異常が発生しても事故への拡大を防止するための設計、③万一事故が発生しても放射性物質の異常な放出を防止するための設計。

### **スクリーニング**

原子力災害の際に避難所等において、身体表面に放射性物質が付着しているかどうかを調べること。

### **ソーシャルメディア**

インターネット上で展開される情報メディアであり、個人による情報発信や個人間のコミュニケーション、人と人との結びつきを利用した情報流通等といった社会的な要素を含んだメディアのこと。

た

### **対策拠点施設（オフサイトセンター）**

原子力災害発生時に避難住民等に対する支援など種々の応急対策の実施や支援に関与する国、地方自治体、(独)放射線医学総合研究所、(独)日本原子力研究開発機構などの関係機関及び専門家など様々な関係者が一堂に会して情報を共有し、防護対策を検討する拠点となる施設。

は

### **P A Z (Precautionary Action Zone : 予防的防護措置を準備する区域)**

原子力規制委員会が制定した原子力災害対策指針において、「原子力災害対策重点区域」として新たに設定された区域の一つ。急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、E A L (緊急時活動レベル)に応じて、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域。

P A Z の範囲は、原子力発電所等の施設から概ね半径5kmの区域を目安とするとされている。

## **PPA (Plume Protection Planning Area : プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域)**

UPZ (緊急時防護措置を準備する区域) 外においても、放射性プルーム通過時には放射性ヨウ素の吸入による甲状腺被ばく等の影響があることが想定される。その影響等を避けるため、屋内退避、安定ヨウ素剤の服用等の防護措置の実施を準備する必要がある地域のこと。

具体的な範囲については、今後、原子力規制委員会において、検討のうえ指針に反映される予定。

## **非常通信協議会**

総務省が中心となり国、地方公共団体、電気通信事業者等の防災関係機関で構成される協議機関。

## **避難**

空間放射線量率等が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるため緊急で実施する防護措置【原子力災害対策指針】

## **複合災害**

同時に又は連続して2つ以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応がより困難になる事象のこと。

## **プルーム（放射性プルーム）**

気体状又は粒子状の放射性物質を含んだ空気の一団のこと。

## **ベクレル (Bq)**

放射性物質が1秒間に崩壊する原子の個数（放射能）を表す単位をいう。

Bq のほか、kBq (キロベクレル  $10^3$  Bq) , MBq (メガベクレル  $10^6$  Bq) , GBq (ギガベクレル  $10^9$  Bq) , TBq (テラベクレル,  $10^{12}$  Bq) などが用いられる。

## **防災業務関係者**

住民に対する広報・指示伝達、住民の避難誘導、交通整理、環境放射線モニタリング、医療措置、原子力発電所等の施設内において災害に発展する事態を防止する措置等の災害応急対策活動を実施する者、及び放射性汚染物の除去等の災害復旧活動を実施する者。

## **放射性ヨウ素**

放射能をもつヨウ素で数種類のものがある。特にヨウ素-131（半減期 8.06 日）、ヨウ素-133（半減期 20.8 時間）は、ウランの核分裂によって生成され、原子力発電所等の事故では、最も注目される放射性核種。

や

## **UPZ (Urgent Protective action Planning Zone : 緊急時防護措置を準備する区域)**

原子力規制委員会が制定した原子力災害対策指針において、「原子力災害対策重点区域」として新たに設定された区域の一つ。確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、EAL (緊急時活動レベル) , OIL (運用上の介入レベル) に基づき、緊急時防護措置を準備する区域。

UPZの範囲は、原子力発電所等の施設から概ね半径30kmを目安とするとされている。

〔参考文献等〕

- ・原子力安全・保安院「原子力災害用語集」
- ・公益財団法人 原子力安全技術センター「原子力防災基礎用語集」
- ・一般財団法人 高度情報科学技術研究機構「原子力百科事典A T O M I C A」
- ・公益財団法人 原子力安全研究協会
- ・原子力安全委員会 「原子力発電所に係る防災対策を重点的に充実すべき地域に関する考え方」
- ・公益財団法人 原子力安全技術センター「原子力防災研修講座テキスト」
- ・原子力規制委員会 原子力災害対策指針
- ・一般財団法人 日本原子力文化振興財団「原子力・エネルギー図面集」
- ・原子力規制委員会 初動対応マニュアル
- ・内閣府 「地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説」
- ・総務省消防庁 「J-A L E R Tの概要」
- ・I T用語辞典 「e-W o r d s」



# 原子力災害対策編に係る 関係細部計画

関係細部計画



## 京都市環境放射線モニタリング計画

### 第1 目的

この計画は、京都市地域防災計画 原子力災害対策編（以下「原子力災害対策編」という。）第2章第6節に定める環境放射線モニタリング（以下「モニタリング」という。）に必要な事項を定めるものである。

京都市は、国及び京都府が主体となって実施するモニタリング活動に加え、この計画に基づき、平常時におけるモニタリング（以下「平常時モニタリング」という。）を行うとともに、緊急時ににおける原子力発電所からの放射性物質又は放射線の放出による住民及び周辺環境への影響を迅速に把握するため、緊急時におけるモニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）を実施する。

### 第2 平常時モニタリング

#### 1 大気（空間放射線）

本市域内8箇所の定点及びその他必要と認める場所について空間放射線測定を行うとともに、測定したデータを収集する。

なお、測定場所、測定担当、測定方法及び測定回数は＜表1＞のとおりとする。

＜表1 大気（空間放射線）のモニタリング＞

	測定場所	測定担当	測定方法	測定回数
府が実施するモニタリング	久多小学校跡地(左京区)	京都府	モニタリングポスト(府が設置)による自動測定	連続測定 (1分毎に測定)
	府庁(上京区)			
	府保健環境研究所(伏見区)			

	測定場所	測定担当	測定方法	測定回数
市が実施するモニタリング	左京区花脊出張所	環境政策局 当該区役所・出張所	可搬式サーベイメータによる測定	週1回
	右京区京北出張所			
	京都市役所			
	山科区役所			
	西京区役所			
	その他必要と認める場所			必要に応じ

【担当局区等：環境政策局、当該区役所・出張所】

#### 2 水道水

別に定める「京都市水道対策計画」に基づき、以下のとおり実施する。

【担当局区等：上下水道局】

##### (1) 水道事業

水道原水及び市内給水栓水の放射性物質の測定を実施する。

事業名	測定対象及び採水箇所		測定回数
水道事業	水道原水	琵琶湖疏水第2疏水取水口	月1回
	水道水 (市内給水栓水)	上下水道局九条営業所（蹴上浄水場系） 上下水道局左京営業所（松ヶ崎浄水場系） 東向公園（新山科浄水場系）	

## (2) 地域水道事業及び京北地域水道事業

水道原水及び浄水場内給水栓水の放射性物質の測定を実施する。

事業名	測定対象及び採水箇所	測定回数
地域水道事業 及び 京北地域水道事業	水道原水 (水源地)	3箇月に 1回
	久多浄水場 (深層地下水) 広河原・花脊浄水場 (深層地下水) 弓削浄水場 (表流水及び深層地下水)	
	大原第1浄水場 (伏流水・高野川) *	
	京北中部浄水場 (表流水・桂川)	
地域水道事業 及び 京北地域水道事業	水道水 (浄水場内)	3箇月に 1回
	久多浄水場 広河原・花脊浄水場 弓削浄水場	
	大原第1浄水場	
	京北中部浄水場	

\*大原簡易水道の採水箇所は、伏流水を水道原水としている大原第1浄水場を対象とする。

## ア 久多簡易水道、広河原・花脊簡易水道及び弓削簡易水道

久多、広河原・花脊及び弓削の各簡易水道の浄水場は、大飯原子力発電所に係るUPZ(緊急時防護措置を準備する区域)に指定された範囲内にある水道施設であることから、モニタリングの対象とする。

## イ その他の簡易水道等

大原簡易水道及び京北地域水道事業の大部分は、表流水又は伏流水を水道原水としており、水質は、桂川水系(上桂川)及び鴨川水系(高野川)に代表されることから、両水系のうち、給水人口の多い京北中部簡易水道及び大原簡易水道について、放射性物質の測定を定期的に実施する。

## 3 農産物等(京都市内産)

市内産の米、野菜等の農産物の放射能検査を実施するとともに、測定したデータを収集する。なお、主な品目(産地)、測定時期、測定担当、測定方法は<表4>のとおりとする。

&lt;表4 農産物(京都市内産)のモニタリング&gt;

品目(主な産地)	測定時期	測定担当	測定方法
たけのこ(伏見区深草)	4月	・農産物の採取 (産業観光局) ・測定 (保健福祉局)	ゲルマニウム半導体検出器による放射性核種(ヨウ素131、セシウム134、セシウム137)の測定
ほうれんそう(右京区京北)	5月		
じやがいも(北区上賀茂)	6月		
なす(西京区川岡)	7月		
とうがらし(山科区南部)	8月		
かぼちゃ(右京区京北)	9月		
ねぎ(左京区大原)	10月		
きやべつ(南区久世)	11月		
みぶな(伏見区久我)	12月		
だいこん(右京区京北)	1月		
みずな(左京区修学院)	2月		
小松菜(右京区嵯峨)	3月		

※品目及び産地等については、変更の可能性がある。

【担当局等：産業観光局、保健福祉局】

#### 4 河川水及び底質土

6 河川 7 地点の定点で河川水及び底質土について放射能検査を実施するとともに、測定したデータを収集する。

なお、測定場所、測定時期、測定担当、測定方法は＜表 5＞のとおりとする。

＜表 5 河川水及び底質土のモニタリング＞

測定場所*	測定時期	測定担当	測定方法
鴨川 出町橋	河川水 8月 底質土 8月	環境政策局	ゲルマニウム半導体検出器による放射性核種（ヨウ素 131, セシウム 134, セシウム 137）の測定
高野川 河合橋			
桂川 西大橋 宮前橋			
天神川 西京極橋			
宇治川 觀月橋			
小畠川 京都府長岡京市 境界点			

\* 測定場所は、市が定める環境基準点とする。ただし、宇治川は、環境基準点が市外のため、環境基準補助測定点で測定する。

【担当局区等：環境政策局】

### 第3 緊急時モニタリング

#### 1 緊急時モニタリングの目的

- (1) 原子力災害による環境放射線の状況に関する情報収集
- (2) O I Lに基づく防護措置の実施の判断材料の提供
- (3) 原子力災害による住民等と環境への放射線影響の評価材料の提供

\*初期対応段階のモニタリング（初期モニタリング）では、(2) のO I Lに基づく防護措置に関する判断に必要な項目のモニタリングが優先される。

#### 2 緊急時モニタリングにおける役割

##### (1) 国の役割

国は緊急時モニタリングを統括し、実施方針の策定、緊急時モニタリング実施計画及び動員計画の作成、実施の指示及び総合調整、データの収集と公表、結果の評価並びに事態の進展に応じた実施計画の改定等を行う他、海域や空域等の広域モニタリングを実施する、

##### (2) 地方公共団体（京都府）の役割

地方公共団体（京都府）は、地域における知見を活かして、緊急時モニタリング計画の作成や原子力災害対策重点区域等における緊急時モニタリングを実施する。

##### (3) 京都市の役割

京都市は、国の総括の下、京都府が実施する緊急時モニタリング活動に協力する。

##### (4) 原子力事業者の役割

原子力事業者は、放出源の情報を提供するとともに、施設周辺地域等の緊急時モニタリングに協力する。

#### 3 緊急時モニタリングの実施（図 1 参照）

##### (1) 警戒事態における体制

国、地方公共団体及び原子力事業者は、警戒事態から緊急時モニタリング実施の準備を行う。

##### (2) 施設敷地緊急事態における体制

施設敷地緊急事態において、国は原子力施設立地地域に、緊急時モニタリングの実施に必要な機能を集約した緊急時モニタリングセンターを立ち上げ、国、地方公共団体及び原子力

事業者は、緊急時モニタリングセンターの指揮の下、速やかに緊急時モニタリングを開始する。

緊急時モニタリングの実施にあたっては、国、地方公共団体及び原子力事業者は、目的を共有し、それぞれの責任を果たしながら、連携することとされている(原子力災害対策指針)。

#### 4 緊急時モニタリングセンター（EMC Emergency Monitoring Center）への派遣

京都市は、国の統括の下、京都府が実施する初期対応段階の緊急時モニタリングについて、京都府から職員の派遣要請があった場合には、緊急時モニタリングセンターに職員を派遣するなど、京都府が実施する緊急時モニタリング活動に協力する。

#### 5 市独自のモニタリングの実施

京都市は、京都府が実施する緊急時モニタリング活動に協力するとともに、次のとおり独自の緊急時モニタリングを実施し、測定結果を速やかに防災危機管理室に報告する。

##### (1) 大気（空間放射線）

大気（空間放射線）における緊急時モニタリングは<表6>のとおりとする。

<表6 大気（空間放射線）モニタリング>

状況 実施内容	市内のモニタリングポストにおいて平常時の範囲（～0.2マイクロシーベルト／時）を超える環境放射線が測定された場合	警戒事態発生に関する連絡を受けた場合	施設敷地緊急事態・全面緊急事態発生の連絡を受けた場合	市長が必要と認めた場合
モニタリング監視体制の強化 <sup>*1</sup>	○	○	○	○
機動的モニタリングの実施 <sup>*2</sup>			○	○

※1 平常時モニタリングの回数を毎日1回以上に増やし、監視体制を強化することをいう。  
 ※2 可搬式測定機器を必要に応じ機動的に、測定値の高い地域を中心に移動配備し、重点的にモニタリングを行うことをいう。

【担当局区等：環境政策局、当該区役所・出張所、消防局】

##### (2) 水道水

原子力発電所において放射性物質の漏えい又はそのおそれがある事故が発生した時は、次のとおり緊急時モニタリングを実施し、その結果をすみやかに公表する。併せて、京都府、滋賀県をはじめとする周辺自治体のモニタリング情報等を隨時確認し、広域的な状況把握に努める。

【担当局区等：上下水道局】

##### ア 水道事業

緊急時には、水道原水及び水道水のモニタリング頻度を1日1回に強化し、状況に応じて浄水処理過程の調査を実施する。

##### イ 地域水道事業及び京北地域水道事業

緊急時には、水道原水及び水道水のモニタリング頻度を1日1回に強化する。さらに、モニタリング結果等を基に、他の簡易水道をモニタリング対象箇所に追加する。

##### (3) 農産物等（京都市内産）及び河川水、底質土

農産物等（京都市内産）及び河川水、底質土の緊急時モニタリングは、京都府が実施する緊急時モニタリングに協力して行う。

#### 第4 モニタリング結果の公表

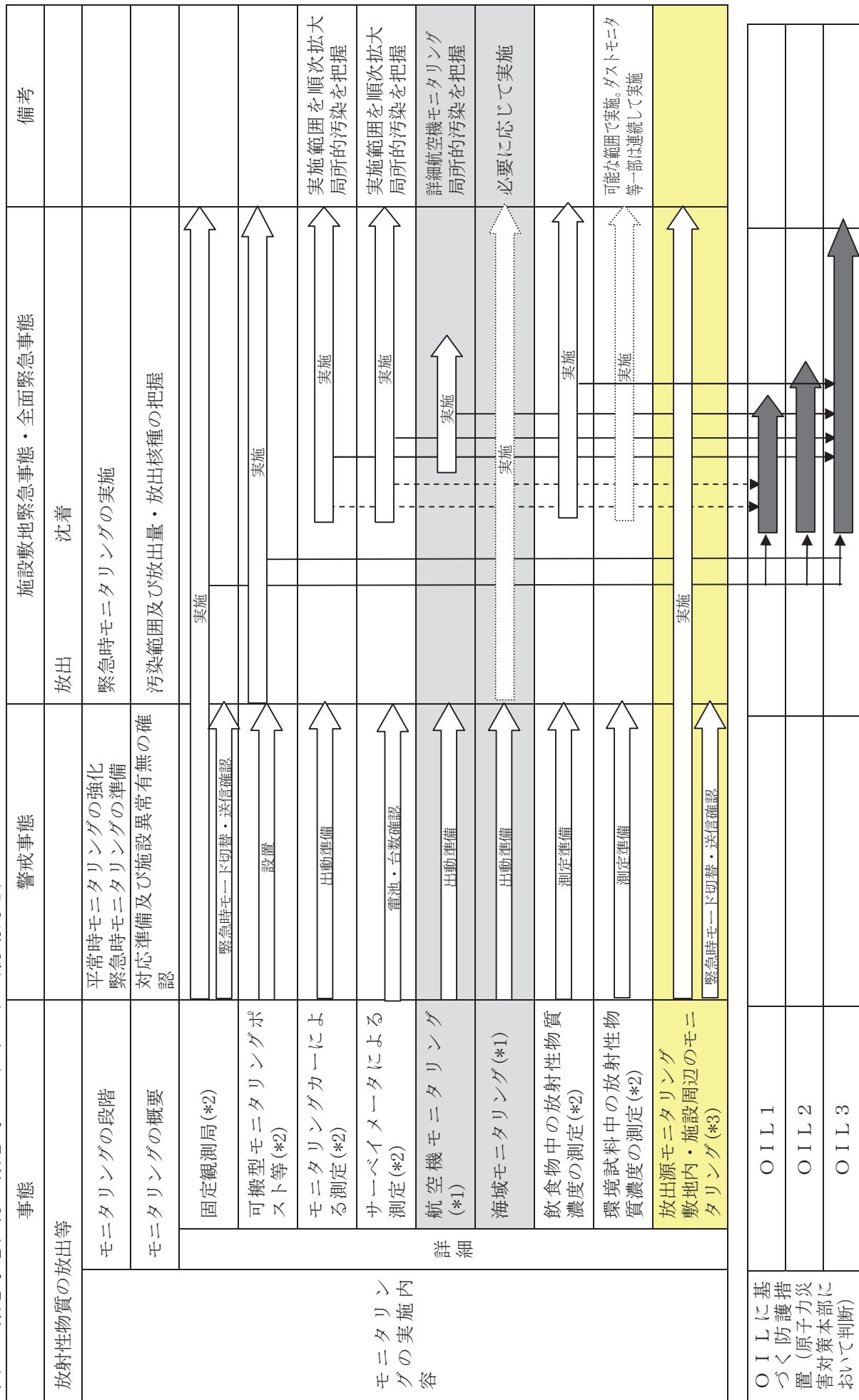
平常時及び緊急時に実施したモニタリングの結果は、市ホームページにより公表する。また、緊急時には、あらゆる広報媒体を通じて迅速な公表に努める。

【担当局区等：モニタリングを担当する各局、行財政局防災危機管理室】

#### ＜参考 市及び府が整備・維持するモニタリング機器＞（平成26年1月現在）

区分	型式名称	測定対象	測定範囲	台数<管理者>
府	<固定式モニタリング> モニタリングポスト（日立アロカメディカル㈱製MAR-22）	一般大気中における 空間放射線量（ $\gamma$ 線）	バックグラウンド～ 10 マイクログレイ ／時	3台 <府>
市	<可搬式モニタリング> シンチレーションサーベイメータ（日立アロカメディカル㈱製TCS-172B）	一般大気中における 空間放射線量（ $\gamma$ 線）	バックグラウンド～ 30 マイクロシーベルト／時	2台 <環境政策局>
	<可搬式モニタリング> シンチレーションサーベイメータ（日立アロカメディカル㈱製TCS-172B）			6台 <行財政局>
	ゲルマニウム半導体検出器（キヤンベラジャパン ㈱製GC4018）	食品、環境中の試料等 (飲料水、土壌等)	1ベクレル/kg 以上（上限なし）	1台 <保健福祉局>
	ゲルマニウム半導体検出器（セイコー・イージーアンドジー㈱製GEM20P4）		1ベクレル/kg 以上	1台 <上下水道局>
	ガイガーミュラー計数管（日立アロカメディカル㈱製JDC-125）	液体（固体）中の全 $\beta$ 線	0.3ベクレル/ $\ell$ 以上	1台 <上下水道局>

図1 緊急事態区分と緊急時モニタリング（初動対応）



## 京都市水道対策計画

### 第1 目的

この計画は、水道事業等について、京都市地域防災計画 原子力災害対策編（以下「原子力災害対策編」という。）第2章第6節に定める環境放射線モニタリング、第3章第8節に定める琵琶湖等の水道水源の放射性物質による汚染への対応、また、水道水の摂取制限及び制限時における広報体制等に関する必要な事項を定めるものである。

### 第2 モニタリングの実施

#### 1 測定方法

上下水道局所有のゲルマニウム半導体検出器を用いて、放射性核種3種類（ヨウ素 131、セシウム 134、セシウム 137）の測定を行う。

#### 2 平常時モニタリングの実施

次のとおり、平常時モニタリングを実施し、その結果を公表する。

##### （1）水道事業

水道原水及び市内給水栓水の放射性物質の測定を実施する。

事業名	測定対象及び採水箇所		測定回数
水道事業	水道原水	琵琶湖疏水第2疏水取水口	月1回
	水道水 (市内給水栓水)	上下水道局九条営業所（蹴上浄水場系） 上下水道局左京営業所（松ヶ崎浄水場系） 東向公園（新山科浄水場系）	

##### （2）地域水道事業及び京北地域水道事業

水道原水及び浄水場内給水栓水の放射性物質の測定を実施する。

事業名	測定対象及び採水箇所		測定回数
地域水道事業 及び 京北地域水道事業	水道原水 (水源地)	久多浄水場（深層地下水） 広河原・花脊浄水場（深層地下水） 弓削浄水場（表流水及び深層地下水） 大原第1浄水場（伏流水・高野川）*	3箇月に 1回
	水道水 (浄水場内)	久多浄水場 広河原・花脊浄水場 弓削浄水場 大原第1浄水場 京北中部浄水場	

\*大原簡易水道の採水箇所は、伏流水を水道原水としている大原第1浄水場を対象とする。

##### ア 久多簡易水道、広河原・花脊簡易水道及び弓削簡易水道

久多、広河原・花脊及び弓削の各簡易水道の浄水場は、大飯原子力発電所に係るU.P.Z（緊急時防護措置を準備する区域）に指定された範囲内にある水道施設であることから、モニタリングの対象とする。

##### イ その他の簡易水道等

大原簡易水道及び京北地域水道事業の大部分は、表流水又は伏流水を水道原水としており、水質は、桂川水系（上桂川）及び鴨川水系（高野川）に代表されることから、両水系のうち、給水人口の多い京北中部簡易水道及び大原簡易水道について、放射性物質の測定を定期的に実施する。

(参考) 地下水（深井戸）の安全性について

本市の簡易水道の水源として、多く用いられている深井戸については、厚生労働省からの通知「水道水中の放射性物質に係る管理目標値の設定等について」（平成24年3月5日付）によれば、次の理由により、放射性物質の影響が現れる蓋然性は低いとされている。

- 降下した放射性核種の大部分は地表面のごく浅い層に捕捉され、地下水に到達する放射性セシウムはごくわずかであること。
- 放射性ヨウ素の半減期が短いこと（8日間）。

なお、東京電力福島第一原子力発電所の事故の事例でも、深井戸を利用する周辺12水道事業者等において、放射性ヨウ素及び放射性セシウムの濃度はすべて検出下限値未満であったことが、報告されている。  
(厚生労働省「水道水における放射性物質対策検討会」（平成23年6月）による。)

### 3 緊急時モニタリングの実施

原子力発電所において放射性物質の漏えい又はそのおそれがある事故が発生した時は、次のとおり緊急時モニタリングを実施し、その結果をすみやかに公表する。併せて、京都府、滋賀県をはじめとする周辺自治体の環境放射線モニタリング情報等を随時確認し、広域的な状況把握に努める。

#### (1) 水道事業

緊急時には、水道原水及び水道水のモニタリング頻度を1日1回に強化し、状況に応じて浄水処理過程の調査を実施する。

#### (2) 地域水道事業及び京北地域水道事業

緊急時には、水道原水及び水道水のモニタリング頻度を1日1回に強化する。さらに、環境放射線モニタリング結果等を基に、他の簡易水道をモニタリング対象箇所に追加する。

## 第3 浄水処理の強化

水道原水のモニタリング結果等に異常が認められた場合は、厚生労働省による「水道水における放射性物質対策検討会」を踏まえた事務連絡「水道水中の放射性物質の低減方策について」（平成23年6月21日付、厚生労働省）に基づき、水道水中の放射性物質（放射性ヨウ素及び放射性セシウム）について、次のとおり低減方策を行う。

- ・放射性セシウム：凝集剤の增量、ちんでん処理水に凝集剤を添加してろ過する「二段凝集処理」など、凝集ちんでん及び急速ろ過処理の強化を図ることにより、ろ過水濁度の管理を徹底し除去に努める。
- ・放射性ヨウ素：弱前塩素処理に加え活性炭処理の併用により除去に努める。

なお、その他水質監視、連絡調整、浄水処理等に係る必要な対応については、「京都市上下水道局水道事業に係る水質汚染に関する措置要綱」等に準じて対処する。

## 第4 水道水摂取制限及び制限時における広報体制について

### 1 水道水の摂取制限

#### (1) 原子力緊急事態宣言が発出されていない場合

厚生労働省の通知（平成24年3月5日付）に基づき、水道水中の放射性セシウムの濃度が管理目標値を超過した場合、原因の究明を行い、適切に措置する。また、管理目標値を長期間超過すると見込まれる場合には、摂取制限等の措置を講じる。

#### (2) 原子力緊急事態宣言が発出された場合

水道水の放射性物質が、原子力災害対策指針が定める指標（O I L 6）を超えた場合は、国及び京都府の指導、助言、指示等に基づき、摂取制限等の必要な措置を講じる。

## 2 水道水の摂取制限における広報体制

水道水の摂取制限等の措置を講じた場合における広報については、「京都市上下水道局危機管理計画」及び「京都市上下水道局震災対策計画」に規定する広報計画を準用し、市災害対策本部を通じ、報道関係機関の協力を得て、発災直後から市民への速やかな情報提供を行うとともに、24時間体制で市民からの問合せ及び報道関係機関等の取材に対応する。また、市災害対策本部を始め、京都府、滋賀県、日本水道協会等を通じ、原発事故の詳細な情報、放射性物質の拡散状況、他都市からの応援の見込み等、事故対応に必要な情報収集に努める。

## 第5 水道水の摂取制限下における代替水の確保について

水道水の摂取制限下における代替水の確保について、本市が取り組むべき対応を以下のように定める。

### 1 市民による備蓄の活用

平時から市民一人ひとりが水の備蓄（一人1日3リットルを3日分程度）に取り組むよう、その必要性を啓発するとともに、発災時はこれを活用できるよう、市民の自助としての備蓄を促す。また、上下水道局が作製している災害用備蓄飲料水「京の水道 疏水物語」について普及のための周知活動を行う。

### 2 応急給水槽、配水池における放射性物質に汚染されていない水の確保

災害時の飲料水確保を目的に、上下水道局の施設（市内4箇所）の地下に設置している応急給水槽や市内各所の配水池において、放射性物質に汚染されていない水道水を一定量確保することに努める。

(参考) 緊急時の水道水確保量

- ・ 応急給水槽 : 356 m<sup>3</sup>
- ・ 配水池 : 46, 483 m<sup>3</sup>

### 3 災害時協力井戸の活用

市内622箇所（平成26年3月31日現在）登録されている災害時協力井戸を活用し、生活用水の確保を図る。

### 4 民間企業との協定、覚書による飲料水の供給

「災害時における飲料の提供協力に関する協定書」、「災害時における水の供給に関する覚書」に基づき、飲料水を供給する

### 5 給水車等による水の運搬、他水道事業体からの応援

他都市等との災害時相互応援協定に基づき応援要請を行い、放射性物質に汚染されていない水道水の確保及び運搬について協力を求める。

## 第6 大都市、近隣自治体との連携、応援体制について

水道水の摂取制限を実施した際に必要と想定される他都市からの応援受け入れについては、本市（上下水道局）が締結している他都市との災害時相互応援協定に基づき、これを行う。

なお、滋賀県及び大津市とは、琵琶湖水質等に関して定期的に情報交換を行うとともに、水質異常が発生した時などには、連携して対処する。また、淀川水質汚濁防止連絡協議会等とも情報共有を図り、対応する。

(参考) 上下水道局が締結している他都市等との相互応援協定（水道関係）

協定	参加事業体等
19大都市水道局災害相互応援に関する覚書	全国の政令市のうち18市と東京都

災害時における日本水道協会関西地方支部内の相互応援に関する協定	日本水道協会関西地方支部に属する各水道事業体
日本水道協会京都府支部水道災害相互応援に関する覚書	京都府支部に属する各水道事業体

## 原子力災害避難計画

### 第1 目的

この計画は、京都市地域防災計画原子力災害対策編（以下「原子力災害対策編」という。）第1章第6節に定める緊急時防護措置を準備する区域（以下「U P Z」という。）内における屋内退避、避難又は一時移転（以下「避難等」という。）のために必要な事項を定めるものである。

なお、この計画はU P Z内を対象としたものであるが、原子力災害対策編が想定する以外の原子力発電所事故又は地域についても、必要に応じ、この計画に準じるものとする。

### 第2 避難等の実施区分

避難等の実施区分は、次のとおりとする。

#### 1 屋内退避

放射性物質の吸引抑制や中性子線及びガンマ線を遮へいするため、家屋内に退避することにより、被ばくの低減を図る防護措置をいう。

屋内退避は、住民等が比較的容易に採ることができる対策であり、放射性物質の吸引抑制や中性子線及びガンマ線を遮へいすることにより被ばくの低減を図る防護措置である。屋内退避は、避難の指示等が国等から行われるまで放射線被ばくのリスクを低減しながら待機する場合や、避難又は一時移転を実施すべきであるが、その実施が困難な場合、国及び地方公共団体の指示により行うものである。特に、病院や介護施設においては避難より屋内退避を優先することが必要な場合があり、この場合、一般的に遮へい効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効である。

- ・ P A Zにおいては、全面緊急事態に至った時点で、原則として避難を実施するが、避難よりも屋内退避が優先される場合に実施することがある。
- ・ U P Zにおいては、段階的な避難やO I Lに基づく防護措置を実施するまでは屋内退避を原則実施しなければならない。
- ・ U P Z外においては、U P Zと同様に、事態の進展等に応じて屋内退避を行う必要がある。このため、全面緊急事態に至った時点で、必要に応じて住民等に対して屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行わなければならない。

上記の屋内退避の実施に当たっては、ブルームが長時間又は断続的に到来することが想定される場合には、その期間が長期にわたる可能性があり、屋内退避場所への屋外大気の流入により被ばく低減効果が失われ、また、日常生活の維持にも困難を伴うこと等から、避難への切替えを行うことになる。特に、住民等が避難すべき区域においてやむを得ず屋内退避をしている場合には、医療品等も含めた支援物資の提供や取り残された人々の放射線防護について留意するとともに、必要な情報を絶えず提供しなければならない。

（出典：原子力災害対策指針）

#### 2 避難又は一時移転

住民等が一定量以上の被ばくを受ける可能性がある場合に、放射性物質又は放射線の放出源から離れることにより、被ばくの低減を図る防護措置をいう。

避難は、空間放射線量率が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるため緊急で実施するものであり、一時移転は、緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばく低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるために実施するものである。避難場所等については、事前にモニタリングにより汚染の状況を確認するとともに、そこに移動してきた住民等の内部被ばくの抑制や皮膚被ばくの低減等の観点から、スクリーニングとその結果に応じて除染を行うことが必要である。

具体的な避難及び一時移転の措置は、原子力災害対策重点区域の内容に合わせて、以下の通り講じるべきである。

- ・ P A Zにおいては、全面緊急事態に至った時点で、原則として全ての住民等に対して避難を即時に実施しなければならない。
- ・ U P Zにおいては、原子力施設の状況に応じて、段階的に避難を行うことも必要である。また、緊急時

モニタリングを行い、数時間内を目途にO I L 1を超える区域を特定し避難を実施する。その後も継続的に緊急時モニタリングを行い、1日以内を目途にO I L 2を超える区域を特定し一時移転を実施しなければならない。

- ・ U P Z外においては、放射性物質の放出後についてはU P Zにおける対応と同様、O I L 1及びO I L 2を超える地域を特定し、避難や一時移転を実施しなければならない。

上記の避難及び一時移転の実施に当たっては、原子力規制委員会が施設の状況や緊急時モニタリング結果を踏まえ、気象予測や大気中拡散予測の結果等を参考にしつつ実施の判断を行った上で、国の原子力災害対策本部が、輸送手段、経路、避難所の確保等の要素を考慮した避難等の指示を、地方公共団体を通じて住民等に混乱がないよう適切かつ明確に伝えなければならない。このためには、各種の輸送手段、経路等を考慮した避難計画の立案が必要である。

また、避難等には肉体的・精神的影響が生じることから、一般の住民等はもとより、自力避難が困難な災害時要援護者等に対して、早い段階からの対処や必要な支援の手当てなどについて、配慮しなければならない。

また、避難場所の再移転が不可欠な場合も想定し、可能な限り少ない移転となるよう、避難場所の事前調整が必要である。さらに、避難が遅れた住民等や病院、介護施設等に在所している等により早期の避難が困難である住民等が一時的に退避できる施設となるよう、病院、介護施設、学校、公民館等の避難所として活用可能な施設等に、気密性の向上等の放射線防護対策を講じておくことも必要である。

(出典：原子力災害対策指針)

### 第3 避難等の勧告又は指示の判断基準

避難等の勧告又は指示の判断基準は、次のとおりとする。

#### 1 屋内退避

大飯発電所における事態が次のいずれかに該当した場合

- (1) E A Lに基づく全面緊急事態に至ったことにより、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言（原災法第15条事象）を発出した場合（緊急事態宣言を発出し、必要な防護措置を指示した場合）
- (2) その他京都市災害対策本部長（以下「本部長」という。）が必要と認めた場合

**【参考資料1-1】緊急事態区分を判断するE A Lの枠組みについて（原子力災害対策指針：加圧水型軽水炉－全面緊急事態を判断するE A L）**

#### 2 避難又は一時移転

大飯発電所における事態が次のいずれかに該当した場合

- (1) 事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難指示等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合
- (2) 国及び京都府と連携し、緊急時モニタリング結果や原子力災害対策指針に基づいたO I Lの値を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針の指標を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合
- (3) その他本部長が必要と認めた場合

**【参考資料1-2】O I Lと防護措置について（原子力災害対策指針抜粋）**

### 第4 避難等の実施

#### 1 屋内退避

- (1) 情報伝達の実施

ア 国の災害対策本部長（内閣総理大臣）が、屋内退避の勧告又は指示を実施することとした場合は、ただちにU P Z内の住民をはじめ該当地域内にある者（以下「住民等」という。）に対する屋内退避の勧告又は指示を行うとともに、U P Z外の住民等に対し、必要に応じて、屋内退避の勧告又は指示を行う可能性がある旨の注意喚起を行う。さらに、自衛隊、京都府警察本部等の関係機関に勧告又は指示の内容を伝達し、必要に応じ協力を要請する。  
イ 各部及び避難対象区域を含む区の区災害対策本部（以下「区本部」という。）は、次の事

項を実施する。

(ア) 総合企画部

a 新聞、テレビ、ラジオ等、報道機関に対して、屋内退避の勧告又は指示を行った旨を連絡するとともに、報道について協力を依頼する。

b インターネット等の情報通信手段により、屋内退避の勧告又は指示の内容を広報する。

(イ) 区本部

a 電話等により、住民等に対し屋内退避の勧告又は指示の内容を伝達する。

b 関係する自主防災組織に対し、屋内退避の勧告又は指示の内容を伝達するとともに、住民等への伝達を要請する。

c 公用車両等により、住民等に対し屋内退避の勧告又は指示の内容を伝達する。

(ウ) 消防部

a 消防車両、ヘリコプター等により、住民等に対し屋内退避の勧告又は指示の内容を伝達する。

b 特に、屋外で活動している区域内の林業従事者や観光客等の一時滞在者に対しては、ヘリコプターを活用し上空からの伝達を重点的に行うとともに、屋内退避の方法について必要な情報伝達を行う。

(2) 避難時集合場所の開設準備

屋内退避の対象区域を含む区の区災害対策本部長（以下「区本部長」という。）は、事態の進展に伴う避難及び一時移転の勧告又は指示に備えるという観点から、必要に応じ、原則として市地域防災計画資料編「資料3-7-1」に定める避難所（以下「避難所」という。）又はあらかじめ指定した施設の中から、避難及び一時移転のために一時的に集合する場所（以下「避難時集合場所」という。）を開設するための準備を開始する。

**【参考資料2】「避難時集合場所指定状況」**

(3) 屋内退避の勧告又は指示時の住民等への指導事項は、次のとおりとする。

ア 自宅、職場、最寄りの公共施設等の建物（コンクリート建物であることが望ましい。）内に退避すること。

イ 外から建物内に退避した時は顔や手足を洗い、うがいをすること。

ウ 窓、扉等すべての開口部を閉鎖すること。

エ 外気を取り入れるような換気扇などは停止すること。

オ 指示があるまで外出しないこと。

カ できる限り窓際を離れ、屋内の中央にとどまること。

キ 新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等により正しい情報を得て、デマや風評に惑わされないよう努めること。

ク 地域生産物（放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。）の摂取をしないこと。

ケ 屋内退避を要する区域外にある者は、当該区域に立ち入らないこと。

## 2 避難又は一時移転

(1) 情報伝達の実施

情報伝達の実施要領は、前述1(1)に準じるものとする。この場合、「屋内退避」は「避難又は一時移転」に読み替えるものとする。

(2) 避難時集合場所の開設

避難又は一時移転の対象区域を含む区の区本部長は、ただちに避難時集合場所を開設する。

**【参考資料2】「避難時集合場所指定状況」**

(3) 避難者の受入れ、避難状況の把握等

区本部長は、開設する避難時集合場所ごとに避難誘導責任者を指名し、次の措置をとらせる。

- ア 開設しようとする避難時集合場所へ赴き、避難時集合場所の所有者、管理者又は占有者の協力を得て避難時集合場所を開設するとともに、避難時集合場所としての使用の可否を確認し、その結果を区本部長に報告する。
- イ 地元自治会等の協力を得て、避難を要する者（以下「避難者」という。）を把握するとともに、要配慮者（高齢者、乳幼児、身体障害者、知的障害者、病人、妊婦、日本語がわからない外国人など災害に対して迅速に必要な情報を得たり、行動をとることが困難な者で、災害時に特に配慮を要する者をいう。以下同じ。）の状況を把握し、必要な措置をとる。
- ウ 市本部及び区本部との情報伝達手段を確保するとともに、緊密な連携をとり、災害状況の把握に努める。
- エ 避難者のスムーズな受入れを行うとともに、把握した避難者の避難状況を確認するよう努める。
- オ 受け入れた避難者の状況を把握し、区本部に報告する。
- カ 避難者の集合状況を把握するため、「避難者名簿」（別記様式）を作成し、管理する。
- キ 受け入れた避難者に対し、正確な情報を提供するとともに適切な指示を行い、不安の除去及び要望の把握に努める。
- ク その他必要な措置を行う。

#### (4) 自治会等への協力要請

区本部長は、自治会等地域の各種団体に対し、住民相互の避難誘導及び避難誘導責任者が到着するまでの間の避難時集合場所の開設、その他避難者が迅速かつ安全に避難するための協力を要請する。

#### (5) 避難所の指定、開設指示

本部長は、災害の状況を勘案して、原則として避難所の中から、避難者を収容するための避難所を選定するとともに、関係する区本部長に対し、当該避難所の開設、避難誘導の実施、避難者の受入れ及び避難所の運営等を指示する。

#### (6) 避難所の開設、運営

避難所の開設、運営等に係る事項は、京都市地域防災計画一般災害対策編第3章災害応急対策計画第7節「避難所の開設・運営」に準じるものとする。

#### (7) 緊急輸送の実施

##### ア 緊急輸送車両等の手配

本部長は、直ちにU P Zごとに緊急輸送に必要な車両及び緊急輸送を行う者（以下「緊急輸送車両等」という。）を手配するとともに、避難者の緊急輸送を依頼する。

緊急輸送車両等の手配要領は、原則として次のとおりとする。

- (ア) U P Z付近にある公用車両を活用する。
- (イ) U P Z付近にある民間事業者等の協力を要請する。
- (ウ) 交通部の保有するバス等を活用する。
- (エ) 京都府バス協会にバス輸送の協力を要請する。

#### 【参考資料3】「U P Z付近における公用車両等の状況」

##### イ 避難経路

避難経路は【別図】のとおりとする。ただし、災害、気象、その他の状況によりこれによりがたい場合は、緊急輸送を行う者が適切に判断する。

#### 【別図】「避難経路図等」

#### (8) スクリーニング及び除染の実施

本部長は、京都府等と連携し、避難及び一時移転の対象となった住民等に対し、その移動先において汚染拡大の防止等のために、スクリーニングを行い、原子力災害対策指針の定める基準値を超えた場合には除染を行う。

**ア スクリーニング及び除染場所の設置**

本部長は、スクリーニング及び除染を行う場所を選定するとともに、区本部長及び消防部長にスクリーニング及び除染の実施を指示する。

スクリーニングの場所は、原則として避難所に近接する場所に設置する。

**イ スクリーニングの種類**

(ア) 体表面スクリーニング

(イ) 物品のスクリーニング

**(9) 避難及び一時移転の勧告又は指示時の住民等への指導事項は、次のとおりとする。**

ア 速やかに最寄りの避難時集合場所へ集合すること。ただし、時間的猶予又は地理的状況等により避難時集合場所に集合するよりも自ら避難区域外に移動することが合理的である場合は、避難時集合場所に集合することなく、自ら避難すること。

イ 避難時集合場所が使用できない場合は、避難時集合場所に集合することなく、緊急輸送車両等が到着するまでの間、コンクリート建屋又は自宅等の屋内で待機するか、もしくは自ら避難すること。

ウ 必要に応じ自家用車等を使用するとともに、可能な限り近隣者と乗り合わせること。

エ 地域生産物の摂取をしないこと。

オ マスク及び外衣を着用し、素肌の露出をできるかぎり避けること。

カ 携行品は最小限にとどめること。

キ 自宅、勤務場所等の火気、電気、施錠等の状況を確認すること。

ク 避難者相互に助け合うとともに、避難誘導責任者、緊急輸送を行う者、区本部管理担当者（市地域防災計画に定める区本部管理担当者をいう。）等の指示に従うこと。

ケ 京都市及び京都府等が必要に応じて実施する緊急医療措置及び健康調査等に協力すること。

コ 避難対象区域外にある者は、当該区域内に立ち入らないこと。

サ 自ら避難した場合は、区本部又は自主防災組織に自らの避難状況を報告すること。

**(10) 避難状況の確認**

区本部長は、避難者の避難状況を確認するとともに、避難者に対し必要な情報提供、措置等を行う。

**第5 安定ヨウ素剤の予防服用に係る措置**

本部長は、原子力災害対策本部の指示に基づき、又は、独自の判断により、避難又は屋内退避の指示を行った服用対象の住民等に対し、安定ヨウ素剤を配布するとともに、原則として医師の関与の下で、適切に服用できるよう措置を講じる。

ただし、時間的制約等により、医師を立ち会わせることができない場合には、薬剤師の協力を求める等、あらかじめ定める代替の手続きによって配布、服用の指示を行う。

具体的な手順等については、別に定める「原子力災害時における安定ヨウ素剤の予防服用実施要領」による。

**第6 避難等の解除****1 屋内退避の勧告又は指示の解除**

本部長は、屋内退避の勧告又は指示を解除したときは、屋内退避指示等の伝達の要領に準じ、屋内退避指示等を解除した旨を伝達する。

**2 避難及び一時移転の勧告又は指示の解除**

(1) 本部長は、避難及び一時移転の勧告又は指示を解除したときは、避難及び一時移転の勧告又は指示の伝達の要領に準じるとともに、必要に応じ自力での帰宅が困難な避難者を避難時集合場所等へ輸送するための車両を手配し、輸送する。

(2) 避難所の閉鎖に係る事項は、京都市地域防災計画一般災害対策編第3章災害応急対策計画 第7節「避難所の開設・運営」に準じるものとする。

## 第7 避難マニュアルの作成

### 1 避難マニュアルの作成

この計画に基づく避難等の措置を円滑に実施するために、UPZの各地域においては、それぞれ避難マニュアルを作成する。なお、地域の実情等に応じて、逐次、内容の修正を行う。

### 2 避難マニュアルの作成に係る情報提供等

- (1) 京都市（防災危機管理室）は、避難マニュアルの作成が必要な地域に対し、住民説明会を開催するなど、市の原子力防災対策、避難マニュアル作成の必要性等、必要な情報提供を行う。
- (2) 京都市（区役所・消防署）は、地域が避難マニュアルを作成するに当たり、必要な防災指導を実施する。

### 3 避難マニュアルの内容

- 避難マニュアルに定める内容は、おおむね次のとおりとする。
- (1) 電話連絡網等、緊急時の情報伝達体制に関すること。
  - (2) 地域内の要配慮者への援助に関すること。
  - (3) 避難時等における自家用車の乗り合い等、住民相互の助け合いに関すること。
  - (4) 夜間・休日等、市職員が参集するまでの間の行動に関すること。
  - (5) その他地域の実情に照らし必要な事項

### 4 マニュアルに基づく訓練の実施

- (1) 避難マニュアル作成した地域は、同マニュアルに沿った訓練を実施するとともに、訓練結果を検証し、改善する。
- (2) 京都市（防災危機管理室・区役所・消防署）は、地域が実施する訓練について積極的な情報提供及び助言を行う。

## 参考資料 1-1

## 各緊急事態区分を判断する E A L の枠組みについて【原子力災害対策指針 抜粋】

加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉施設（原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

警戒事態を判断する E A L	緊急事態区分における措置の概要
<p>① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の 1 チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できること。</p> <p>③ 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。</p> <p>④ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が 1 系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が 1 つの電源のみとなり、その状態が 15 分以上継続すること、又は外部電源喪失が 3 時間以上継続すること。</p> <p>⑤ 原子炉の停止中に 1 つの残留熱除去系ポンプの機能が喪失すること。</p> <p>⑥ 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。</p> <p>⑦ 原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</p> <p>⑧ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</p> <p>⑨ 重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑩ 燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。</p> <p>⑪ 当該原子炉施設等立地道府県において、震度 6 弱以上の地震が発生した場合。</p> <p>⑫ 当該原子炉施設等立地道府県において、大津波警報が発令された場合。</p> <p>⑬ オンサイト統括補佐が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。</p> <p>⑭ 当該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。</p> <p>⑮ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。

施設敷地緊急事態を判断する E A L	緊急事態区分における措置の概要
<p>① 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。</p> <p>② 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失すること。</p> <p>③ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が 30 分以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第 57 条第 1 項及び実用発電用原子炉及びその附属設備の技術基準に関する規則第 72 条第 1 項の基準に適合しない場合には、5 分以上）継続すること。</p> <p>④ 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が 5 分以上継続すること。</p> <p>⑤ 原子炉の停止中に、全ての残留熱除去系ポンプの機能が喪失すること。</p> <p>⑥ 使用済み燃料貯蔵槽の水位を維持できること又は当該貯蔵槽の水位を維持できないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できること。</p> <p>⑦ 原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑧ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑨ 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑩ 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。</p> <p>⑪ 炉心の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。</p> <p>⑫ 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃</p>	P A Z 内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。

料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。  
⑬ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。  
⑭ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。

全面緊急事態を判断する E A L	緊急事態区分における措置の概要
<p>①原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒挿入により原子炉を停止することができない。</p> <p>②原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。</p> <p>③原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての注水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。</p> <p>④原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は温度に達すること。</p> <p>⑤全ての交流母線から電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属設備の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、30分以上）継続すること。</p> <p>⑥全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。</p> <p>⑦炉心損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の出口温度を検知すること。</p> <p>⑧蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水貯蔵槽からの注水ができないこと。</p> <p>⑨使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できること。</p> <p>⑩原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑪燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑫原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>⑬その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	P A Z内の住民避難等の防護措置を行うとともに、U P Z及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。

## 参考資料 1-2

## ○ I Lと防護措置について（原子力災害対策指針）

基準の種類		基準の概要と初期設定値	初期設定値 <sup>※1</sup>		防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 マイクロシーベルト/時 (地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率 <sup>※2</sup> )		数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	$\beta$ 線 : 40,000 cpm <sup>※3</sup> (皮膚から数 cm での検出器の計数率)		
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 <sup>※5</sup> の摂取を制限するとともに、住民等を 1 週間程度内に一時移転させるための基準	20 マイクロシーベルト/時 (地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率 <sup>※2</sup> )		1 日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限とともに、1 週間程度内に一時移転を実施。
	O I L 6	飲食物に係るスクリーニング基準	0.5 マイクロシーベルト/時 <sup>※6</sup> (地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率 <sup>※2</sup> )		
飲食物摂取制限 <sup>※9</sup>	O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 <sup>※7</sup>	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他
			放射性ヨウ素	300 ベクレル/kg	2,000 ベクレル/kg <sup>※8</sup>
			放射性セシウム	200 ベクレル/kg	500 ベクレル/kg
			アルミニウム(電離力 元素のアルファ種)	1 ベクレル/kg	10 ベクレル/kg
			ウラン	20 ベクレル/kg	100 ベクレル/kg

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるO I Lの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはO I Lの初期設定値は改定される。

※2 本値は地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用にあたっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上 1 m での線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

※3 我が国において広く用いられている $\beta$  線の入射窓面積が 20cm<sup>2</sup> の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約 120 ベクレル/cm<sup>2</sup> 相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

※4 ※3 と同様、表面汚染密度は約 40 ベクレル/cm<sup>2</sup> 相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。

※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEA の G S G - 2 における O I L 6 を参考として数値を設定する。

※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。

※9 IAEA では、O I L 6 に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準である O I L 3、その測定のためのスクリーニング基準である O I L 5 が設定されている。ただし、O I L 3 については、IAEA の現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、O I L 5 については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

**参考資料2****避難時集合場所**

(人口等は、平成26年1月1日住民基本台帳による)

行政区	地域	世帯数	人口 (人)	避難時集合場所等の名称	
				所在地	電話番号
左京区	久多	62	100	久多いきいきセンター	
				久多下の町 203	748-2775
	広河原	41	110	左京区役所久多出張所	
				久多宮の町 3	748-2020
右京区	京北上弓削町 上川行政区	56	120	元京都市立堰源小学校	
				広河原能見町 87	746-0315
				ほんみち京都山林管理事務所	
				広河原杓子屋町 266-1	746-0303
				京北第三小学校	
				上弓削町弾正 27	854-0244
				弓削自治会館	
				下中町東石原 5	854-0001

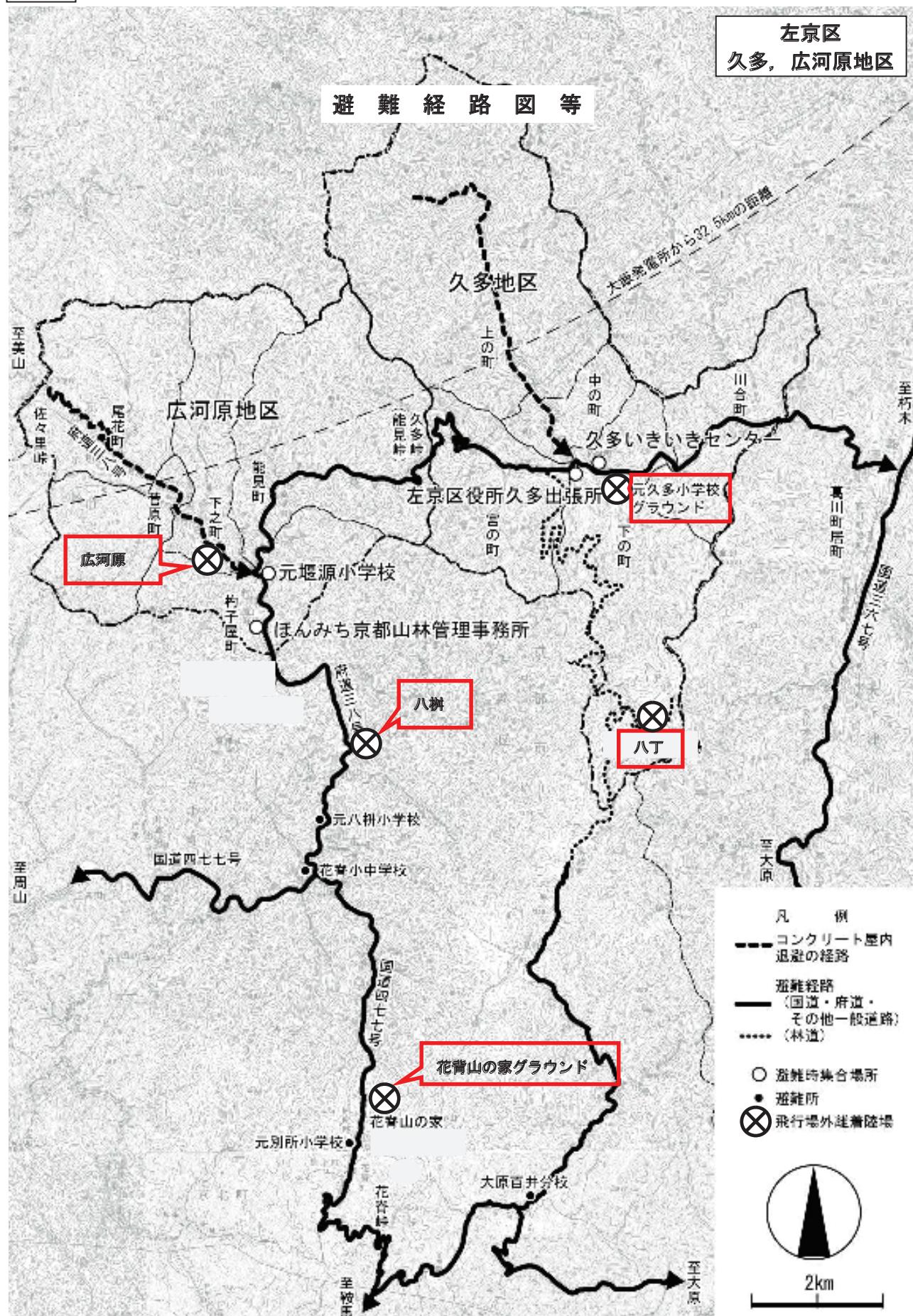
## 参考資料3

## U P Z付近における公用車両等の状況

平成26年1月1日現在

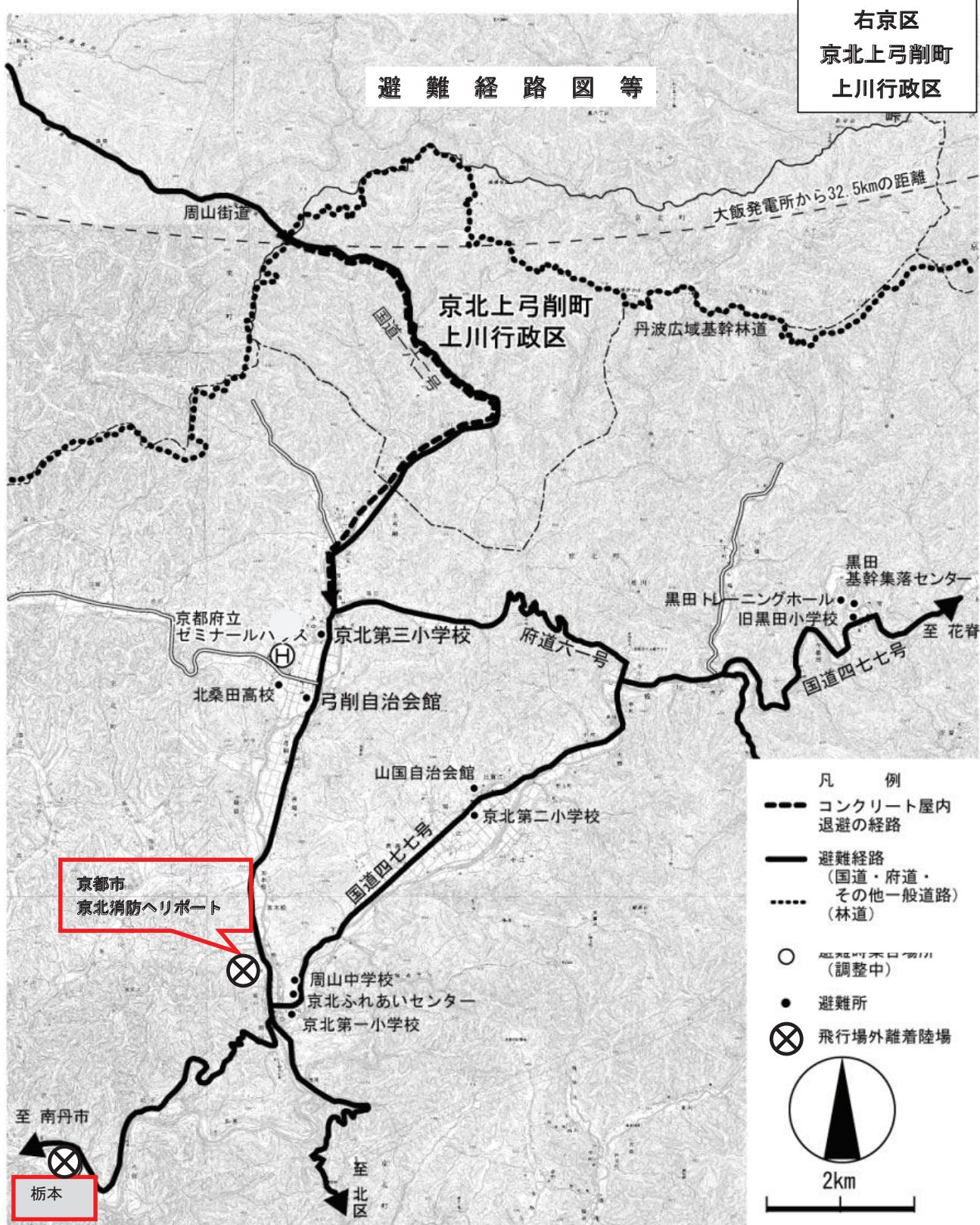
区	場所区分	常時保管場所		車種		乗車定員(人)	車両管理責任者			台数・乗車定員合計
		所在地名称	所在地	大区分	小区分		局区等	所属・課等	連絡先電話番号 通常	
左京区	久多	左京区役所 久多出張所	久多宮の町3	軽	軽四輪自動車	4	左京区役所	久多出張所	(748) 2020	(702) 1000 (区役所代表)
		久多いきいきセンター	久多下の町203	普通	乗用車	8	保健福祉局	久多いきいきセンター運営委員会 (委託先団体)	(748) 2775	別に定める
		駐車場	久多宮の町3	中型・大型	マイクロバス (普通)	15	教育委員会	調査課	(222) 3767	—
	花脊	左京区役所 花脊出張所	花脊大布施町196	普通	乗用車	5	左京区役所	花脊出張所	(746) 0215	(702) 1000 (区役所代表)
		花背消防吏員駐在所	花脊八幡町1-1	普通	その他	5	消防局	左京消防署	(746) 0062	(746) 0062
		花背山の家	花背山の家	普通	ライトバン	8	教育委員会	花背山の家	(746) 0576 (年末年始を除く)	9台 73人
				普通	ライトバン	6				
				普通	その他	7				
				軽	軽四輪貨物車	4				
		駐車場	花脊大布施町797	中型・大型	マイクロバス (普通)	29	教育委員会	調査課	(222) 3767	—
右京区	京北	京北合同庁舎	京北周山町上寺田1-1	普通	乗用車	5	建設局	京北・左京山間部土木事務所	(852) 1819	(852) 1855
				普通	乗用車	5				
				中型・大型	その他	6				
				中型・大型	その他	6				
				中型・大型	その他	3				
				軽	軽四輪貨物車	2				
				普通	乗用車	5				
				軽	軽四輪自動車	4	産業観光局	京北農林業振興センター	(852) 1817	(852) 1850
				軽	軽四輪自動車	4				
				軽	軽四輪貨物車	2				
				普通	乗用車	5	右京区役所	京北出張所	(852) 0300	(852) 1830
				軽	軽四輪自動車	4				
				普通	乗用車	5				
				軽	軽四輪自動車	4				
				普通	乗用車	5				
				普通	乗用車	5				
				中型・大型	その他	3	上下水道局	地域事業課 (京北分室)	(852) 1820	(852) 1860
				軽	軽四輪自動車	4				
				軽	軽四輪貨物車	2				
		京北消防出張所	京北下中町勝山田8	普通	その他	5				
		周山中学校グラウンド	京北下町折谷3-14	大型特殊	その他	2	建設局	京北・左京山間部土木事務所	(852) 1819	(852) 1855

## 別図



避 難 經 路 史 等

右京区  
京北上弓削町  
上川行政区



## 別記様式

## 屋内退避者名簿

No.

番号	氏名	ヨミガナ	性別	住所	退避所名			備考
					月	日	時	
1			男・女					
2			男・女					
3			男・女					
4			男・女					
5			男・女					
6			男・女					
7			男・女					
8			男・女					
9			男・女					
0			男・女					
1			男・女					
2			男・女					
3			男・女					
4			男・女					
5			男・女					
6			男・女					
7			男・女					
8			男・女					
9			男・女					
0			男・女					

---

# **京都市地域防災計画**

## **原子力災害対策編**

発行 京都市防災會議  
編集 京都市行財政局防災危機管理室  
TEL (075) 212-6792  
発行年月 平成26年11月

---